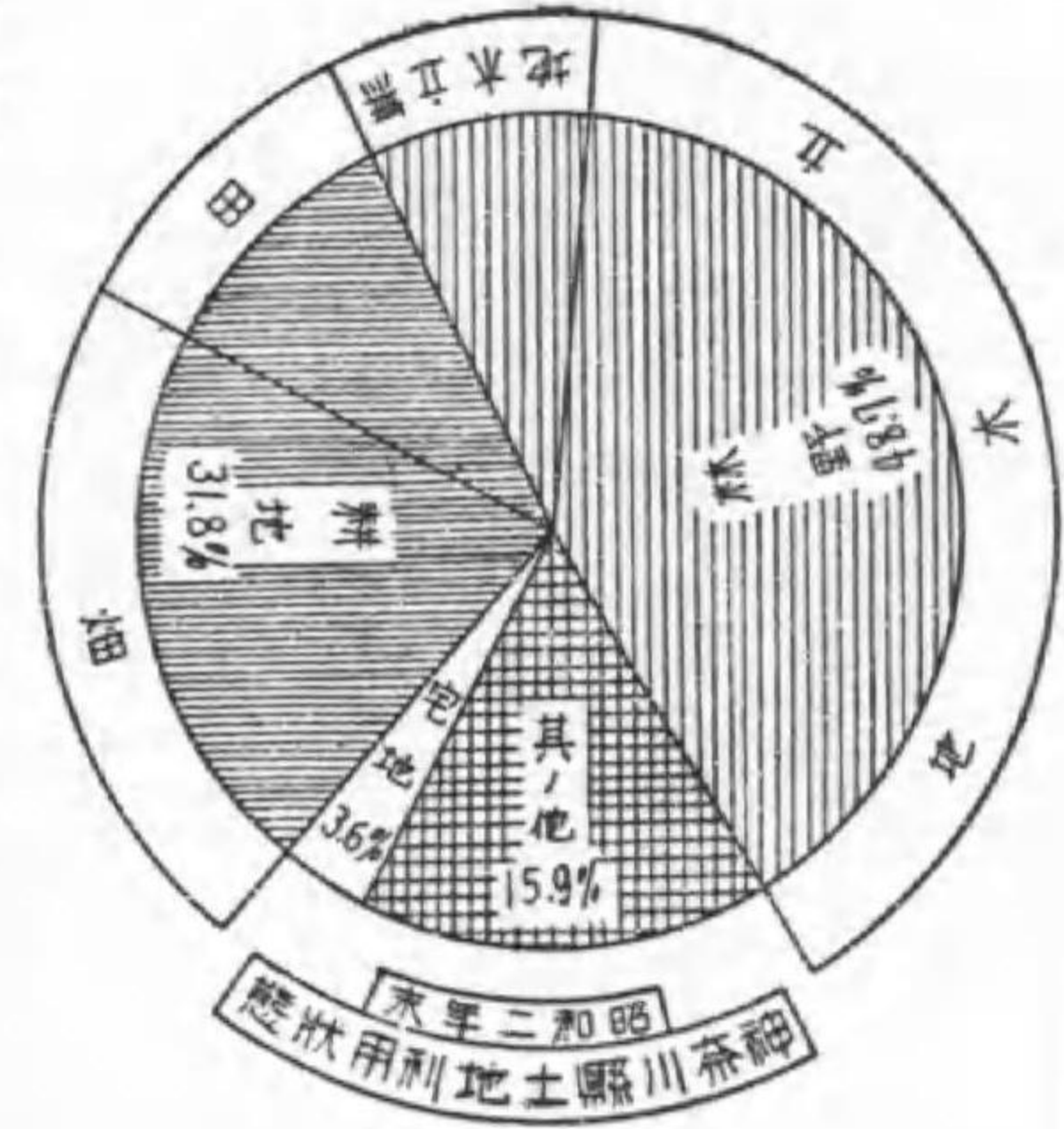


本縣の土地利用状態 (昭和二年末)

面積 (歩合)	面積 (歩合)
林野 11,880 (41.8%)	耕地 8,520 (28.7%)
宅地 7,550 (25.2%)	其他 1,150 (3.8%)
其他 7,330 (24.3%)	無立木地 1,900 (6.3%)
計 28,330	計 100.0



震災荒廢林地八千ヘクタール

震災による荒廢林地は治水上一日も忽諸に附することが出来ないか

二萬立方メートル (六十萬圓内外)、竹材十萬束 (十萬圓)、木炭六百萬キログラム (五十萬圓内外) で、何れも縣内の需要を充たすに足らず、爲に二百三四十萬立方メートルの木材、八千萬キログラムの木炭を移入及び輸入してゐる。而して無立木の原野が二萬ヘクタールもあり、それに大正十二年の大地震に土砂が崩壞した爲荒廢した林地が八千ヘクタールもある。

本縣は林業に好適

ら、直に其の復舊事業に着手し、年々五六十萬圓の經費を投じてゐる。更に原野や粗悪な森林の改善・殖林も必要で、少しく注意し、努力する時は、其の生産力を従來の二三倍にすることは敢へて難くはない。殊に本縣は、氣候は溫暖で樹木の生育に適し、人口は多く、需要は殆ど無限

本縣民有林の林相別面積 (昭和二年末)

林相	公有林 (ヘクタール)	社寺有林 (ヘクタール)	私有林 (ヘクタール)	計 (ヘクタール)	歩合 (%)	主なる樹種 (量ノ大ナル順)
針葉樹林	5,940	580	1,470	7,990	21.6	クロマツ・スギ・アカマツ・ツゲ・モミ・ヒノキ・サハラ等
闊葉樹林	8,800	670	6,000	15,470	37.9	常緑カシ類・クヌギ・アナ・コナラ・クヌギ・クス・ダリ・ホ・シヒ・オホナラ・トチ・カシハ・カヘテ類等
針闊混滑樹林	5,570	600	1,340	7,510	19.0	マダケ・モウソウダケ・ハコネダケ等
竹林	360	40	1,840	2,640	2.3	
計	20,710	1,990	10,250	32,950	80.8	
無立木地	2,150	300	6,450	9,900	19.2	
合計	33,490	2,300	24,140	59,930	100.0	

で、且交通運搬の便がよいから、林業上他府縣よりも遙に多くの地利、天恵を得てゐるし、而も前述の如く森林は治水・保健衛生に對しても重要な關係を持つてゐるから、縣は政府の森林政策と相呼應して、森林の造成、林業の發達の爲に指導獎勵の機關を設け、更に造林・竹林造成・樹苗養成・林道・木炭倉庫の築設等に補助金を交付して獎勵してゐる。本縣に於ける林野所有者は、宜しく己一個の爲のみならず、社會公共の爲にも森林の改良増殖を行ふべく、一般縣民も亦森林の社會公共的特質に鑑み、其の愛護に努力すべきである。

森林を經營するには遠大の計と周密な調査とを要する。森林は農作物などのやうに僅か數ヶ月に其の利益を收めることは出来ない。薪炭材の如き小木材を産するにも十年位の歳月を要する。況んや優良な大用材を産するには實に數百年を要するし、森林の治水・國土保安等の作用も、成林後歳月を経るに隨つて益々威力を發揮するのであり、且多

森林經營は遠大な計と周密な調査とを要する。

くは人里遠く離れた山奥に存在するものであるから、天然作用に反抗して、之を生育繁茂さすことは實に難事中の難事といはねばならぬ。又森林産物はある大きさに達せざれば三文の價値もないから、中途で濫に其の經營法を變更することを許さない。故に經營の當初によく氣候・土質は勿論其の附近に於ける草木の繁茂状態・交通運搬乃至勞力等に至るまで、其の土地の事情を調査攻究し、次に其の氣候・風土に適し、強健にして生長の旺盛なもの、造林の容易にして用途の廣きもの、高價貴重なる製産物を産する樹種を選むべきである。而して其の土地と樹種とに適する方法を以て、森林を造成し、適當な時期を見計つて之を伐採利用するがよい。だから其の種子及び苗木は成るべく其の地方に産する優良なものを用ひるのが最も安全であり、且有利である。伐採跡地を天然に成林せしめる場合も、既に前生木伐採の時から注意して、優良樹種が多く發生し、繁茂するやうに取扱ふことが必要である。此の注意

成林後の手入法

を怠り、濫に伐採する時は、良木が漸次に減つて悪木ばかりの森林となる。成林後の森林に於ても、悪木の生長を矯めて、良木の飽迄繁茂し得るやうに、之を保護撫育する時は益々良木を得るに至るのである。丁度吾人の社會に教育、及び諸種の勸善懲惡機關が完備して居ないと、悪人が跳梁するのと同じで、森林に於ても保護撫育の手入法を講じなければ、良木は得られないのである。

供用林と保安林

保安林

森林の名稱には種々あるが、其の目的によつて大別したものに供用林と保安林とがある。供用林とは木材其の他の林産物、即ち森林直接の効用を主とする普通の森林で、經濟林とも稱する。保安林とは治水・國土保安・風致・衛生等、森林間接の効用を充分發揮せしめんとする森林で、國家社會の公衆に及す利益が、林産上のそれよりも多大なる時は、法律に基づいて其の森林を保安林に編入して、其の保續、或は成立を計り、又荒廢させぬやう其の伐採を制限し、或は禁止し、更に其の施

廣大なる震災荒廢
林地に土砂扞止の
保安林

業方法をも指定するのである。一面保安林には租税其の他の公課を免じ、森林犯罪に對する罰は重くし、森林造成の補助金も多く、又特種の損害に對しては補償の制度まで設けられてゐる。本縣相模川以西の山岳部五郡三十五ヶ町村に亘る八千二百五十五ヘクタールの廣大な震災荒廢林地も、治水上重要なものから着々土砂扞止の保安林に編入せられ、其の復舊事業は大部分國庫補助金を以て、箱根山・丹澤山附近二十數ヶ町村に於て、目下盛に行はれつゝある。然し所有權の行使に制限或は禁止を加へ、施業の方法を指定するのは重大問題であるから、保安林の編入又は解除には慎重な手續法を設けてゐる。

保安林の編入・解除の事件が起れば、先づ森林所有者を始め一般に周知せしめ、利害關係者の異議の有無を確め、次に森林の保安に關係ある官吏並びに民間有力者よりなる地方森林會に附議して其の意見を徴し、而して後、地方長官或は農林大臣に於て慎重に調査の上、之を決定し、官報に告示し、更に其の決定を森林所有者其の他に周知せしめる手續を執つてゐるのみならず、尙訴訟或は行政訴訟の途をも講じてゐる。世には往々にして、

保安林は必ずしも
禁伐林ではない。

保安林を禁伐林と誤解するものもあるが、稀に見る禁伐保安林と雖も、其の枯損木の處分、林木撫育の爲の伐採は知事の許可を得れば出来るので、唯許可なしには伐採することが出来ないのである。殖伐の順序・方法・程度等が其の土地に適合した森林經營は林産の増加安全の途であると共に、國土保安其他公衆の利益をも増進し得るものであるから、保安林であつても其の所有者の苦痛は少い。

凡そ林業思想が普及發達し、合理的森林經營の行はれる地方に於ては林産と共に保安の目的も自ら達せられて、保安林設定の必要も少いのであるから、材木・薪炭の好景氣にも濫伐することなく、林木の伐採熟期を考へて、毎年ほぼ均一の伐採と殖林とを行ひ以て林業の發達を期すべきである。

合理的森林經營は
保安の目的にも合
する。



水 産 業

本縣の海岸線

本縣は東・南、海に面し、其の海岸線は三浦半島によつて二分されてゐる。其の西は相模灣であり、東は東京灣である。相模灣沿岸中部は單調な砂濱であるが、他は概ね屈曲に富み漁船の碇繋に適する錨地港灣が少くない。だから漁業は古くから盛に行はれ、江戸幕府の開かれるに及び、魚介の需要が頗る増加し其の収益も少くなかつた。且資金を魚介仲買人から容易に供給せられた爲、沿岸漁業は勿論、當時比較的多額の資本を要した冒險的の沖合漁業も頗る隆昌の域に達してゐた。然るに明治維新後に於ける經濟事情の激變と交通機關の發達とは却つて斯業の衰頽を來し、只沿岸に於ける極めて小規模の漁業のみが増加した。所がまた輓近發動機付漁船の發達に伴ひ、豆南諸島近海並びに房總半

近海・沖合漁業

遠洋漁業

水産製造

水産養殖

水産總額

島沖合を漁場とする沖合漁業が復興し、今や其の全盛に近く、五百艘内外の小型發動機付漁船の活躍を見るに至つた。遠洋漁業も近年我が國本州東部海面に於ける鮪漁業の好漁と、隣接諸縣の大漁船建造とに刺激せられて、逐次盛となりつゝあるが、近海漁業の隆昌なるに比すれば、其の産額が僅少で今後の發展に俟つべきものが多い。又本縣は京濱市場に近く位置してゐるから魚價は割合に高く、漁獲物の殆ど全部は鮮魚として販賣せられ、僅かに鹽乾製品並びに特種水産物又は土産品に限り製造せらるゝ有様であるから、水産製造に於ては將來大なる發達を望むことは出来ない。水産養殖の如きも従來は東京内灣に於て海苔・蛤・蛎・牡蠣等の養殖が盛であつたが、近時港灣の修築並びに埋立事業等の爲、養殖に適する淺海が年々狭まり、加之、工業の發達は河水を汚濁せしめ、養魚の適地亦日々に減少する有様で、これも將來の發展は期し難い。然し本縣の水産總額は一千百餘萬圓で、本縣の産

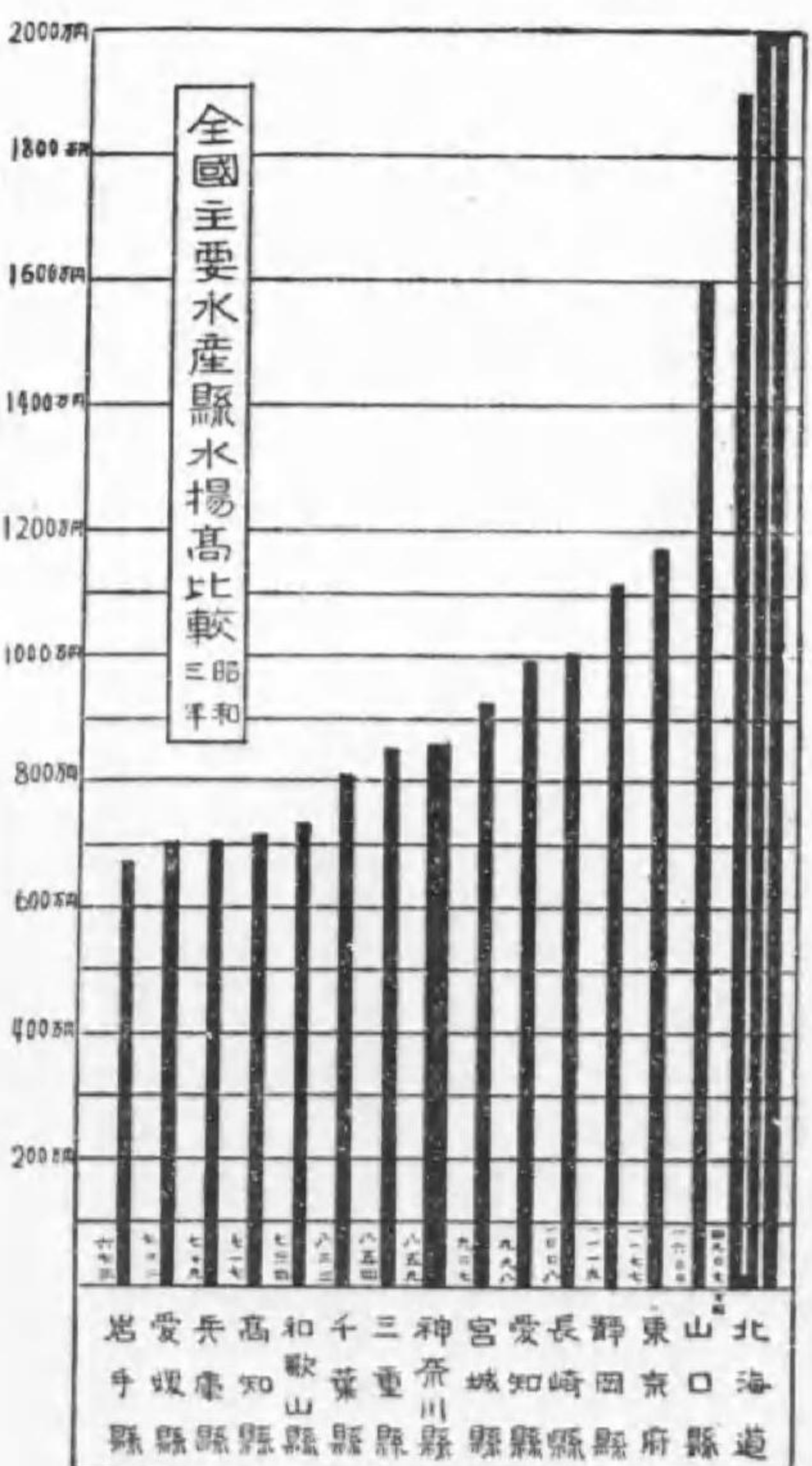
種 類	本 縣 水 産 額				
	大正十三年	大正十四年	大正十五年	昭和二年	昭和三年
漁 獲 物	七、七九、〇三六	八、〇一〇、四六一	六、六六、三五二	七、五二、七四四	六、六七、七四四
遠洋漁業漁獲物	七三、五〇〇	一、〇七七、五八〇	九〇五、四〇四	一、〇八、九九九	一、二〇、五八〇
水産製造物	一、八八六、〇八四	二、一四五、五〇九	二、六四、八七六	二、二〇六、五〇〇	二、六八、八八一
水産養殖物	八〇、五二〇	一、〇七、七九六	五〇、一三三	九四、七六〇	八二、四七六
計	二、〇六九、一三〇	二、二五一、三三八	一〇、六八、七七〇	二、四三二、九三三	二、二七、九三三

業中では第四位に位し、之を全國各府縣に比べて見ると、其の漁獲

漁獲高は全國第八位

相模灣と東京灣

高は毎年第七八位を降らず、全國有数の水産縣である。縣内に於ける漁業は、相模灣方面と東京灣方面とで其の状態



が全く異なつてゐる。其の中相模灣方面に於ても東部即ち三浦半島の南端以西沿海と、中央部即ち鎌倉・高座・中三郡の沿海と、西部即ち足柄下郡の沿海とは又漁業の状態を異にしてゐる。

相模灣東部沿海

東部沿海 は海岸の屈曲に富み、漁船の出入や避難に適する所が可なり多く、漁業上最良の地利を占めて居る。随つて沿岸到る處漁村ならざるはなく、就中三崎・長井・西浦・葉山・小坪は其の主なるものである。三崎町城ヶ島の漁民は専ら網漁業に従事し、以前は鮪・鯉・鮭・鯖・秋刀魚・真鱈等を漁獲する爲、南は伊豆の大島近海から房總沖合に至る間に出漁し、各時期に應じて流網を使用してゐたが、近頃は魚群の來游が少い爲、漸次衰微して、沿岸の鰹巻網が之に代つて盛となつた。又沿海附近に於ては各種の漁網を用ひて漁獲に従事する外、島民一般に潜水を能くし、四五月頃から十月末に至る間、鮑・蝶螺・石花菜等を採取し、其の産額も亦少くない。

三崎町城ヶ島の漁業

三崎港

三崎港 は三浦半島の突端に位して、豆南房總の海に近く、後方には丘陵を繞らし、半海里を隔て、城ヶ島を控へてゐるので波靜かな天然



三崎町魚市場全景

の良港であるが、港内は水が淺く、沿岸には多くの岩礁が散在して多數船舶の碇泊が不可能であつた。そこで縣に於ては大正十年から工費豫算九十一萬圓を投じて之が修築工事を施行し、昭和三年三月其の工を竣つた。其の施設の主なものは、西濱海岸から長さ二百五十一メートル、幅約五・五メートルの防波堤を築造して、西方よりの波浪を遮り、其の尖端に三百ミリメートル瓦斯明暗燈を設け、北條灣と港内に亘つて約十萬平方メートルの海底を浚渫し、其の土砂を以て

宮城野海岸に一萬八千平方メートルの埋立、並びに三崎町營の花暮河



三崎町營魚市場の鮭

岸に約五萬六千平方メートルの埋立をした。此の埋立地の護岸には繫船設備・荷揚場及び出漁の準備等に備へる施設がある。尙本港には町營の魚市場があつて、其の岸壁には二三百噸の漁船も横付となり容易に漁獲物の陸揚が出来ると、漁港としての設備は模範的で實に本縣第一の漁港たるのみならず、又全國屈指の良漁港である。故に獨り遠洋漁業の根據地たるのみならず、小型發動機付漁船の根據地としても亦最も良好である。此の地には古くから漁業の方法が頗る發達し、鯖・鮭・柔魚・目鯛・鮭等の手釣及び延繩漁業も盛で、其の技術も

長井村の漁業

亦巧妙に發達し、他地方の模範となることが多い。

長井は其の地先に龜城根の暗礁が遠く廣がつてゐるので魚群の來游頗る多く、漁業上有利の地位を占めてゐるから半島西部の一大漁村であるが、其の漁業は概して小規模で、鯖・鱒・鮭・鮪・柔魚等の釣漁業、龍蝦・磯魚を主とする網漁業、鮑・蝶螺・石花菜・利布等の採取業が盛である。

佐島

鯉釣餌鱈の供給

相模灣中央部の沿海

西浦村から鎌倉郡に至る沿岸の漁業は略々長井と同様であるが、西浦村佐島は、三崎町小網代と共に鯉の洄游が絶えないのと、地形風浪を凌ぐに便なる爲、改良揚繰網が發達し、其の漁獲物は悉く多數の網生洲に蓄養し、周年鯉釣業者に餌料として之を供給するを以て有名である。

中央部沿海

即ち鎌倉・高座・中三郡の沿海は大磯の照ヶ崎及び江の島に於て僅かに岩盤の岸あるを除いては、單調なる砂濱の海岸で長汀相連なり漁船の碇繫には便利でない。往時は鯉・鮪・鱈・海豚等が陸岸近く來游した爲、大形の地曳網で之を漁獲することが盛であつたが、近年こ

れ等魚群の洄游するものが著しく減少したので、此の種漁業は衰頽し、僅かに鱈・鯖・しらす其の他雜魚を獲る小形地曳網が存するだけで、多くは農業を兼業としてゐる。唯鎌倉郡の腰越、高座郡の茅ヶ崎、中郡の須賀・大磯には漁業を専業とする者多く、鱈・鯖・鮭・柔魚等の釣漁を爲すのみならず、遠く沖合に出て鱈・鮪・鮭釣等に従事し、又近時發動機付漁船を新造し伊豆七島附近に迄出漁する者が少くない。中央部の海底は平坦で百八十メートル線が陸岸を距ること遠く、好適の漁場は二千七八百メートル餘の遠き處にいかなければ無いが、處々に大謀網其の他の定置漁業が敷設せられ、相當の漁獲を擧げてゐるけれども、足柄下郡に於ける如く盛でない。所が此處に中郡吾妻村沖合四キロメートルの處、百八十メートル線附近に俗稱瀬の海といふ鯖・鱈・鮪・鮭等魚族の來游多く、而も久しく滞留して、四時魚群を見ざることなき幅六キロメートル長さ四キロメートルに亘る廣大な漁礁があり、常に多くの漁船が

瀬の海

百八十メートル線は從來の百尋線

相模灣の寶庫

集つてゐる。殊に鱈・鯖の盛漁期には鎌倉・高座・中・足柄下各郡沿海の漁船はいふに及ばず、遠く伊豆・三浦半島などからも多く來集し、數百の漁船が一處に集團して恰も一小島を望むが如き有様を呈することも屢々で、これこそ相模灣に於ける無限の寶庫ともいふべく誠に重要な漁礁である。

相模灣西部沿海

西部沿海 即ち足柄下郡の前羽から小田原に至る沿海の地形は、中央部と略々同一であるが、海底の狀況は其の趣を異にし、瀬の海以西は急に水深を増し、沿岸を距る僅か五百五十メートル内外で深さ九十メートルに及び、千百メートルも出でずして深さ百八十メートルを超える。殊に早川以南は箱根連山の山脚が急に海洋に迫り、斷崖の削立する所が少くない。山勢は海に入つて猶其の趣を變へず、百八十メートル線は陸岸に接近し海岸近くまで魚群の洄游すること多く、海陸の形勢は頗る漁業に適してゐるので、沿海の適處を選び、既に文政の頃から定置漁

全国に冠たる定置
漁場

業が行はれ、當時漁獲が夥しく、各種の魚類を網羅することを得たから之を根柢網と稱し、各處に用ひられた。爾來魚族の種類、漁場の位置、漁業の時期等に適應するやう改良に改良を加へ、遂に現今使用する小臺網、大謀網に發達したので、全沿岸殆どこれが漁場ならざる所なく、此の種類漁業の發達せる、實に全国に冠たりである。即ち冬期漁業なる鱒大謀網漁場として前川・小八幡・米神・岩・眞鶴等一漁期の漁獲高二十餘萬圓を下らざるもの數多あり、春夏秋の三季間に行はるゝ鱒・鯖・鮭・鮠・めじ等を漁獲する雜魚大謀網漁場・小臺網漁場に至りては枚舉するに遑なく、就中前川・小八幡・網一色・石橋・米神・江ノ浦・岩・眞鶴の魚見臺下、番場浦・小松原及び福浦等の漁場は其の主なるものである。定置漁業以外に在りては鮪・鱈を目的とする揚繰網、鮭・鱒・鯖・秋刀魚を漁獲する流網又は揚繰網が行はれ、鮪・沖鱈・目鯛等の延繩、鮭・鮭・鱒・柔魚等の手釣も亦盛で、主要なる漁村は福浦・眞鶴・小田原町の古新宿・千度小路・酒匂村山王・前羽村前川等である。

眞鶴

眞鶴港

は相模國西南端伊豆半島の北部に位し、西南二面の丘陵を負ひ、南と東に眞鶴崎が突出して、天然の港を形造り、三崎港と共に本縣重要なる漁港の一であるが、港口が東南に開かれてゐるので、一度暴風に際會すれば、忽ち大波高浪の侵入する所となつて、船舶の碇泊は安易でない。而も近來漁業の發達に伴ひ、其の修築を必要とするに至り、縣に於ては昭和四年度から六年度迄の繼續事業として工費三十八萬圓を以て修築することになつた。其の施設の概要は先づ長さ百六十メートルの北防波堤、長さ五十五メートルの南防波堤を築造し、港内に約十一・五九平方キロメートルの水面積を得て船舶の碇泊に便ならしめる計畫である。

東京灣

觀音崎以南

東京灣方面

の漁業は内灣部と灣口部とで其の趣を異にする。灣口部即ち觀音崎以南は金田灣を中心として鱈漁業の盛な處である。往時は小晒網が盛であつたが、近年眞鱈の來游少く、且經濟上有利でない爲漸次廢れ、鱈漁業用餌鱈の捕獲を目的とする揚繰網を用ひる鱈漁業が盛となり、發動機船を利用して網船を曳き、遠く各地へ出漁するに至り、

著しく其の産額を増し、同地方主要の漁業となつた。其の他、鱈地曳・打瀬網・蝦刺網等の網漁業及び鯛・大刀魚・いさき・さより・鱸の手釣・蛸曳釣・蛸壺漁業等も盛である。沿岸は砂濱と岩盤と相半ばし、随つて海岸附近には岩礁多く點在し、石花菜・和布・鮑等の産出が多い。主な漁村は松輪・金田・久里濱等である。観音崎以北の東京内灣沿岸は干潟・淺海が廣く、蛸・蛤・馬珂介等の介類の採捕が盛である。

又横濱市本牧鼻と千葉縣木更津との中間に中の瀬と稱する長さ八キロメートル幅四キロメートル弱、深さ十八メートル位の淺所がある。淺海魚族の棲息に適し四時魚類が來游し、内灣重要な漁礁である。内灣一帯に亘りて蝦・蚌・鰈・こち・赤貝等を目的とする打瀬網・桁網が盛で周年行はれてゐる。近時濫獲の傾が生じ、漁獲が大いに減じた憾がある。鱈・このしろ・鰯を取る揚繰網、六人網も亦内灣に於ける規模稍大なる漁業で其の産額は少くない。他は小網・鱈刺網・小地曳網・手繰網・叩網

観音崎以北

中の瀬

等小規模の網漁業及び各種の小釣及び小延繩漁業が行はれ、小釣に在りては其の技術、漁具の巧緻なることは驚嘆すべきものがある。釣漁業に於ては三浦郡走水・久良岐郡野島が盛である。其の他漁業の盛な部落としては横濱市の生麥・子安・本牧等がある。

河川 の重なものとしては相模川・多摩川・酒匂川・早川等があるが、水産上利用せられることは少く、獨り鮎漁業のみが著しい。多摩川の鮎釣は既に世人周知の事であるが、本縣に於ける鮎漁の主位は寧ろ相模川で、厚木・田名・中野・與瀬等夏時都人士の來遊するものが多い。蘆の湖には鱒・鯉・鰻・鰻・公魚等を産し刺網・釣・笠等により之を漁獲するが其の産額は特記する程のこともない。然し將來増殖事業が成り、利用管理其の當を得たならば同地方の一資源となる可能性はある。

本縣に於ける遠洋漁業として擧ぐべきは鮪延繩漁業及び鰹釣漁業である。鮪延繩漁業は最近長足の進歩をなし、御藏島及び八丈島附近から

淡水漁業

多摩川

相模川

蘆の湖

遠洋漁業

鮪延繩漁業

銚子沖合に至る距岸百五十哩乃至二百哩餘の區域を漁場とし、十月頃から翌年五六月までの間三崎港を根據地として、三十噸以上の大型發動機付漁船を用ひて従事してゐる。これが終ると、此等漁船の約半數は三陸以北に轉じ、釜石港を根據地とし、北海道釧路沖を中心とし、擇捉島沖から室蘭沖に至る大漁場に出漁を試み、八九月から十月又は十一月中旬まで従業する。本漁業は漁利豊富で、最近著しく出漁船數を増したけれども僅かに十六七隻で、千葉縣の五十四隻、静岡縣の八十隻に對しては比へものにならない。

鯉釣漁業

鯉釣漁業は四月下旬頃から十月中旬までの間、三崎港を根據地として二三十噸の發動機付漁船を以て行はれる。其の盛期は五六月及び九月の候で、八丈島附近から錢洲近海に至る區域を漁場とするが、漁期の遅れるのに隨ひ魚群が沿岸に來游すると共に漁場は相模灣口及び銚子沖合に轉ずる。本漁業は明治四十二三年頃盛であつたが、伊豆大島以内及び房總近海に魚群の來游することが減じた爲、一時衰へた。近時發動機付漁船により遠き漁場に進出するに至り、稍挽回の傾向を示すに至つたが、これ亦隣接諸縣の盛況に比肩すべくもない。

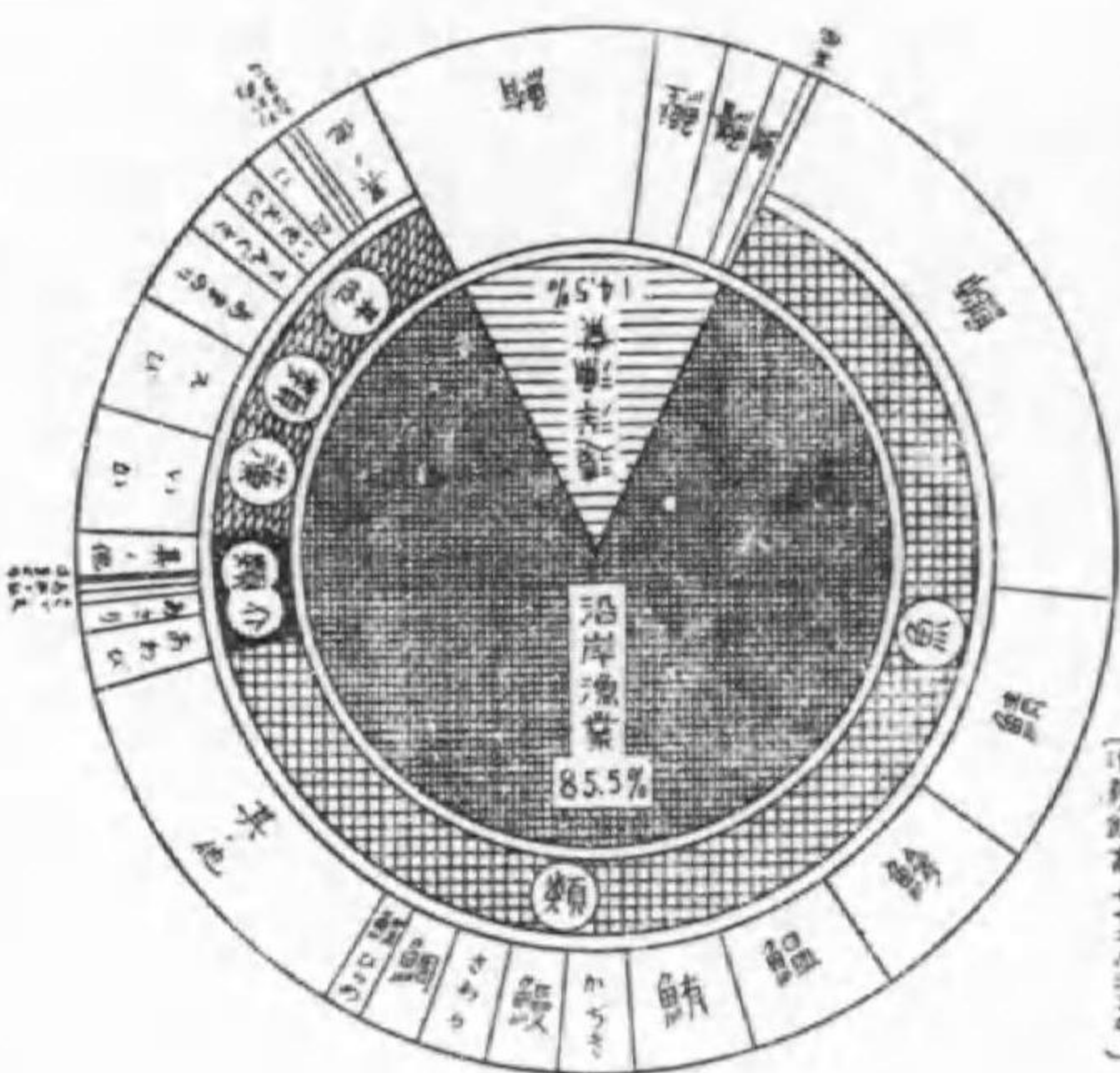
全國屈指の完備せる良漁港三崎港を有し、他府縣の遠洋漁船の根據地として數多の漁船の出入を見ながら、本縣に於ける遠洋漁業が振るはないのは沿岸小漁業の安逸に慣れ、剛健・質實・勇敢・勤勉の氣風薄らぎ、遠く外洋に出て困苦不便を忍び、波浪と戦ひつゝ、漁業に従事するを嫌ふに至つたからで、天與の地利を有する我が縣民たるものは發奮努力、隣接諸縣を凌駕するの活躍をなし、自家の利を收むると共に、又縣産業の隆盛を期すべきである。

鮪延繩漁業は俗に後家繩とも稱せられる。これ往時帆船で出漁した時代は、一旦暴風の襲來に遭へば、多數の鮪延繩漁船は破損したり、覆没したり、行衛不明となつたりして、漁村に夥多の寡婦を残すの慘事が

後家繩は昔のこと

てゐるが、それは僅かである。海苔・蛤・蛎の養殖は東京内灣沿岸到る處の淺處に行はれてゐるが、近時横濱港の港灣擴張、横須賀鎮守府の軍港

本縣に於ける主要漁獲物及漁獲高の比較



設備等によつて、年々其の區域が狹められ將來の發展は期し難い。然し大師河原・本牧地先及び根岸灣等は斯業の盛な所で、海苔養殖場の面積は約八十萬平方メートル、蛤・蛎養殖場の面積は約十二萬平方キロメートル、前者は八十九萬圓後者は三十二萬圓餘の年産がある。牡蠣養殖場は久良岐郡金澤灣であつて、明治四十

牡蠣

浮子

年頃農商務省水産講習所で、優良品養成を目的として、佛國式養殖法に倣ひ養殖法の改善に努めたのに刺激せられて發達し、次いで他府縣産牡蠣を移植し、短時期に肉質の充實を計るの利なることが認められたので、益々盛となつた。近時又水面に浮子を置き、針金に介殼と竹片と

水産製造

種別	食料		水産製造高
	種別	價額	
渡海草	一、一〇五、四六六		二、六一八、〇八一
滷銻類	八一五、六三〇		
塩類	二〇七、七八八		
節類	一二六、八一〇		
素類	七〇、三七一		
煮乾	三八、〇三七		
塩製	二八、三四三		
其他	二一七、〇二一		
肥料及工業用料	八、六一五		
總計			

を交互に綴つた一連の牡蠣附着器を垂下し、海の深淺に拘らず施し得る養殖方法が案出せられてから漸次盛となり、三崎町・諸磯・油壺灣でも盛に行はれるに至り、其の品質の優良なるを以て有名である。本縣は近く京濱の大消費地を控へたれば、潑瀨たる鮮魚は其の儘完備したる輸送機關により、直に此の大市場に供給し得るのみならず、更に近年は發達したる

冷蔵・冷凍法を利用して、盛夏の候と雖も遠く甲信・兩毛乃至名古屋以西までも輸送し得るを以て、鮮魚供給過剰の憂は少い。故に水産製造は

特殊のものに限られる。東京内灣地方に於ける乾海苔、相模灣中央部に於ける鹽乾魚類・小田原の蒲鉾・三浦半島沿岸の煮干鱈等が其の著しいものである。

指導機關

水産業の試験調査を爲し、又斯業の指導獎勵を爲す機關として、足柄下郡酒匂村に縣立の水産試験場、三浦郡三崎町に同分場があり、箱根に鮭鱒人工孵化場がある。試験調査研究に必要な設備が整ひ、尙指導船相模丸・調査船江之島丸を有し、漁撈製造養殖に關する種々の調査試験をなし、講話講習實地指導等に當り、事業の開発に努めてゐる。又沿海各郡市には漁業者・製造業者・取引業者等水産に關係ある者を網羅した郡市水産會があり、縣には此等郡市水産會を會員とする縣水産會が組織せられ、水産關係者相互の聯絡を圖り、其の不利不便を除き悪弊を改善し、以て合理的且圓滑に事業の進展を計つてゐる。又各漁村には漁業者の組織する漁業組合があつて、漁業權を得て漁業經營の安固を計ると共に漁業に關する共同の施設をなし、組合員の福利増進に努めてゐる。現在其の數九十、組合員數一萬一千三百八十六人に及んでゐる。

水産關係の團體

商 工 業



貿 易

海外文化の輸入、國內文物の輸出、其の門戸としての大横濱を包容する我が神奈川県は、將來益々其の經濟上の重點を對外貿易並びに商工業に置かねばならぬ。就中國際間の貿易は、米國大統領フーヴァー氏の言へる如く、近世に於ける全經濟組織の急所に當つてゐるのである。

横濱開港と同時に、幕府は外交並びに海關の事務を行ふ爲に、神奈川運上所（これが今日の横濱税關の濫觴である）を設け、神奈川奉行が之を統轄した。現在の神奈川県廳舎所在地は、當時横濱村の中央に建てられた運上所附屬の改所（あらためじよ）で、貨物の検査場であつた。

開港當時の貿易

かくて物情騒然たる混亂の時代にも、時流の先驅者が全國から陸續集つて來て貿易の端を開いた。當時取扱はれた我が國の輸出品の主なものは、生絲を始め、茶・海産物・陶器・漆器などの類であつたらしく、合計五十七萬八千九百七圓、同じく輸入品では羅紗・金巾・砂糖・銃器の類で、五十四萬三千五圓、總計百十二萬一千九百十二圓で、これが安政六年開港當時の貿易總額であつた。然るに昭和四年に於ては輸出額七億八千八百八十五萬六千九百八十四圓、輸入額五億八千二百四十六萬三十三圓、其の合計は十三億六千四百三十一萬七千四百圓を算し、一千二百十六倍に達して居り、實に隔世の感がある。

次いで明治十二三年の頃迄、海外文物の輸入時代が續いたが、開國進取の國是と政府の産業獎勵や、西南役後に於ける我が國の財政々策の轉向の結果、次第に輸出超過の趨勢を馴致し、明治二十年には、輸出入總額六千九十五萬圓、出超六百六十萬圓餘を算し、日清戰爭後は國威の

現在の比較

千二百十六倍の膨脹

貿易の變遷

宣揚に伴なひ、海外市場に於ける日本商品の新需要を喚起したのと、戦後に於ける諸事業の勃興とにより、輸出入共に著しく増進し、明治三十年には輸出入の總額一億七千七百五十三萬七千圓となり、北清事變及び日露戰役を経て國力が益々充實するに隨ひ、明治四十年には其の貿易總額三億七千八百三十萬四千圓に達した。

大正年間に入つては、本邦の世界に於ける地位愈々向上確立し、且時恰も所謂世界的産業發展時代に入り、其の進展更に目覺ましく、殊に歐洲大戰勃發の結果、我が對外貿易は忽ち未曾有の發展を遂げ、所謂貿易最盛期を現出し、大正八年に於て最高潮に達した。即ち横濱港に於ても輸出入總額十七億八百七十四萬三百二十六圓、輸出十億一千九百三十萬九千六百九十圓を算したのであつた。けれども大戰後、記憶すべきかの大正九年に於ける反動來の結果、斯業も漸く不振に傾き、加ふるに大正十二年に於ける大震災災は一朝にしてその關係諸機關を潰滅せし

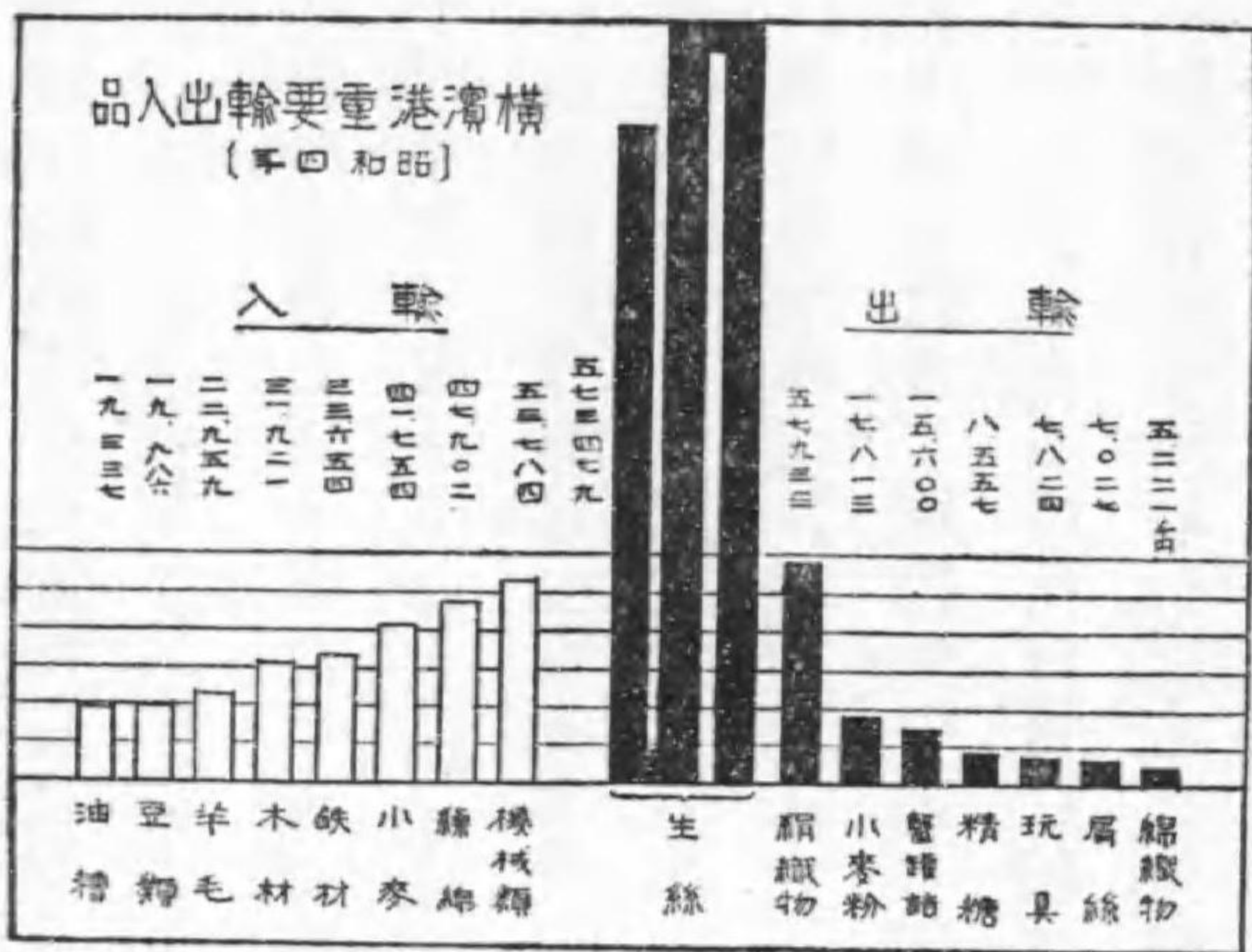
貿易の現状

め、惨害の度甚だしく、對外貿易に及した影響も亦頗る大に、流石本邦第一の貿易港も全く其の前途を危まれ、實に容易ならざる危機に瀕した。然し其の後直に萬難を排して起つた關係官民は、政府の援助及び内外の深厚なる同情と激勵とによつて、これが復舊復興に努めた結果、對外取引は舊に復し、諸機關も亦漸く整備し、爾來大體に於て本縣の外國貿易は比較的順調に推移してゐるのである。今其の現状を見るに、昭和四年に於ける本港貿易總額は既に述べた通りであるが、其の輸出額が全國に冠たることは依然として變らず、實に全國輸出額の三割六分を占めてゐる。輸入に於ても尙二割六分を、輸出入合計に於ては三割一分を占めてゐる。昭和四年の統計によつて輸出入品の主なるものを舉ぐれば圖表の如くである。これ等は近年重要輸出入品として取扱はれてゐるもので、就中生絲は、人も知る如く、我が國にとつては實に國家的意義を有する商品であつて、永く本邦輸出品の大宗たる地位を保

重要輸出入品

生絲が大宗

生絲検査所の設置



つて來たものである。これは本邦産の生絲が世界的に優秀である證左であるが、明治新政府以來、その品質の改善及び販路の擴張については、あらゆる努力が拂はれてゐることを忘れてはならない。

始め農商務省が横濱市本町一丁目

に生絲検査所を設けたのは明治二十

九年八月である。同時に神戸市にも

生絲検査所が設けられたが、同港よ

りの輸出生絲は極めて少かつたの

で、同三十四年三月限り閉鎖された。

爾來輸出生絲の検査は横濱に於ての

み行はれ、蠶絲貿易の發達と共に逐次之に關する施設を擴充したの

であるが、其の設備は蠶絲業の發達に伴なはず、内外當業者間に切りに生絲の取引法を正量賣買に改めようとする議が起つたので、設備の完璧を期し、大正十二年度に於て擴張工事に着手しようとした時、偶々大震災に遭遇して一時其の計畫を中止したのであつた。けれども遂に同十四年度に復活し、現在の場所にこれが完成を見たのである。

現在輸出生絲は全部正量検査を強制せられ、大正十五年以來輸出生絲検査法によつて検査を實施してゐる。これ近時需要國に於ける絹地の流行につれ、特に良質の生絲を望む爲であつて、印度地方に輸出される玉絲を除き、座繰絲の如き劣悪なものは次第に輸出市場から其の影を没しつゝあるのは注目に値する。

株式會社横濱取引所も亦生絲の取引には最も重要な機關の一であつて、其の創設は明治二十六年である。此の他大日本蠶絲會・蠶絲同業組合中央會・横濱蠶絲貿易同業組合・横濱蠶絲仲次商同業組合等は何れも

生絲貿易の諸機關

今後の生絲貿易

蠶絲の改良及び其の輸出の振興に少からぬ努力を拂つて來てゐる。今後の生絲に就いては、人絹の進出、及び震災後に於ける神戸港よりの輸出等によつて、如何なる程度に迄、横濱に於けるそれに影響されるかは、頗る興味ある問題として注目されてゐる。故にこれ等については常に深甚なる注意を拂ふ必要がある。

次に國別貿易の状況を見るに、昭和四年に於ける輸出入品價に隨つて、主なる相手國を列擧すれば圖表の如くである。

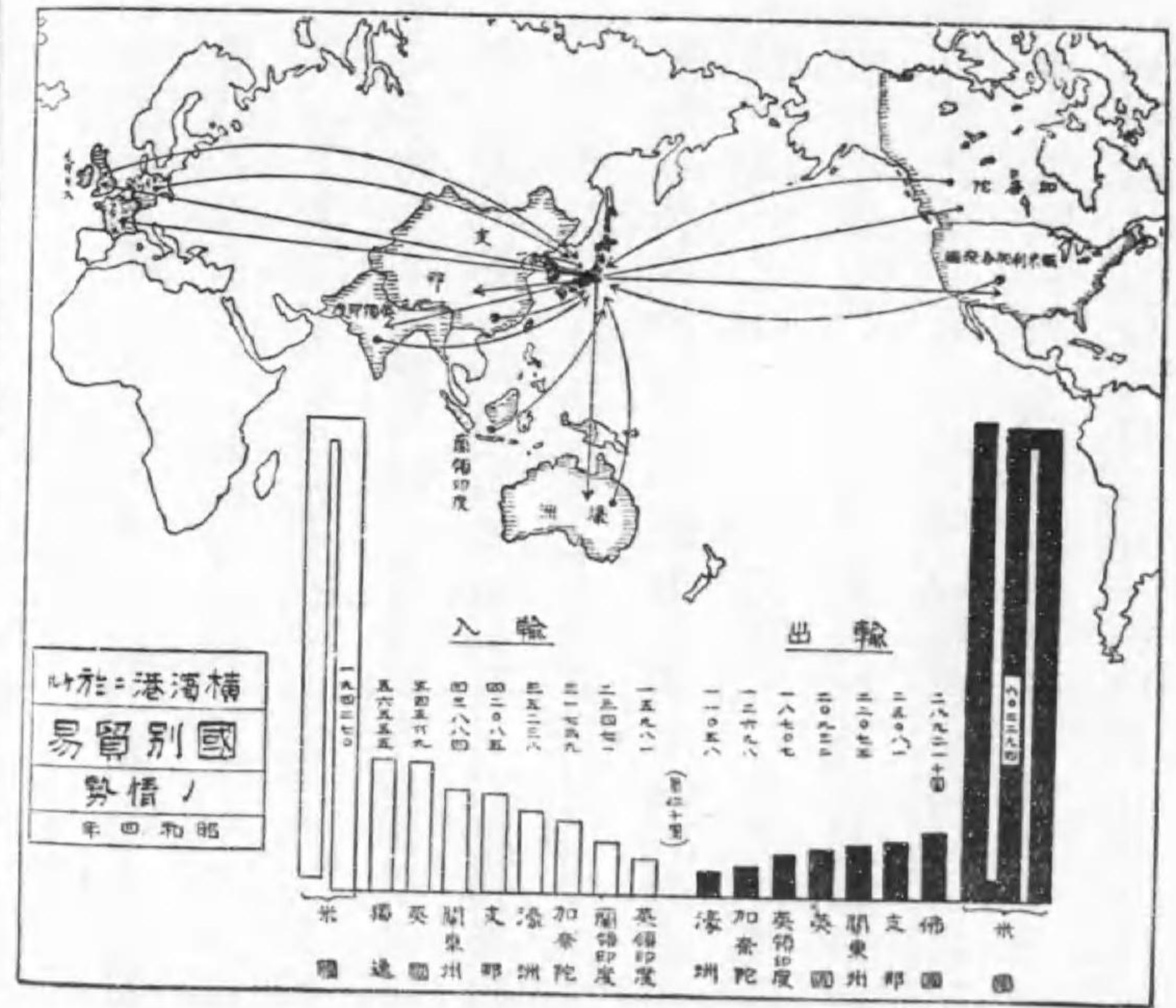
圖表に示すが如く、對米貿易は輸出入共に嶄然一頭地を抜いて最も多額の取引が行はれ、殊に輸出に於ては其の總額の七割七分迄が米國へ仕向けられるもので、生絲が其の大部分を占めてゐるから、他地方の貿易状況と異なり、一の特色を爲すものである。これ等の點は將來種々の意味に於て相當考慮を拂ふべきであらう。

尙横濱より張られてゐる外國航路網の主なるものは、北米・歐洲の二

主なる貿易相手國

米國への輸出は輸出總額の七割七分

横濱港よりの航路



内國貿易

二二四

大幹線を始め、濠洲航路・南米航路・印度航路・上海航路・アフリカ航路・比律賓航路等であり、船會社の主なるものは、我が日本郵船、大阪商船を始め加奈陀太平洋汽船・ダラー汽船等で、内外國の大小、通計九十二の汽船會社が夫々支店や代理店を設けてゐる。

横濱港を始め横須

賀・浦賀・三崎・眞鶴等の各港に於ける内國貿易も年と共に順調に發達してはゐるが、對外貿易の飛躍的なるに比すれば、必ずしも満足の状態に在りとは言はれない。けれども各港に於ける内國貿易地區の擴張や、横濱に於ける工業地帯埋立の完成及び將來に於ける本縣産業の振興等と相俟ち、今後の發展を期待されてゐる。

◎ 内國貿易概況

横濱港 (昭年四年度)		横須賀港		浦賀港		三崎港		眞鶴港	
移出總額	移入總額	移出總額	移入總額	移出總額	移入總額	移出總額	移入總額	移出總額	移入總額
四五三、三六一	二八六、六八七	三〇〇、二〇〇	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇
價 格	價 格	價 格	價 格	價 格	價 格	價 格	價 格	價 格	價 格
八二、一三一	八七、七〇三	一一五、〇〇〇	一二五、〇〇〇	一一五、〇〇〇	一二五、〇〇〇	一一五、〇〇〇	一二五、〇〇〇	一一五、〇〇〇	一一五、〇〇〇
主要移出品	主要移入品	主要移出品	主要移入品	主要移出品	主要移入品	主要移出品	主要移入品	主要移出品	主要移入品
砂糖、鐵類、石炭、羊毛、木材、棉花、機械部品	砂糖、石炭、米、自動車部品、酒、機械部品	米、小麦、大豆、油、鹽、魚、肉、野菜、果物	米、小麦、大豆、油、鹽、魚、肉、野菜、果物	米、小麦、大豆、油、鹽、魚、肉、野菜、果物	米、小麦、大豆、油、鹽、魚、肉、野菜、果物	米、小麦、大豆、油、鹽、魚、肉、野菜、果物	米、小麦、大豆、油、鹽、魚、肉、野菜、果物	米、小麦、大豆、油、鹽、魚、肉、野菜、果物	米、小麦、大豆、油、鹽、魚、肉、野菜、果物

商業及び工業

江戸と京洛とを連絡した東海道往時の所謂五十三宿驛は、わが神奈川県下に於ては川崎に始り箱根に終るが、其の往還の殷賑だつた割合に、特に見るべく發達した商業乃至工業がなかつた。

然るに明治政府が收税の傍、勸業の任に當らせてゐた諸藩の物産方に類似した商法司が明治二年に廢されて、通商司が之に代つてから、先づ眼を著けたのは横濱である。開港當時の横濱は各地方からの移住者が踵を接し、數年の中に内外商人間の取引が頻繁となり、市況殷賑、昨日の漁村は俄に商業互市の都會と變りつゝあつたのである。そこで此の通商司が百方市民に勸奨した結果、明治二年三月、全國に先立つて通商會社及び爲替會社の創設を見るに至つた。これが他日銀行業や其他の商會社勃興の端緒を開いたのである。然し當時の實業社會は一般に幼稚であつたから、通商司の廢止に逢ひ忽ちこれ等の會社は窮境に陥つた。そこで翌年横濱爲替會社は國立銀行に改造せられ、通商會社

は金穀相場會社と改稱して、其の營業を繼續した。

當時市内には個人經營として生絲の賣込、洋反物の取引、製茶の賣込、其他陶漆器の如き外人向きの商業を營む店舖が追々に出來て、何れも本町通・辨天通等の目拔の場所に軒を列べ、洋銀取引が盛に行はれ、兩替商のみでも數十軒を算し、海陸交通の便が開けるに隨つて、各地より入込んで來る商人多く、活氣横溢し、明治十年西南戰役終局後には銀行其の他の商會社も續々新設せられ市況は年と共に殷盛に赴いた。

然るに明治二十年頃から横濱港の輸出入貿易が、漸く神戸港に移轉する様な傾向が現れ、殊に日清戰役後には臺灣・朝鮮及び支那方面に向つて我が商業區域が擴張された爲、神戸港の貿易は著しく伸展し、一時横濱に於ける輸出貿易の如きも、一部分は神戸に移つたかにさへ見えだが、爾來横濱に於ける官民の絶えざる奮闘と努力とは本縣各地の發達と相俟つて、著しく内面的に横濱の商業及び工業に刺激を與へ振興

を促し、漸く本縣の商工業は基礎づけらるゝと共に、逐年殷賑を加ふるに至つたのである。

かくて歐洲大戰當時は著しく好況を呈しつゝ、あつたのであるが、大正九年經濟界の變動に遭ひ不振に傾いた折柄、同十二年の震災に累せられ、市郡部を通じて一時取引杜絶の慘狀を呈したのは遺憾の極みである。けれども災後の復興力が頗る旺盛であつて、現在縣下商業の狀態は、設備の復舊、區劃の整理、店舗の整備、工場商館の再興等により、震災前に劣らぬ程度に迄回復し、其の現象は直接に本縣現時の貨物の集散狀況にも現れてゐるのである。又特筆すべきは近時横濱市内に於ける外國商館の復興歸還するものゝ多いこと、本縣の外人招致運動等と相俟ち、延いて貿易關係の商勢も一段と有利に展開することゝ期待されてゐる。

現在の商業狀態

銀行

試に最近に於ける縣下各種商工關係の諸機關を種類別に擧ぐれば、銀行に於て、特殊銀

行二・普通銀行二十五・貯蓄銀行二・管内銀行支店百七十一・管外銀行支店六十六、計二百六十六、外に外國銀行の支店が四行ある。其の中特殊銀行の一は海外に三十六箇所の支店を有する横濱正金銀行である。

會社

工場

市場

組合・團體

會社に於て株式會社四百六十五・合資會社五百九十九・合名會社百六十八、計一千二百三十二社、工場に於て染織工場百九十二・機械工場百四十七・化學工場五十・飲食物工場百七十四・雜工場二百一・特別工場二十三、計七百八十七工場、市場に於て中央卸賣市場一、其他の卸賣市場六十七・公設小賣市場十二・私設小賣市場四十五、組合に於て重要物産同業組合三十五・同聯合會一・準則組合百三十六・酒造組合一・工業組合四・同聯合會一・實業組合聯合會二、外に横濱・横須賀兩商工會議所や、神奈川縣商工協會・社團法人横濱貿易協會・社團法人帝國蠶絲組合・社團法人日本絹業協會・社團法人横濱實業組合聯合會・財團法人横濱家内工業振興會・財團法人横濱銀行集會所等の有力なる商工團體があつて、夫々の立場に於て本縣商工業の統制を圖り、合理化に努め、振興を策してゐる。

本縣の工業は開港貿易に伴ひ、輸出關係の小工業の發生に基礎を置き漸次發達したのである。即ち布帛加工・陶器・漆器・麻真田・莫大小

工業



本縣の工場地帯

等の工業が次第に進歩すると共に、横濱市を中心とし、相踵いで諸種の工業が企畫されるに至つた。然し古からのものも全然無いわけではない。例へば一千餘年の歴史を有する箱根細工や、天明年間の創始に係る津久井絹織物の如きそれで、これ等は或は一部の旅人に土産品として鬻がれ、若しくは他地方の市場に送り出されてゐたものであるが、やはり本縣の工業は、明治以後に基礎づけられたものと見るのが妥當であらう。

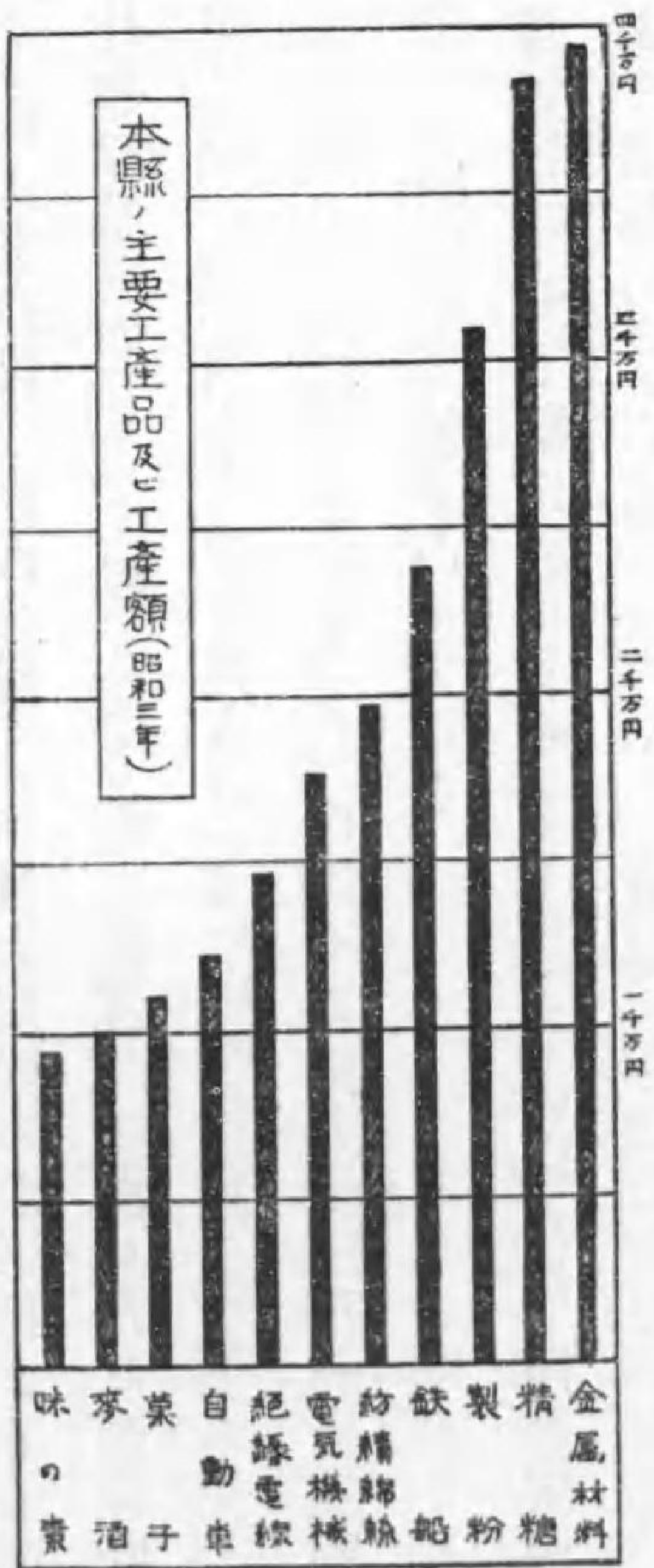
而して横濱其の他に勃興した各種の工業も順調な發達を遂げ、他府縣の工業に色々な暗示を與へ、又は移植されたものも少なくなかつたが、彼の大震災により、一朝にして根本的に覆されて了つた。是に於て縣

近代工業の出現

は、多年縣内に發達した特殊工業の技術の散逸を防ぎ、或は將に流離四散せんとした小工業者を救濟する意味で、極力政府の助成を仰いで建設された各團體の工場が十六に及んだ。これが爲に多年關係者が苦心を重ねた諸工業の亡滅を防ぎ得たのは特記すべき事項である。

更に近時世人の刮目するものは、横濱・鶴見及び川崎方面の工場地帯や新に造成せられつゝある埋立地域に於て、有數の大工場が簇々新設

若しくは再興されつゝあることである。此の傾向は年と共に著



しく、何れも近代工業組織の最善を盡くし、且大規模の企畫によるものである。これ等浮城の如き大工場が同方面に相連つて濛々たる煙を吐出す壯觀を見るならば、何人も意を強うせずにはゐないであらう。

昭和三年の本縣工産總額は三億八千三百六十八萬九千三百三十三圓に達し、全國各府縣中第五位を占めてゐる。

右の如き、主として大工場に於て製産せらるゝもの以外に、所謂家内の手工業に成る工藝品の類も少くないことを忘れてはならない。

又縣下の各工場に従業する職工の數は、昭和四年末に於て、男三萬四千八十八人、女一萬五千二百五人、計四萬九千五百九十三人を算する。

今後本縣に於ては益々工業招致の方途に出で、又商工省絹業試験所・同輸出絹織物検査所や、縣立工業試験場・横濱市商工獎勵館等の施設と相俟ち、本縣工業の一大發展を期すると共に、一日も速に本縣の經濟的復興充實に資する覺悟がなければならぬ。

工産額は全國第五位

家内工業

職工數

經濟上の復興と工業



一〇 教 育

學 校 教 育

我が國小學校教育の黎明期

小學校教育

徳川幕府大政を奉還して天皇親政の古に復するや、明治大帝五ヶ條の御誓文によりて開國進取の國是を昭示し給ひ、教育の面目隨つて一變するに至つた。世界と離れ、一意封建制に適する庶民を作らうとした舊教育はこゝに世界と觸れ、採長補短、愈々神國の精華を發揮すべき國民を養成する新教育に改められなければならない機運に際會した。明治五年八月學制を頒布せられ、其の趣意は同年七月太政官より發せられた仰せ出され書に示されてゐる。其の一端を摘記すれば、「凡そ日常の事より農商工藝政治醫療等人の營む所の事皆學あらさるはなし。されは學問は身を立つる財本といふべきものにして人たる者

誰か學はすして可ならんや 而るに從來學問を以て士人以上の事とし農工商及婦女子に至つては之を度外に置けり 自今以後一般の人民をして均しく學に就かしめ 邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめんことを期す 人の父兄たるもの宜しく此意を體認し其愛育の情を厚くし其子弟をして必ず學に従事せしめさるべからざるものなり」と。聖旨宏遠にして優渥、洵に恐懼感激に堪へない次第である。

當時本縣に於ては、舊小田原藩の集成館・舊荻野山中藩の興讓館・舊六浦藩の明允館等が舊藩士の子弟を教養してゐたが、學制頒布に際し、概ね小學校に組織を改めたのである。縣當局に於ては管内各地を巡視し到る處に於て學事關係者を集め、大いに就學の必要と小學校設置の急務とを力説したのであるが、明治六年十月までに開校した公立小學校は僅かに十一校に過ぎず、而も概ね寺院を假校舍に充當したのである。其の他は在來の私塾に稍改革を加へたに過ぎなかつた。爾來當局

本縣小學校教育の初期

義務教育の發達

の熱心なる監督指導により、漸次教育に對する縣民の理解を加へて着々開校を見るに至り、就學兒童も年と共に増加した。

學制は其の後時代の進運に伴ひ幾度か改正せられた。始めて義務教育制度が布かれたのは明治十二年で其の年限を十六ヶ月以上と定め、翌十三年には一躍尋常科三ヶ年を義務年限とした。明治二十三年には義務教育たる尋常科の修業年限を四ヶ年に改正し、同四十一年更に義務教育年限を六ヶ年に延長して今日に及んでゐる。

教育の大方針定まる。

明治二十三年には畏くも教育勅語を渙發せられ、我が國の教育は茲に確乎不拔の大方針を得た。

明治三十七年から國定教科書を使用することとなり、北は千島より南は臺灣の子供に至るまで、同じ教科書で學ぶやうになつた。曾てアイヌの小學校を視察して流暢なる國語讀本の讀振に接し、更に其の子供等と自由に話すことが出來た時には感極つて思はず臉の熱くなるのを禁じ得なかつた。

國定教科書制度布かる。

駭々乎として進展を續けた明治年代に於ける教育の成果は日清・日露の兩役を経て普く内外の確認する所となり、教育を以て戦捷の一因とすることは、殆ど世界の公論となつたのである。

世界大戦後列強は益々小學校教育を重視し、極度の財政難にも拘らず、相競うて多額の経費を之に投じてゐる。我が國に於ても大正十二年義務教育費國庫負擔法を制定して、現在は毎年八千五百萬圓を支出してゐる。即ち教員俸給の約半額は國家が之を支出してゐるわけである。

大正十三年今上陛下東宮におはしまし、時、御成婚に際し就學獎勵の資として、多額の御内帑金を下賜せらる。誰か聖恩の洪大無邊なるに感泣せざる者があらう。

此の間本縣小學校教育も亦實に長足の進歩を遂げた。今其の一斑を舉ぐれば、明治二十年に於ける就學兒童は約六萬、就學歩合三七%に過ぎなかつたのが、二十年後の明治四十年に於ては、就學兒童約十四萬、

就學歩合九三%に達してゐる。これ洵に縣民に潜在する驚くべき發展力の一象徴ではあるまいか。

世界大戦後本縣に於ても銳意小學校教育の振興を圖り、設備に於て、内容に於て著しく進展の氣運に向ひつゝある折柄、偶々大震火災に遭遇して未曾有の慘禍を被り圖らずも一頓挫を來した。然るに官民一致教育第一を目標として復舊復興に策勵し、到る處災前に優る堂々たる設備を完成して轉禍爲福の實を擧げた。今や縣下二百九十餘校に職を奉ずる五千有餘の初等教育者は只管内容の刷新充實を圖り、二十三萬餘の學童は潑瀨たる意氣を以て學業に勵み、眞に教育復興の美果を收むべく邁進してゐるのである。

實業補習教育 小學校卒業者の約八割を占むる百十數萬の男女青少年は直に身を實社會に投じ、各其の志す所に向つて運命開拓の途に上るのであるが、此の大多數の青少年が職業の餘暇更に學ぶべき教育機關

實業補習教育の重視

は實業補習教育で、全國各市町村殆ど其の設置を見ない所はない。されば其の振否は直に國運の消長に重大なる影響を及すものである。我が國に於ては大正三年實業教育費國庫補助法を制定し、大正九年實業補習學校教員養成所令を發布し、今や青少年教養の姉妹機關たる青年訓練所費の増額と共に、大いに國庫補助を増額してこれが振興を圖らんとしてゐる。

本縣實業補習教育の初期

本縣に於ては明治三十五年頃實業補習學校設置の機運漸く熟し、從來最寄りの寺院民家等に集つて、専ら讀・書・算盤等を學んでゐた青年夜學會等の組織を改め、茲に其の誕生を見たのである。爾來數年ならずして殆ど縣下到處其の設置を見ざる所なきに至つた。

本縣實業補習教育の近況

世界大戰後は本縣に於ても深く時運を察し、大正十年縣立農業學校に實業補習學校教員養成所を併設して優良なる専任教員を養成し、同年實業學校補助規程を設けて専任教員の増置を奨励した結果、今や縣

下實業補習學校二百十九校に對し、専任教員二百二十人の配置を見るに至つた。更に大正十一年實業補習教育實施標準を定めて施設經營の準據を示し、昭和四年度より實業教育主事を置いて指導奨励につとめてゐる。加ふるに各市町村に於ては理事者・教職員・學務委員・青年團等一丸となり、只管これが振興に向つて努力した結果と相俟つて、就學出席の狀況著しく向上し、昭和四年五月一日現在の調によれば男生徒一萬八千四百八十八人、女生徒八千二十四人、總數二萬六千五百十二人で、一校平均百三十一人に當るのである。而してこれが總經費は年額四十一萬圓に上り、生徒一人當十五圓五十錢に達せんとしてゐる。此の如く長足の進歩發達を遂げたのは實に本縣活力の源泉たる青少年の自奮自勵と關係者の容易ならざる努力との總和と謂ふべきである。

中等教育

中等教育 本縣に於ける中等學校は、明治二十年代に實業學校が設けられ、三十年代には中學校・高等女學校が設けられ、四十年代には各種

の實業學校が出来た。大正時代になつては實科高等女學校や其の他の諸校が益々多くなり、かの大震災には被害甚だしかつたが、苦心數年で復興し、昭和に入つては更に諸種の新設校を増すに至つた。これ等男女中等學校の發達及び其の現況に就いて述べよう。

明治時代の概況

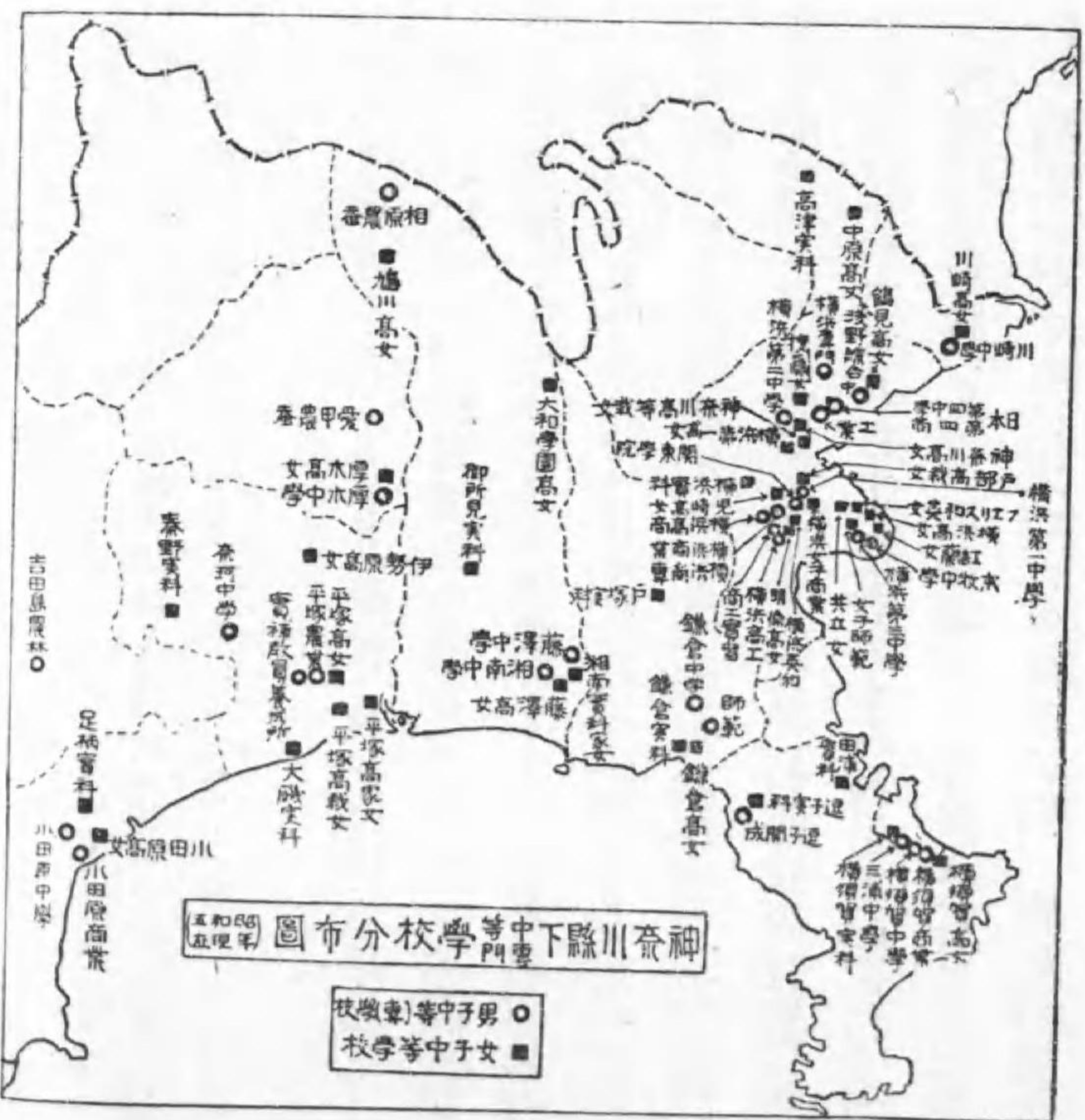
明治八年に設置された横濱師範學校は、初等教育界に大なる貢獻をなしつつある今の神奈川縣師範學校の前身である。藤澤の耕餘塾は、青年教養の道場として幾多の人材を出したものであり、今の奈珂中學校と古く關係のある中・足柄上・下三郡設置の共立學校は、明治二十年代に於ける中等教育機關として重きをなしたものである。明治十五年創設の横濱市立横濱商業學校は縣下商業學校の最初のもので、多數の卒業生が實業界に活躍してゐる。明治三十年に久良岐郡戸太町戸部に設置せられた神奈川縣尋常中學校は本縣中學校の嚆矢で、縣立横濱第一中學校の前身である。三十三年には本縣最初の高等女學校たる今の縣立横濱第一高等女學校が設けられた。日露戰役後の明治四十一年には今の縣立平塚農業學校、四十四年には縣立工業學校の設置を見るに至り、茲に始めて本縣中等教育の各種機關が整つたのである。此の間は即ち我が國が東洋の日本となり、更に世界の日

大正時代の概況

本となつた時代であつた。大正時代に入つては中學校・高等女學校・實業學校が市郡部共に漸次増設せられ、實科高等女學校も始めて設けらるゝに至つた。然るにかの大震災火災により此等中等學校は倒潰大破壊失等慘狀を極めたが、復舊・復興資金約六百二十萬圓を以て官民一致其の復興に善處し、堅牢と利便とを兼備した堂々たる新興の相を現したのである。

現在の状況

今や中學校十六、高等女學校・實科高等女學校二十八、實業學校十六を數ふるに至り、外人經營に係る六校と、男女師範學校・實業補習學校教員養成所を合はせると、校數六十九、生徒數三萬有餘に及んでゐる。全國の公立中學校は凡そ四百、生徒數凡そ二十八萬、高等女學校數（實科高女を含む）は凡そ七百、生徒數凡そ二十七萬であるが、本縣は公立中學校數九、生徒數約六千三百、高等女學校數（實科高女を含む）二十、生徒數約六千八百で、校數も生徒數も全國の平均をや、越してゐる。本縣中等教育が明治の中頃から頭をもたげて以來三十年にして、現時の盛況を呈するに至つたのは其の間、實に目覺ましい國運の伸張と



教員養成機關

文化の向上とが
 其の背景をなし
 たとはいへ、我
 が縣民の教育意
 志が、時運に乗
 じて發動したも
 のと謂ふべきで
 ある。
 初等教育者を
 養成する師範學
 校は、全國に百
 四校、生徒總數
 約四萬九千であ

る。本縣は男女各一校、生徒總數約八百に達してゐる。實業補習學校專任教員を養成する實業補習學校教員養成所は、全國に五十校、生徒總數約一千三百、本縣は一校、現在生徒數四十九である。兒童生徒の教育を擔當し、男女青年の指導に任ずるには、學識豊富にして技能優秀、人格高邁にして世の師表たる人材を要する。此の教養を受けた男女青年教育者が、教育理想と教育熱愛とを胸に満たして、毎年三百餘名、縣下初等教育・實業補習教育の學園に向つて校門を出づるのである。

高等教育

高等教育 本縣の文化及び經濟上の地位に顧み、縣民が齊しく望んでゐた高等教育機關は、大正九年に横濱高等工業學校、大正十三年には横濱高等商業學校が設立せられ、共に文部省直轄の官立である。昭和年代に入りては、公立では、横濱市立横濱商業學校に高等專門學校が併置され、私立では關東學院高等部と、横濱專門學校等が新設された。

本縣教育機關の總覽

今、縣下の教育機關を總覽するに、幼稚園教育・初等教育・實業補習教

育・中等教育・高等教育は縦に伸び、社會教育・特殊教育（盲聾啞諸學校・公私立五校）は横に廣がり、以て縣民の文化線を高めつゝある。試みに、我等が縣の地圖を廣げ、これら教育機關の所在地に符號を記すとせば、三市十一郡にわたり豆を散らした様になるであらう。

我等は、世界的の貿易港を有し、商工業地帯・農業地帯の經濟的進展の緊切なるに考へても、嘗て武士道練成の搖籃地であつたのに顧みても、特に皇室との關係深き位置に在るに鑑みても、益々教育意志を盛にし、愈々教育の實績を擧げて、縣民の福利、國家の興隆に寄與する所大ならしむべきである。

學校衛生

都會の兒童生徒

本縣學校兒童生徒の身體發育並びに健康狀況を觀察すると、都會地及び療養地帯（湘南地方）の兒童生徒は比較的纖長扁平なる發育を遂ぐる傾向を持つて居り、其の中には所謂虛弱兒童と認むべき者が少くない。之に反し農村及び山間地方の兒童生徒は、一般に胸圍の發育

田舎の兒童生徒

は良好であるが、榮養不良の者が多い傾向を示してゐる。然し本縣兒童生徒の身體發育の平均は之を全國平均に比較すれば稍良好である。

學校兒童生徒の疾病狀況は都會地及び療養地帯には虛弱兒童即ち腺病質・頸腺腫脹・慢性氣管支カタル等、所謂結核素質又は潛伏結核と認めらるゝ様な疾病を持つて居る者が多く、臨海地方にはトラホーム患者多く、農村及び山間地方には寄生蟲殊に蛔蟲・十二指腸蟲患者が相當にある。

男女青少年時代は身體發育未完成で將來の健康を左右すべき重要な時期であるから、其の保健衛生には最も細心の注意を拂ひ、學校當事者並びに父兄其の他の者が協力して兒童生徒に對し、健康相談・運動指導等を行ひ、又兒童生徒中、發育に障礙を及す疾病異常ある者には治療の途を講じ、或は其の豫防に努め、又精神薄弱者及び身體虛弱者には養護施設を講じ、更に進んで一般的に衛生週間・體育デー・衛生検査・衛生訓

兒童生徒の疾病狀況

學校衛生の施設

練・夏季體育的施設等、衛生體育乃至健康増進に關する各種の學校衛生施設を有効に實施し、加之、學校醫の活動、學校看護婦・學校齒科醫の設置等學校衛生機關の充實を計り、次代縣民たる青少年の心身の強健を圖らねばならぬ。

縣には學校衛生技師があつて學校衛生の指導監督に當り、各學校には學校衛生係と學校醫とがあり、學校によりては學校看護婦・學校齒科醫をも設置して學校衛生に従事せしめて居る。目下縣下には學校醫二百三十六名、學校看護婦十七名、學校齒科醫十一名(昭和五年三月末現在)ある。其の他縣學校醫會及び郡市の學校醫會は各種の學校衛生事業を行ひ、以て斯界の向上に貢獻してゐる。

社會教育

社會の組織が割合に簡單であつた時代には、學校教育でさへ甚だ不

完全なものであつたから、一般の人を相手とする所謂社會教育といふ様なことは思ひも及ばなかつた事であり、又其の必要も認めなかつた。

然るに各般の教育制度が次第に發達するにつれて、方々に圖書館や博物館等の社會教育機關が設けられて、人々に自由な研究利用の便を與へる様になつたが、社會事象は日一日と繁雜多岐に赴き、開明進歩が目まぐるしい様な世の中になつて見ると、既に一定の學校教育を卒へた者、又は現に修學中の者に對しても、國家や社會が適當な機會を捉へ、あらゆる方法を講じて之に教育的作用を施すの必要を痛感するやうになつた。即ち社會教育の要がだんくんに認められて來たのである。

一體學校教育では、必ず校舍といふ建物があつて、教育の主體たるべき教師、並びに其の客體たるべき生徒兒童が具備されて、具案的な教育作用が一定期間行はれるのである。中には本人の意志に背いても行はれる義務教育もあれば、嚴格な學則規程等を設けて卒業後一定の資格や

特權を與へるものも多い。然るに社會教育では、教師・生徒・場所の三者を具備する場合が甚だ少く、教育の期間も亦概して一定されない。主として教育を受ける人の自由意志によるもので、終了後の特典といふ様なものも殆どないのであるから、學校教育とは大分趣が違ふ。然し均しく教育である以上、人々をして天賦の才能・徳性・身體を鍛鍊陶冶して以てより善き個人となり、國民となり、社會人たらしめる事が究極の目的であるのは明らかな理である。

社會教育の機關及び方法

- 一 青年訓練所の如く一定年齢の者に對して一定期間一定の訓練を施すもの。
- 二 圖書館・博物館の如く特殊な機關によるもの。
- 三 講演會・講習會等によるもの。
- 四 通俗的な優良書籍を選定紹介するとか、通信講義録、或はパンフレット、新聞・雑誌の如き圖書印刷物等によるもの。
- 五 青年團・女子青年會・少年團の如き修養團體を組織して相互に切磋鍛鍊する團體的

行動によるもの。

六 活動寫眞や演劇・音樂・ラヂオ・蓄音器等の觀覽・娛樂施設等によるもの。

今、大體社會教育の範圍として取扱つてゐる事柄につき各項に亘つて簡単に述べて見よう。

社會教化の必要

社會教化

凡そ何れの世、何れの時を問はず、社會の缺陷から生ずる諸の悩みはあるが、就中、人心の頹廢ほど、社會の光明と希望とを味まし、國家の進運に重大なる障害を及すものはない。故に國家の健全なる發達を期せんとせば、絶えず民心を鼓舞し、振作して、より高き社會的理想を實現せんとする公明なる大道を昭示しなければならぬ。これが社會教化の必要なる所以である。蓋し教化は改風の本、易俗の源であつて、之を醇厚にすることは世道を更張し、人心を一新せしむる所以であるからである。

惟ふに、各個人が社會國家の事象について、一々より深き關心と、よ

り強き責任とを感ずるやうになれば、時代の風潮は自ら質實剛健、勤儉力行の美風を馴致する。若し然らざれば民心の弛緩は勢、奢侈遊惰の弊風を醸生し、自治は廢れ、産業は振るはず、延いては國運の頽廢を招くに至るのである。

本縣に於ては大正九年以來政府の方針に基づき、中央と相呼應して、民力涵養・勤儉獎勵・公私經濟緊縮・教化總動員等の國民的運動を起し、官民一致協力して、其の普及と徹底とに努めて來た。此の間専ら社會教化並びに勤儉獎勵を目的として創設せられた團體は相當に多い。勿論、年次の経るまゝに萎靡振るはないものも無いではないが、現に益々盛に活動を繼續しつつあるものには、先哲二宮翁の教旨を紹述する報徳社、同胞融和を目的とする青和會、その他婦人矯風會・禁酒會等教化團體百五十有餘、横濱市公心一錢會を始め、貯蓄團體八百九十有餘、此の貯金額二百四十七萬餘圓に及んでゐる。これ等團體は、或は申合實行

規約を設けて、品性の陶冶並びに生活の改善を圖り、或は人格の尊重、同胞諧和の精神を高調して反目鬭争の世相を和げ、或は講演會・講習會・映畫會・文書宣傳等によつて隣保互助・風教の改善・納税の獎勵・勤儉貯蓄の鼓吹・産業の振興等を努めるなど、時宜に適した諸般の施設をなして、着々これが實効を收めつつあるが、尙遺憾の點が頗る多い。殊に彼の大正大震災の慘害たる實に大なるものであつて、刻苦七年、幸にして外形の美は稍整つたやうなもの、内面的、經濟的の復興に至つては前途尙頗る遼遠である。然るに民心は漸く弛緩して浮華放縱に流れ輕佻奇激自ら風をなすが如き現下の情勢を見るに及んでは、決して忽ゆるがせにすることは出来ない。縣民たる者は擧つて、國民精神の振作に努め、經濟生活の改善を圖り、以て教化の實を擧げなければならぬ。

青年訓練所 「青年ノ心身ヲ鍛鍊シテ國民タルノ資質ヲ向上セシムル」を目的として、大正十五年七月全國の各市町村に一齊に設置せられた

のが此の青年訓練所である。概ね十六歳から二十歳までの男子で、中等学校、又はそれ以上の學校に在學して居ない者に對して、修身公民科・教練・普通學科・職業學科等により四ヶ年間の訓練を施す青年修養の道場である。即ち、修身公民科では、生徒自らが進んで修養をする爲に必要な暗示又は資料を供與して、忠とはかういふことだ、孝はかくせねばならぬと、自律的に修養し實踐するやう指導していくと同時に、教練では直接的、他律的な訓練によつて、これが節制である、こゝが規律である、かくするのが自治である、責任を盡くすにはかうせねばならぬと一々實行させ體得させるのである。故に修身公民科と教練とは、此の訓練の中核をなすのではあるが、更に普通學科と職業學科の訓練によつて、青年をして實際生活に必要な智識や技能を理解させ、修得させ、よつて以て青年の品性・人格を陶冶し、身體の發達を圖り、心身共に健全なる國民を造らうといふのが青年訓練本來の主旨である。要するに青

軍事豫備教育ではない。

年訓練所は、職業に従事せんとする者の爲に必要な知識を授ける所でもなく、又専門的の學術を授ける所でもない。實に全人の教育を目的として居る所であると同時に、種々の事情によつて、中等以上の學校教育を受得ない青年に均等なる教育の機會を與へ、質實剛健・醇厚中正なる國民たらしめようとする社會教育の機關である。隨つて此の青年訓練を以て、軍事豫備教育だなど、いふのは、全く取るに足らぬ妄論である。かくの如く青年訓練は、頗る重要な國家的の施設であるから、畏くも聖上陛下には、昭和二年の秋には、名古屋・岡崎・豊橋の三市で青年訓練所生徒の訓練を御親閲あらせられ、同三年十二月には宮城二重橋前廣場に於て、本縣並びに東京・埼玉・千葉・山梨の五府縣下青年訓練所生徒を、同四年六月には大阪城東に於て、十一月には水戸市郊外に於て、夫々其の地方の青年訓練所生徒を御親閲あらせられたのである。青年訓練に注がせ給ふ大御心の程を拜察し奉れば、誠に恐懼感激に堪へな

い次第であつて、此の青年訓練にたづさはる者は勿論、一層奮勵努力すべきであるが、國民舉つて各其の市町村の青年訓練所を援け勵まして、其の振興を圖るといふ事が、取りも直さず、大御心に副ひ奉る所以であり、忠誠なる國民として盡くすべき道である。

我が神奈川県に於ても、大正十五年七月縣下百七十有餘の市町村に、二百三十餘の青年訓練所が一齊に開所せられたのであるが、其の後新設・廢合等が行はれて、現在では公立二百二十五、私立二一、認定學校一、合計二百二十八青年訓練所で、一萬六千の青年が潑瀾たる元氣で此の訓練を受けて居るのである。逐年成績が向上するにつれ、一般から其の趣旨も理解せられ、効果も認められるやうになつて來たことは眞に喜ばしいことである。然しながら縣下全般を通じて見ると、入所すべき年齢の青年中、現に入所して居る者は約六割強、其の出席の歩合はこれ亦六割強に過ぎないといふ現状より察して、本訓練の趣旨が未だ十分に

徹底して居ないと言はざるを得ないのである。故に縣民がよく此の精神を理解して、訓練所の振作向上に協力援助を惜しまず、青年修養の道場として年齢該當者は一人残らず訓練を受けるといふやうになれば、將來自治體諸般の發展は勿論、國運の伸張は期して待つべきである。

圖書館と成人講座

圖書は人の思想の成果であり、研究の結晶である。一

國文化の程度は其の國で出版され、保存される圖書の質と量とに比例すると云つても過言ではあるまい。修養をしたい、研究をしたいといふ希望を持ちつゝ、學校に入り得ない人は勿論、現に在學して居る人でも特に研究自修の便を得たい人、又何か一寸調べて見たいとか、或は趣味娛樂として他人の思想や研究に接したいといふやうな人に對して、大切な資料を提供する重要な使命を有するものは圖書である。我々は圖書を通じて古の哲人より教を受け、萬里異境の學者にも接し得るのである。圖書館は此の文化の結晶、人智の尺度とも云ふべき圖書を蒐集し

て公衆の閲覽に供する社會教育上欠くべからざる施設である。昔の足利學校・金澤文庫の如きは、數多の書籍を藏して、學者間に大分利用せられたものであるが、閲覽者の範圍は極めて狭かつた。近頃の圖書館は閲覽本位で、出来るだけ多くの人に數多く利用せしめる方法を講じ、土地の事情に應じて巡回文庫の制も行はれて居る。圖書館は各自の都合の好い時間に、自らの力量・希望に應じて自由に圖書を選択し勉強し得るのであるから、施設・經營其の宜しきを得れば實に便利な施設である。



金澤文庫

本縣では横濱市立圖書館・大師圖書館を始め、圖書館令によるものが四十二館あるが、其の外に青年會や學校等で特に團員・兒童等の爲に設けられたものが百近くもある。然し大部分は創設以來日尚淺く、設備や經

營の良いものゝ少いのは遺憾である。

昭和三年に行はせられた御大典の記念事業として史蹟金澤文庫が縣立圖書館の名を以て再興された。文庫内には稱名寺に残存してゐた舊金澤文庫の古文書・典籍・什寶等を始め、故伊藤公が帝國憲法起草の際参照せられた諸外國の典籍等貴重なものゝ數々が收藏陳列せられてゐる。此の外廣く内外古今の書籍を蒐集して一般圖書館としての施設をも充實すべく準備が進められてゐる。殊に文庫と同時に此の地に新營せられた昭和塾は、青年の修養憲政自治訓練の道場として設けられたもので、講堂・宿舍・默想所等夫々備つてゐる。

成人講座は從來行はれて居る講演會が餘りに一時的、斷片的で纏つた修養研究を希望する者には効果が少いといふ見地から、一般成人に對し大體一ケ年を通じ、農閑期や休日等を利用して持續的に開設するものであつて、本縣では縣が直接に、或は文部省の委嘱を受けて主催するものもあるが、大部分は市町村又は團體等で主催するのである。進展極りない活社會に處して、時世に後れないことを欲する者は、常に修養

を怠つてはならぬ。此の意味に於いて、此の種講座の普及は緊要である。
體育 人生の幸福を希ひ、國家の繁榮を望む者は、先づ體力の増進を圖らねばならぬ。世界何れの國でも、國民の健康、體力の練磨を緊要なりとして、競つて體育の普及獎勵に力め、其の施設・經營に多大の經費を投じて居る。體育運動は體位の増進に大なる効果があると共に一面、趣味とし娛樂としての任務を有する。古代オリンピアの競技は、國民の精神を鼓舞し、身體を練る爲の催であつたが、同時に國民全般の享樂でもあつた。我が國では徳川時代迄は運動競技の多くは武術に止り、之によつて武士道の精神を練り肢體を鍛へるを主眼とし、娛樂的なものとしては角力・流鏑馬等武藝に近いものに限られてゐた。維新以來學校體操や、新な運動競技が輸入された。體操は學校教育の獨占のやうになつてゐるが、身體を均整に發達せしめる利があるから、國民體位の増進上一般に獎勵する必要がある。競技に至つては、之を行ふ者、之を觀る

者共に娛樂的氣分を與へられる事が多いので、とかく熱中し易いのであるが、適當に選定し、適度に實行すれば身體の發育を助け、精神を健全ならしむる實効あるは勿論である。

本縣の體育狀況

本縣體育運動普及の狀況を觀るに、逐年に一般化し、今や體育團體の數は三百の多きに達し、就中、學校體育・青年體育の如きは着々として進歩向上しつゝあるは喜ばしきことである。近く縣營運動場の設置、縣體育協會の創立と相俟つて體育の劃期的活動に入らうとしてゐる。

青年團體

青年團體 青年期は其の全生活が修養である。今上陛下が嘗て「國運進展ノ基礎ハ青年ノ修養ニ須ツコト多シ」と、仰せられた通り、人間一生の浮沈も此の期に定まるといふべく、一國の隆替も亦かゝつて青年の雙肩にあるといつてよい。中等以上の學校で教育を受けつゝある者はともかくとして、學校を卒へた人、殊に學校教育を充分に受得なかつた人々が相集つて、一致協力青年期に於ける生活を擴充し、心身を練磨

して、善良なる公民、健全なる國民たるの資質を養ふ機關が必要である。青年團は此の必要を充たす爲に、自治的に結成された青年の修養機關である。

我が國の青年團は、かなり古い歴史を持つてゐる。往時若連中又は若衆組と名のつて、「相互の友誼を教うす。」といふ主旨の下に、所謂仲間入をする、お附合をする、といった風な集團が、町村の各部落毎に出來、氏神の祭典などを機會に會合するといふ一種の社交團體的な集りが、其の起りと見るべきであらう。然るに明治に入つて教育の普及發達に伴ひ、青年の自覺となり、團體運動の進歩となり、名稱も青年會と改められるに至つたが、日清・日露の兩役に、恤兵事業や其の他に青年團體の目覺ましい活動を見るに及んで、大いに世人の注意は喚起せられ、政府も其の指導に手を染めるに至つた。其の頃から、單に友誼を教くするといふのみではなく、知識を交換し、公共事業に盡くす、といふ様

な項目が目的の中に掲げられる様になつた。然るに大正四五年頃から政府の方針に基づき、青年の智徳を増進し、身體を鍛鍊して國民たるの資質を養ふといふ趣旨の下に、稱呼も青年團と改り、純然たる修養團體となつたのである。一口に言へば我が國の青年團は、社交團體（若連中時代）から出發して、一時は事業團體（青年會時代）の如き觀を呈し、更に今日の修養團體（青年團時代）となるに至つたものである。

本縣の青年團は、日露戰役後、時勢の進運に伴なつて漸次其の發達を見、明治三十五年僅かに七團體に過ぎなかつたものが、明治四十四年には九十四團體に増加し、現在では其の數實に三百九十三、團員數五萬七百六十餘名に及び、總經費は二十萬五千餘圓の巨額に達するに至つた。右の如く各町村に青年團の設置が普及し發達するにつれて、郡市聯合青年團の組織が出來上つたので、大正十一年之を合同して神奈川縣青年團聯合會を組織し、縣下青年團の連絡統制を圖るに至つた。其の後全

國青年團合同の機運漸く熟し、大正十三年大日本聯合青年團の組織を見るに至り、縣青年團聯合會は直に之に加盟し、全日本の青年と共に其の歩調を齊ふるに至つたのである。

女子青年會の組織は明治三十六年箱根仙石原村乙女會の發會を以て本縣に於ける嚆矢とする。其の後各市町村に或は處女會或は女子青年會の稱呼の下に女子修養機關として設けられるものが續出し、現今では縣下普く其の設置を見るに至り、團體數二百六十、會員數二萬六千を超え、町村女子青年會は郡市聯合會を以て連絡を保ち、郡市聯合會は神奈川縣聯合女子青年會によつて連絡統制されてゐる。縣聯合女子青年會は更に大日本聯合女子青年團に加盟して相互に連絡提携を圖り、堅實に智徳の修養に努めてゐる。

女子青年會

一 一 神 社



神社の意義

皇祖皇宗を始め奉り、諸ちか氏の祖先神即ち氏神、若しくは皇室及び國家に勲勞功績があつた偉人傑士は、我が帝國の神祇と定められ、それ等の神靈を奉齋する所を神社といふ。これ等の神社は悉く日本民族の祖先に對する報恩感謝のあらはれであり、日本民族精神の最高の發露であるといふことが出来る。

社格

神社には社格を超越した最も尊い伊勢神宮を始め官社には夫々大小に區別された官幣社・國幣社及び之に準ずる別格官幣社があり、府縣社・郷社・村社・無格社を官社に對して民社と稱へて居る。

官・國幣社

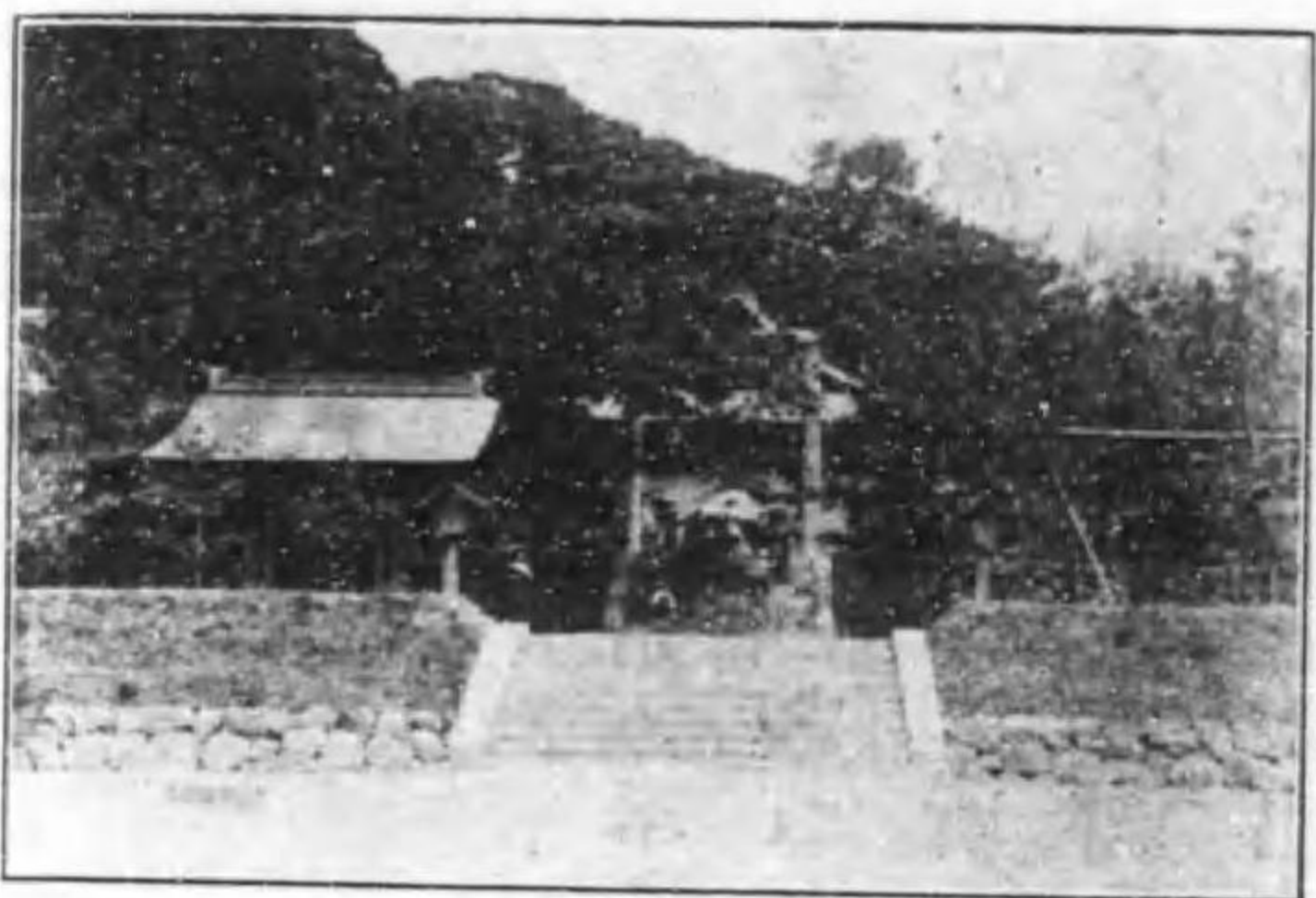
官・國幣社は現今の神社制度上、社格の上位にある神社で、國家の宗

祀として國家が之を維持して居るもので、古く神祇官から幣帛を奉奠せられてゐたものを官幣社と稱へ、國司から奉奠せられてゐたものを國幣社と稱するに至つた。

鎌倉宮

官幣中社鎌倉宮

鎌倉二階堂にあつて、後醍醐天皇第三の皇子護良親



鎌倉宮

王が祀つてある。親王は始め天台の座主におはしましたが、武家の専權を慨かせ給うて、建武中興の王業を翼賛せられ、功を以て征夷大將軍に任せられた。後足利尊氏の讒に遭うて鎌倉に下され、二階堂に幽閉せられたが、北條時行の亂に、足利直義の部將淵邊義博の爲に弑せられ給うた。時に御年二十八歳。境内の東南隅に御首捨所若しくは小廟と稱する所がある。義博が其の御相貌

鶴岡八幡宮

の恐しさに戦慄して御首を棄て奉つた所といふ。そこから約二百メートルを隔つる丘陵の頂、傘の形した松の見える所が御墳塋のある所である。明治二年勅して此の地に社殿を創營せられ、同六年官幣中社に列せられた。

國幣中社鶴岡八幡宮

鎌倉町雪の下にある。上の宮には仲哀天皇・應



鶴岡八幡宮

神天皇・神功皇后、下の宮には仁徳天皇・履仲天皇・仲姫命・磐姫命が祀つてある。此の社は今から八百六十年前、後冷泉天皇の御代源頼義が男山八幡宮を由比が濱に勧請したのに始り、今の大

町の元宮の在る所が其の舊跡である。治承四年源頼朝が鎌倉に入るに及んで今の地に移した。鎌倉幕府の當時は、歳首には必ず將軍自ら儀

仗を具して參拜するのを例とした、其の後關東管領足利氏、小田原の北條氏及び江戸幕府の崇敬も亦頗る篤かつた。

上の宮前の石階の側にある大銀杏は俗に隠れ銀杏と稱し、承久元年正月二十七日に源實朝が右大臣拜賀の爲參宮しての歸途、公曉が此の老樹の陰から躍り出で實朝を弑したと傳へられて居る。

下の宮は又若宮ともいふ。文治二年四月靜御前が源賴朝及び夫人の前で、しづやしづしづの芋手巻くりかへしと謠ひつゝ、舞つたのは此の廻廊である。

國幣中社寒川神社

高座郡寒川村にある。

寒川比古命・寒川比賣命を祀る。醍醐天皇の御宇延喜式によつて名神大社に列し、相模

寒川神社



社 神 川 寒

の一の宮として國人に尊崇せられ、特に源賴朝・北條氏綱・徳川家康等の崇敬篤く、或は神馬を獻じ、或は社殿を造營し社領の地を寄進した。

一の鳥居から神前まで、約一キロメートルの表參道は兩側に松杉が鬱蒼と茂り、神威自ら迫つて森嚴の感に打たれる。明治の御代に至り國幣中社に列せられた。大正地震災には社殿が大破したが、今は木の香も新しく造營せられた。

國幣小社箱根神社

足柄下郡元箱根村蘆の

湖畔に在る。箱根の神を祀り、天平寶字元年萬卷上人によつて勸請せられたと傳ふ。縁

起によれば嵯峨天皇の勅により駿河・伊豆・相模の三州を社領とせられ、また源賴朝・北條早雲及び氏綱・徳川家康等の崇敬が篤かつたとい

箱根神社



社 神 根 箱

ふ、四周大自然の高峰に抱かれ、老杉枝を交へ森嚴自ら襟を正さずには居られない。昭和三年十一月國幣小社に列せられた。

府縣社は府縣が崇敬維持する神社であつて、東京・京都・大阪のものを府社といひ、北海道及び各縣にあるものを縣社といふ。

府縣社

皇大神宮

皇大神宮 横濱市伊勢山にある。祭神勸請の年月は詳かでない。もと戸部村海岸伊勢の森に小祠があつたが、横濱の地が海外貿易の要衝となり、泰西文化輸入の關門となるに及び、人々をして敬神の誠を效し、我が國固有の精神を發揚せしめんが爲、明治三年四月十五日に今の地に遷座し、爾來此の地を伊勢山と稱する。明治八年に横濱の鎮守として縣社に列せられた。太鼓樓は昭和五年一月、市の青年團によつて建設されたものである。

阿夫利神社

阿夫利神社 中郡大山町にあつて、大山祇神を祀る。其の創建は古く、延喜式内相模十三社の一である。其の後本社以下攝社・末社・堂宇・僧房

等を總括して大山寺と號したが、明治維新に及び、神佛混淆が禁ぜられたので分離して阿夫利神社の舊稱に復した。鎌倉開府以來、源頼朝は屢々奉幣使を參向せしめ、足利氏・北條氏・上杉氏・徳川氏等關東武將の崇敬も篤かつた。當社の大和舞及び巫女舞は優雅高尚な古典的舞樂として知られて居る。國學の大家權田直助は此處の祠官であつた。

江島神社

江島神社

鎌倉郡川口村江の島にある。此の島はもと小動こつりの岩から

續いてゐた一岬角であつたが、海波の爲に中斷せられたといふ。然し縁起には欽明天皇十三年の大地震に海上に湧出したもので、天女が天降り、あたりに住んでゐた五頭の惡龍を降伏せしめたとある。神社は邊津宮・中津宮・奥津宮の三宮より成り、奥津宮は多紀理比賣命、中津宮は市寸島比賣命、邊津宮は田寸津比賣命を祀る。又岩窟には左奥に天照皇大神・素盞鳴命を祀り、右奥に多紀理比賣命・市寸島比賣命・田寸津比賣命が祀つてある。島の風光の絶佳なることは「史蹟と名勝」の條にも述べ

た通りである。

松原神社

小田原町幸一丁目にあつて、日本武尊を祀る。小田原に覇業を成した北條氏は篤く之を崇敬して、社領一萬石を寄進し、社殿も亦代々の城主が修造した。天正十八年北條氏滅亡後は一時衰へたが、寛永九年稻葉氏が小田原に封ぜられてからは、祭典及び營繕等も藩費を以て支辨し、貞享三年大久保氏が再び此の地の城主となるに及び、先規によつて鎮守とした。縣社に列せられたのは明治六年である。

大久保神社

小田原町十字四丁目にあつて大久保忠世を祀る。忠世は徳川家康の部將で軍功によつて小田原に封ぜられ、民政に盡くす所が多かつた。明治二十六年五月、舊小田原藩士等が相謀つて、其の功業を記念せんが爲、神社を創立して之を祀つたので、同二十八年十一月に縣社に列せられた。

報徳二宮神社

小田原町舊城内にあつて、二宮尊徳を祀る。「郷土の偉

人」の條にも述べた通り、尊徳の遺徳は世を経るに随ひ益々光を發し、明治二十五年九月、尊徳の遺訓を奉ずる人々相謀り、尊徳の出身地として記念すべき舊小田原城内に神社を創建したのである。

郷社

郷社 は郷邑の産土神(氏神を含む)であつて、郡市が維持する神社であるといふことも出来る。明治初年、戸數凡そ千戸に對して一社と定められ、其の一郷の最首となる神社を郷社と稱した。本縣下の郷社は四十四社ある。

村社

村社 は郷社に次ぐ神社で、町村が崇敬維持する神社ともいふべく、郷社と共に地方長官の指定によつて神饌・幣帛料を供進せられる。村社は本縣下には五百餘社ある。

無格社

無格社 とは社格ある神社と區別する爲に便宜上附けた名で、明治初年、郷社・村社の定められた當時由緒の調査や、社殿の設備の不備等から社格に列せられなかつたもので、それ等が完備すれば、村社或は郷社に列せられることもある。

祭儀

以上述べ來つた神社では毎年祈年祭・新嘗祭・例祭の三大祭が行はれる。祈年祭はきねんさい又はとしこひのまつりとも稱し、毎年二月十七日以後、諸の神社に於て、風雨・旱魃・虫害等の災なく、五穀の豊穰を祈

祈年祭

請する祭であり、新嘗祭はしんじやうさい又はひなめのまつりとも稱し、災禍なく豊に實つた新穀を天神地祇に饌め奉り、又天皇親らも聞き食し給ふ神事で、毎年十一月二十三日以後各神社に於て行はれる。例祭は大抵年に一回行はれるもので、俗に鎮守様のお祭と言つて居る。祭神又は神社に縁故のある日を選んで例祭日と定められて居る。以上の三大祭には官・國幣社には神社所在地の地方長官が幣帛を供進し、府縣社・郷社・村社には官・國幣社に準じて、夫々幣帛供進使が参向することになつてゐる。



一二 宗 教

本縣に於て現在行はれてゐる宗教は、佛教・神道・基督教等であるが、特に本縣は鎌倉時代より佛教興隆の中心地であつたので、古寺名刹が頗る多く、又開港場たる横濱が有るから基督教も比較的廣く行はれてゐる。始めに主なる佛寺に就いて記し、次に本縣に於ける基督教の由來等を述べることとする。

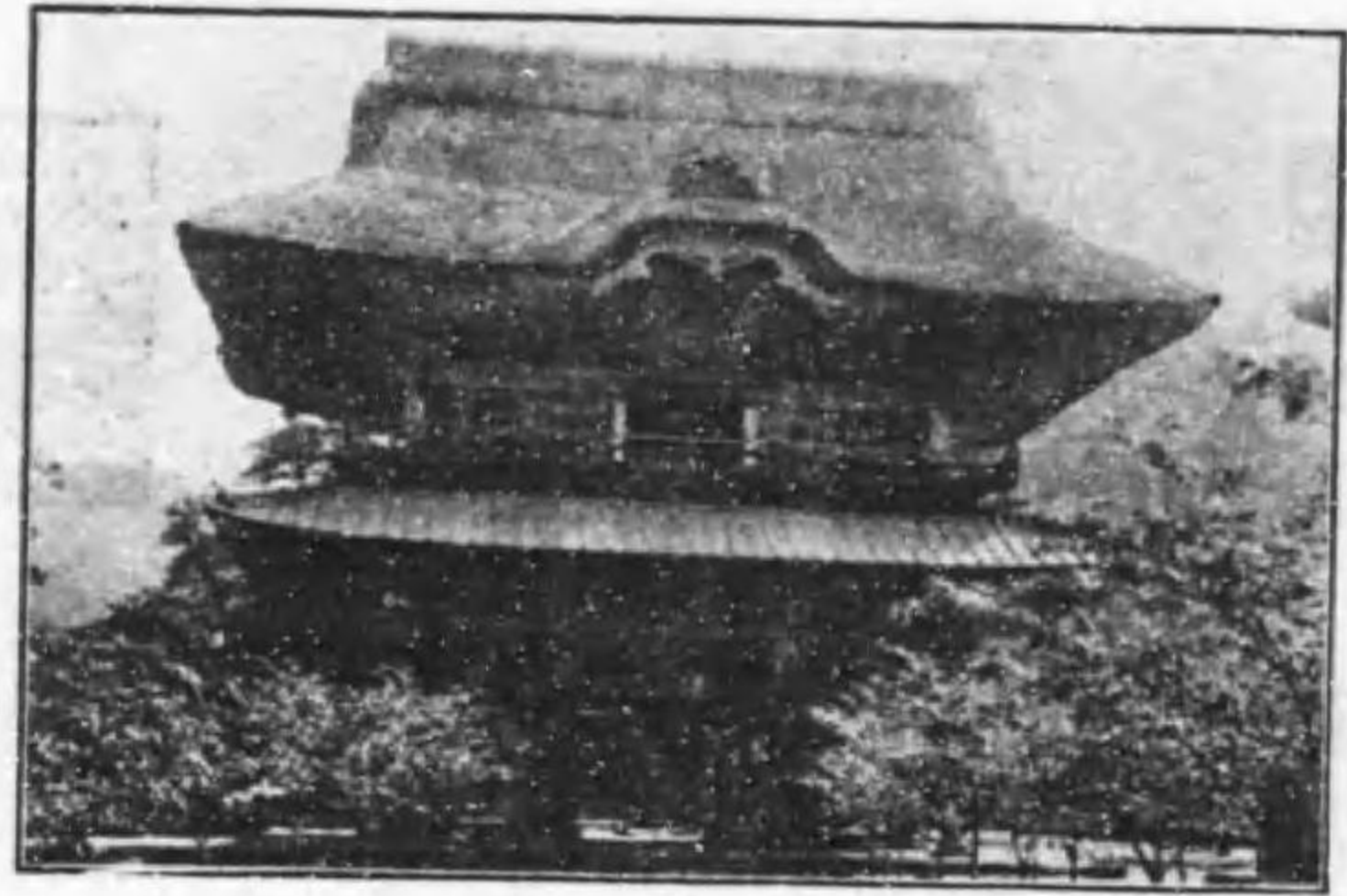
佛 教

臨濟宗建長寺 鎌倉五山(建長・圓覺・壽福・淨智・淨明)の第一で、鎌倉郡小坂村山の内にある。北條時頼の創建、宋の大覺禪師道隆の開山である。鎌倉幕府が京都の天台・眞言に對して、一宗派を樹てんとして創建した

ものである。本尊は丈六の地藏で、其の左右に千體地藏が安置してある。此の地はもと處刑場で地獄谷と稱し、地藏を祀つた小堂があつたので、

地藏を本尊としたのだといふ。其の後屢々天災兵燹に罹つて堂塔が多く烏有に歸した。佛殿は特別保護建造物で、格天井の群鳥は狩野法眼の筆、欄間の天人は左甚五郎の作と稱せられる。寺には國寶や古文書が多く歴史上の参考となるものが少くない。

臨濟宗圓覺寺 鎌倉五山の第二で、鎌倉郡



建 長 寺

小坂村山の内にある。弘安五年北條時宗の創建で、開山は佛光國師祖元である。寺の境内を闢くとき、圓覺經を發掘したので寺の名としたといふ。此の寺も數次兵燹に罹つたが、獨り舍利殿のみが残つた。今の佛殿は徳川秀忠が家

圓覺寺

康の命によつて再建したもので、本尊として寶冠釋迦佛を安置してある。舍利殿は弘安八年北條貞時が建設したと傳へられ、特別保護建造

物である。尙此の他開山佛光國師の木像を安置せる開山塔、北條氏の祀堂なる佛日庵がある。高さ二メートル半餘、厚さ十八センチメートル餘の巨鐘は正安三年に北條貞時が鑄造せしめたものである。こゝにも國寶及び古文書類など歴史上の好資料が多い。

臨濟宗壽福寺 鎌倉五山の第三で、鎌倉町扇が谷源

氏山の麓にある。開基は政子、開山は千光國師榮西。本尊は釋迦如來で、籠で作り其の上を張つたものであるから



圓 覺 寺

俗に籠釋迦と言ふ。寺に榮西が著した喫茶養生記があつて寺寶となつてゐる。

淨土宗光明寺 鎌倉町亂橋材木座にある。開山は記主禪師(良忠)で、淨土宗の關東

總本山である。もとは蓮華寺と稱し、仁治元年北條經時の創建に係り佐介が谷にあつたが

壽福寺

光明寺

寛元元年に今の地に移して光明寺と改めた。運慶の作といふ阿彌陀如來の像が安置してある。北條氏・足利氏・上杉氏・徳川氏等武門の信仰が篤かつた。

臨濟宗東慶寺 鎌倉郡小坂村山の内にあつて、北條時宗の夫人覺山尼の創立した尼寺である。婦人で一身の處置に窮した者が駆込めば之を保護したので、俗に縁切寺又は駆込寺と言つてゐる。

臨濟宗明月院 同じく鎌倉郡小坂村山の内にある。永暦元年十一月に首藤刑部丞俊通が創建したもので、本尊は觀音大士である。此の地は北條時頼が世を遁れ、閑日月を送らうとして建立した最明寺の舊蹟で、彼の歿後廢棄してゐたのを、時宗が再興して禪興寺と稱したが、今はたゞ明月院を存するのみである。

日蓮宗妙本寺 鎌倉町大町なる比企が谷にある。文應元年三月比企大學能本の建てたもので、日朗上人が開祖である。日蓮が始めて説法した寺で、此の地はもと比企能員の邸であつた。

日蓮宗龍口寺 鎌倉郡川口村片瀬の龍口にある。此の地はもと處刑場で、日蓮上人が鎌倉幕府の忌諱に觸れて、斬首せられんとして纒かに免れた舊蹟である。弟子日法等が寺を建て、其の師日蓮上人を開祖としたものである。

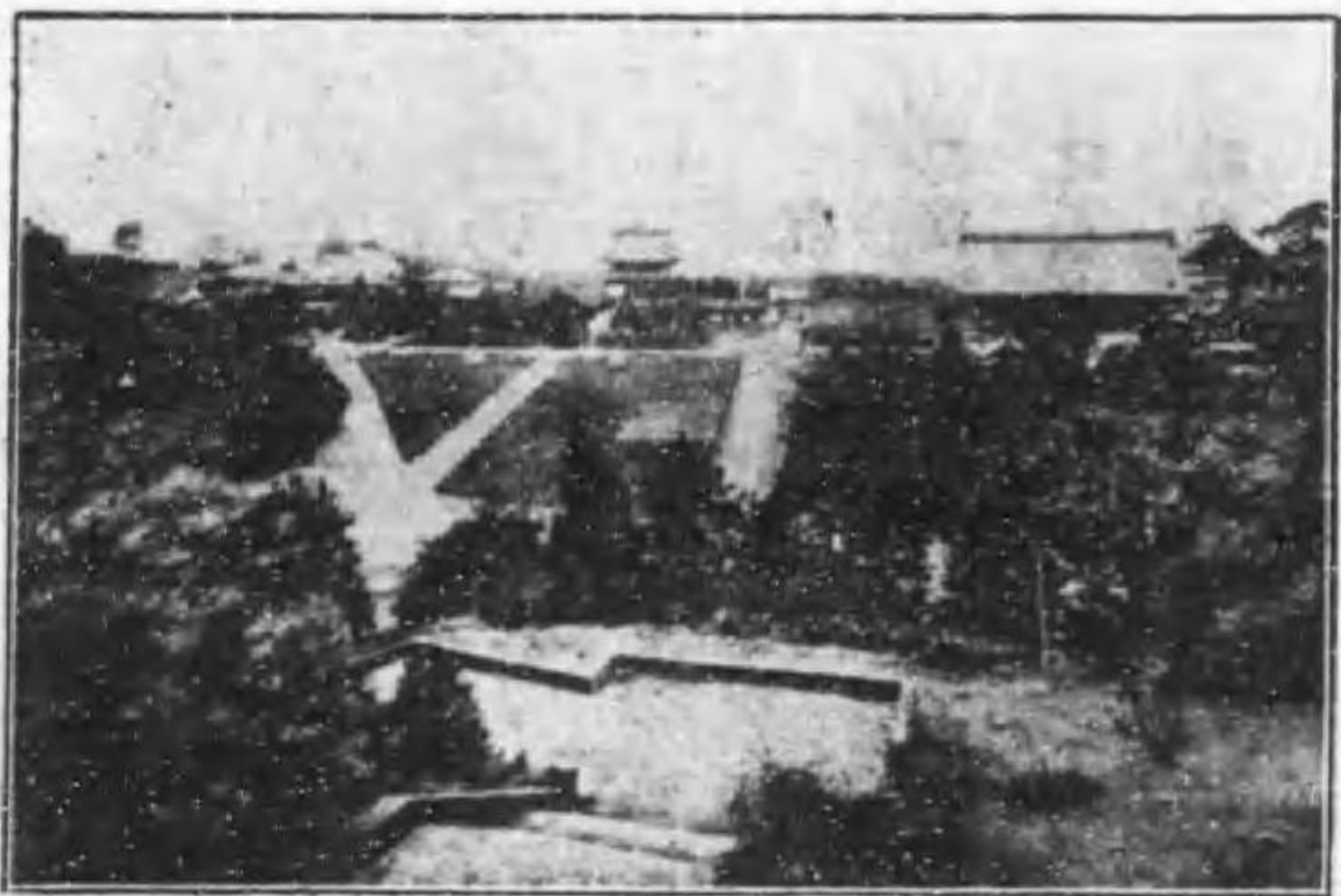
神武寺

天台宗神武寺 三浦郡逗子町沼間にある。聖武天皇の勅願開基と傳へ

られ、天安元年に慈覺大師が巡錫中興して天台宗に改めた。壽永二年に源頼朝が更に堂宇を建立して寺領を寄進し、次いで實朝も亦先例に準じた。其の後諸堂が焼失したが、北條氏直が再興して百餘石を寄附し

た。天正十八年七月に再び焼けたのを更に再建し、徳川氏は代々五石の朱印地を寄附した。境内は幽邃にして深山の趣があるので大正天皇及び今上天皇陛下は屢々此の地に行幸あらせられた。

曹洞宗總持寺 横濱市鶴見にある。もと能登にあつて諸嶽寺といひ、觀世音菩薩を本尊とした古い眞言宗の寺であつたが、元亨元年四月に常濟大師が入つて開山となり、



總持寺

總持寺

翌二年八月に後醍醐天皇より勅願の道場、曹洞の本山たるの綸旨を賜はつた。開山以來五百數十年を経て、明治三十一年四月祝融の災に罹つたので、地を本縣下鶴見に相して諸堂を新築し、明治四十四年十一月に遷祖の典を擧げた。其の後堂宇漸く備り、曹洞宗の大本山として、京濱間に一大壯觀を添へるに至つた。

弘明寺

眞言宗弘明寺

横濱市弘明寺町にある。市内に於ける古刹で、本尊十一面観音は中郡高部屋村日向にある寶城坊の薬師如來の坐像と同じく、一本の立木から横削に彫刻したものである。一見未成品の如く、粗朴な鑿の跡を残してゐる所に木像彫刻獨特の美が味はれ、今は國寶になつてゐる。

増徳院

眞言宗増徳院

もと横濱市元町にあつた。本尊は不動明王である。其の創建は詳かでないが、寛永二年に僧長覺が之を中興した。後火災に罹り、享保十二年更に造營されたが、大正大震火災には再び全焼の厄に遭ひ、今は中區中村町に移轉した。

平間寺

新義眞言宗平間寺

川崎市大師河原にある。本尊は弘法大師である。天承元年四月僧尊賢の開基であるといふ。縁起によれば大治の頃、平間

兼豊・兼乘父子が靈夢に感じ、網を海中に投じて大師の尊像を得たので、信心益々篤く、小堂を構へて供養をして居たが、高野山の尊賢が此の地に遊化して、堂宇を建立し平間寺と稱した。

王禪寺

新義眞言宗王禪寺

都筑郡柿生村にある。本尊は聖觀世音。創建の年月は明らかでないが、延喜十七年に高野山の三世無空律師が建立し、醍醐天皇より寺號を賜はり、封戸三千を附せられて勅願所となつた。後元弘・建武の頃新田・小山田の兩氏が此の地に戦ひ、堂宇は兵燹に罹つたが、應安三年に京都醍醐山の等海上人が、再建中興して新義派の開山となつた。小田原北條氏は寺領を寄進し、徳川氏は朱印を下附した。

無量光寺

時宗無量光寺

高座郡麻溝村當麻にあつて、當麻道場ともいふ。開山は時宗の宗祖一遍上人である。上人は始め伊豫の繼教寺に入り、永憲に従つて天台宗の奥儀を極め、後浄土宗に歸し、弘安年間此の地に留ること三年、草庵を結んで金光院と稱した。建治元年十二月紀州熊野神社に參籠して、融通念佛を修し、ついで四方を遊歴修行したので時の人は遊行

上人と呼んだ。第二世眞教上人が法燈を継ぎ、嘉元元年に堂宇を建て爾後相承けて今日に及んでゐる。

清淨光寺

時宗清淨光寺 藤澤町にあつて、藤澤道場又は遊行寺ともいふ。開基は俣野五郎景平入道、開山は時宗四世の吞海である。これより先き三世一鎮の時足利尊氏が堂宇を再建し、且寺領を寄進した。其の後屢々祝融の災に罹つたが、北條氏直は良材を得て之を建立した。所が明治初年に又もや火災に罹り、大正大震火災には大半倒壊し、今は其の復舊工事中である。内に小栗判官・照手姫の墳墓及び遺物と傳ふるものがある。又敵御方供養塔に就いては史蹟の條に述べた通りである。

大山寺

古義眞言宗大山寺 中郡大山町にある。聖武天皇の御代良辨僧正の開山と傳へられ、弘安年間に廟行上人が中興した。慶長十年徳川氏はここに十二坊を置き、其中八大坊を以て別當とし、寺領及び碩學領を寄附し、元祿年間更に六坊を創立したが、明治維新の際に入大坊は廢寺となり、

最乗寺

新に明王寺を創立し、大正四年十月觀音寺を併せて大山寺と稱した。

曹洞宗最乗寺 足柄上郡南足柄村關本の山中にある。應永元年十月の創建で、開山は了庵禪師である。禪師は名を慧明といひ、鎌倉の建長・圓覺兩寺、丹波の永源寺、能登の總持寺に學び、遂に法嗣十哲の隨一に推された。其の從弟道了は、禪師に就いて學ぶこと久しく、應永十八年三月禪師が寂したので、道了は身を天狗に變じ、山門鎮護を誓つて雲中に飛去つたといふ。後の入道了堂を造り道了大薩埵と稱へて尊信して居る。寺域は廣く、老杉鬱蒼たる中に諸堂偉觀を呈して居たが、惜しいかな、昭和三年火災にかゝり、目下再建勸進中である。

早雲寺

臨濟宗早雲寺

足柄下郡湯本町にあり、本尊は釋迦牟尼佛である。大永元年北條氏綱が父早雲の遺言によつて建立したもので、早雲を以て開基とし、紫野大徳寺の大隆禪師を請じて開山とした。北條氏滅亡後は大に荒廢したが、元和年間に再興し、小田原城主稻葉正則の時、堂宇の改造が成つて舊觀に復するを得た。本堂の後に北條氏五代の墓がある。

尙本縣下に於ける寺の總數は千七百五十(昭和二年九月調)其の中最も多いのは、曹洞

宗の三百八十三で、次は眞言宗の三百七十三、浄土宗の二百七十四、日蓮宗の二百四十八、臨濟宗の二百二十、眞宗の百十三、天台宗の百五、時宗の二十九、黄檗宗の五寺である。

基 督 教

安政元年正月にベリーが再来した時、バプテスト派のゴープルが共に来り、更に天主教の宣教師が二人、次いで三人来朝したが、未だ布教の道を講ずるに至らなかつた。越えて安政三年七月に米國總領事ハリスが下田に來り、翌四年に横濱及び長崎に天主教禮拜堂が建設され、安政六年十月にはジェー・シー・ヘボン夫妻、同十一月にはエス・アール・ブラウン、デー・ビー・シモンズ等が横濱に來り、萬延元年七月四日ジョナサン・ゴープルが横濱に再び來り、文久元年十一月にチェー・エッチ・バラ博士、同三年五月にデヴィッド・タムソンが横濱に來た。かく宣教師が續々來朝したが、明治六年までは基督教嚴禁の制札が到る處に立てられて居て、基督教が禁止されて居たから、公然其の教を弘めることが出

基督教
ゴープル

ヘボン夫妻等

バラ博士

横濱海岸教會

來ず、日本語の研究、英語の教授或は著述に力を用ひて時の至るのを待つて居たのである。即ち慶應三年にヘボンは辭書を編み、ヘボン夫人は横濱にフェリス女學校の前身なる女塾を開き、明治三年六月一日にミス・メリー・キダがフェリス和英女學校を創立し、同四年にミス・メリー・ブライン、エス・エッチ・ピアソン夫人、ミス・ジー・エヌ・クロスビー等が横濱に來つて宣教師館を建て、傳道會社は横濱共立女學校を創設した。翌五年二月横濱に日本最初の新教の教會、日本基督公會即ち後の横濱海岸教會が創立された。又此の年六月佛蘭西人サン・マツチルダ等が來朝して、翌六年以來教育救濟事業を創め、七年に横濱堯女學校・ダムドサンモール學校・横濱紅蘭女學校を創立した。

明治六年は日本の基督教に新時期を劃した年で、一月にはかの耶蘇教禁止の制札が撤去され、信仰の自由を得るに至つたのである。そこで米國より新に三十九人の宣教師が來朝して布教に従事することゝなつ

た。ブラウン博士夫妻及びゴープル夫妻は此の年三月に横濱第一浸禮教會を設立し、同十三年十月にはミス・ブリテンは横濱英和女學校を、翌十四年には傳道會社が共立女子神學校を創立した。同年十二月には米國婦人傳道協會によつて警醒小學校が創設され、同十七年十月にはベネットの提議でバプテスト横濱神學校が創められ、同十九年十月にはブラウン博士未亡人によつて横濱英和女學校が創立された。これ即ち搜眞女學校の前身で、後神奈川町平尾臺中の丸の地に新築移轉した。又大正八年四月には關東學院が創設された。更に明治十八年には横濱基督教青年會が創められ大正二年には横濱基督教女子青年會が設立された。かくて基督教の教會三十九を數へるに至つた。

其の他の諸宗派

尙此の他本縣には神道の諸派に屬する教會所が二百七十餘、佛教の諸宗派に屬する教會所が九十餘ある。以上の神・佛・基督教に屬する諸教會所は夫々布教と教化とに努めてゐるが、中には各種の社會事業を經營してゐるものもある。

兵制の沿革



一三 兵 事

兵役は日本臣民の公權であり、また名譽ある義務である。古は國民皆兵で、天皇親ら之を率ゐられたのであつたが、中世此のかた時勢の推移により遺憾ながら兵權は武門の掌る所となり、兵事は社會階級の上部に位する武士が獨占し、以て明治維新に及んだのである。

徳川幕府が倒れて王政は復古したが、明治の初年頃は未だ其の實が擧らず、兵馬の大權は完全に復古するに至らなかつた。こゝに於て明治の元勳である大村・山縣の諸公は大いに此の點を憂慮し、徵兵制度の制定を企圖した結果、明治三年、時の兵部大輔大村益次郎によりて徵兵規則なるものが創案せられたが、同氏は不幸にして兇刃に斃れ遂に

其の壯圖も水泡に歸したのである。然し統一した兵制を定め、兵馬の權を確立することは愈々急を要したので、時の兵部大輔山縣有朋・同少輔川村純義・同西郷從道の三氏が連署を以て内外の狀勢上國民皆兵の制を制定し、國防萬般の施設につき其の根本を確立するの要を建白した。明治五年二月兵部省を分ちて陸・海軍の二省とし、山縣有朋が陸軍大輔に、川村純義が海軍大輔の職に就くに及んで徵兵制度の制定に心血を注ぎ、遂に明治五年十一月徵兵令制定の業全く成り、同月二十八日國民皆兵制確立の大詔が渙發せらるゝに至つた。同六年一月徵兵令が施行せられてから、日本臣民にして滿十七歳より滿四十歳までの男子はすべて兵役に服する義務を有する様になり、憲法に於ても亦此の義務を規定せられたので、國民は、均しく國家を防衛する權利と義務とを有するに至つたのである。

徵兵令

徵兵検査の結果身體強健な者は、抽籤の法により、現役兵又は第一補

充兵に徵集せられ、現役兵で其の役を終つた時は豫備役に就き、豫備役を終ると後備兵役に、後備兵役も終つた時は、第一國民兵役に服する。又徵兵検査の結果、現役若しくは第一補充兵役に徵集せられない者は第二補充兵役又は第二國民兵役に編入せられ、尙滿十七歳より滿四十歳までの男子にして、現役・豫備役・後備兵役・補充兵役・第一國民兵役に非ざる者は第二國民兵役に服するのである。此の外滿十五歳海軍滿十七歳陸軍以上の男子は志願により兵役に服する事が出来、又將校・下士は官吏たると同時に、一面に於ては兵役の義務に服して居るのである。明治十五年一月明治天皇は陸海軍人に勅諭を賜ひて、

軍人勅諭

朕は汝等軍人の大元帥なるそされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるへき朕が國家を保護して上天の惠に應し祖宗の恩に報いまるらする事を得るも得ざるも汝等軍人が其職を盡すと盡さゝるとに由るそかし我國の稜威振はさることあら

は汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を耀さは朕汝等と其譽を偕にすへし

と宣はせられ、且軍人の精神五ヶ條を御諭しになつた。

- 一 軍人は忠節を盡すを本分とすへし
- 一 軍人は禮儀を正くすへし
- 一 軍人は武勇を尙ふへし
- 一 軍人は信義を重んずへし
- 一 軍人は質素を旨とすへし

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからずさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき心たに誠あれは何事も成るものそかし況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り

易し

と。いかに兵制は完備し、軍器は精銳であつても、國民にして實力に富まず、兵にして忠勇でなければ軍備の強大は得て期すべくもない。凡そ戰の勝敗は人にあるので、器にあるのではない。明治天皇が勅諭を下し賜はつたのも、亦實に此の故である。そして此の勅諭は獨り軍人の守る道ばかりでなく一般國民の服膺すべき明教であることは勿論である。

軍隊は一面また國民の學校であつて、良兵を養ふは即ち良民を造る所以である。軍隊に於て教養された規律の習慣と、奉公の精神とを以て之を郷里に施し、業務に従つたならば、よく自他を益し、生産を増し風俗を化して富國強兵の實を擧げるやうになるであらう。

今兵事に關し、本縣民の心得べき必要事項の概要を左に摘記する。

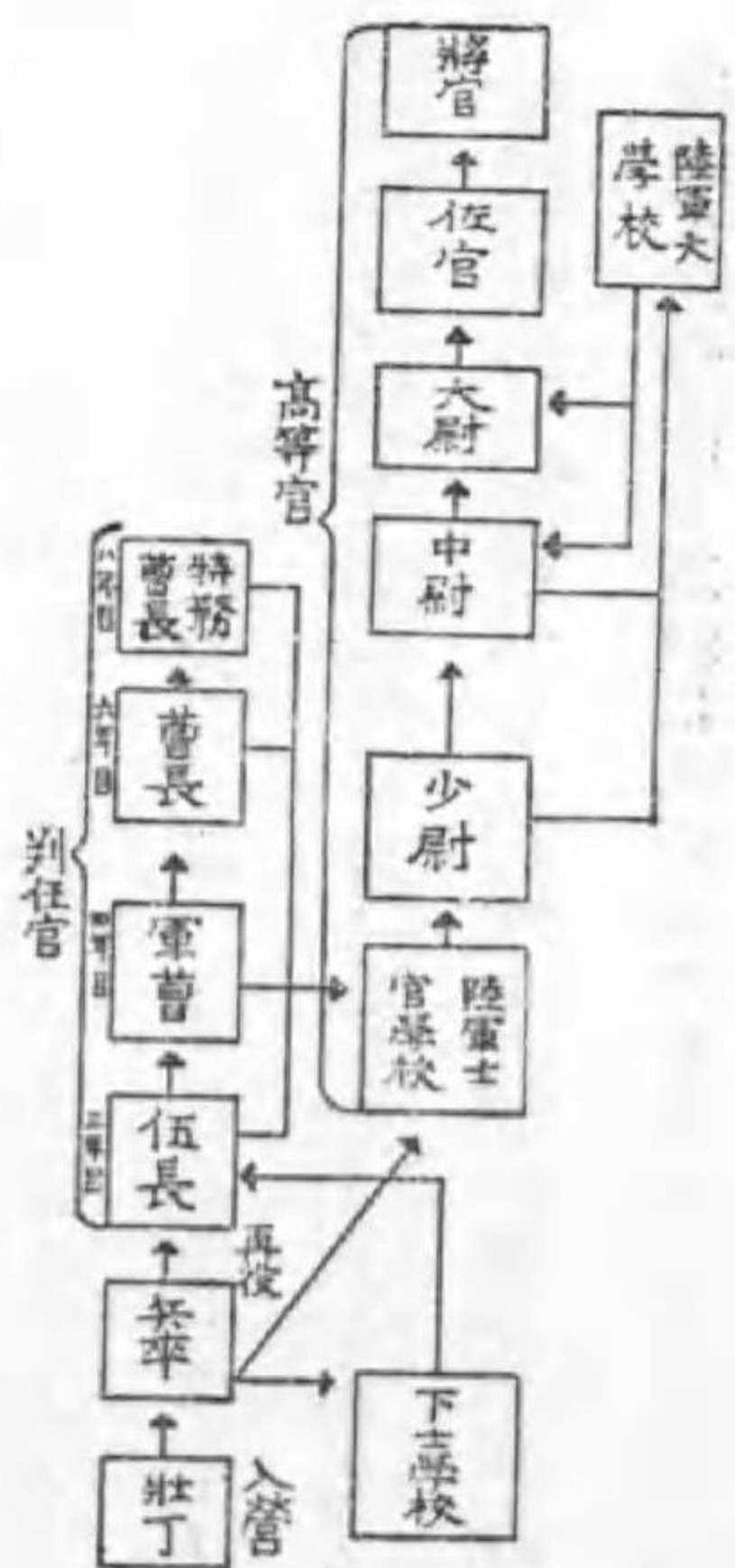
官階と進級

陸海軍の官階と進級は次の通りである。

一三兵

事

二七九



陸上勤務ならば	海上勤務ならば	停年		高等官	判任官	官
		特務少尉へ	准士官へ			
五年	九三ヶ月年	九一ヶ月年	一年	一年	一年	一年
四二ヶ月年	九一ヶ月年	一年	一年	一年	一年	一年
四一ヶ月年	一年	一年	一年	一年	一年	一年
四一ヶ月年	一年	一年	一年	一年	一年	一年
四一ヶ月年	一年	一年	一年	一年	一年	一年
四一ヶ月年	一年	一年	一年	一年	一年	一年
八ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月
八ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月
約五ヶ月						

幹部候補生志願

中學校又は中學校の學科程度と同等以上と認むる學校に在學者には本人の願によつて學校の修業年限に應じ、年齢二十七歳に至る迄徵集を延期せられ、尙卒業した者で幹部候補生を出願しようとする者は在營中の諸費を自辨し、十ヶ月又は一ヶ年現役に服する事が出来る。

短期現役兵

二十歳未満で師範學校を卒業した者、又は滿二十歳以上で在校し二十歳迄に之を卒業する者は、身體検査の結果、短期現役兵として五ヶ月又は七ヶ月陸海軍の兵役に服する事が出来る。

徵兵適齡未滿現役志願

滿十七歳以上徵兵適齡未滿にして陸海軍の現役兵になりたと思ふ者は、願書を任意の徵兵署に來て居る聯隊區司令官に差出し身體検査を受けるのである。

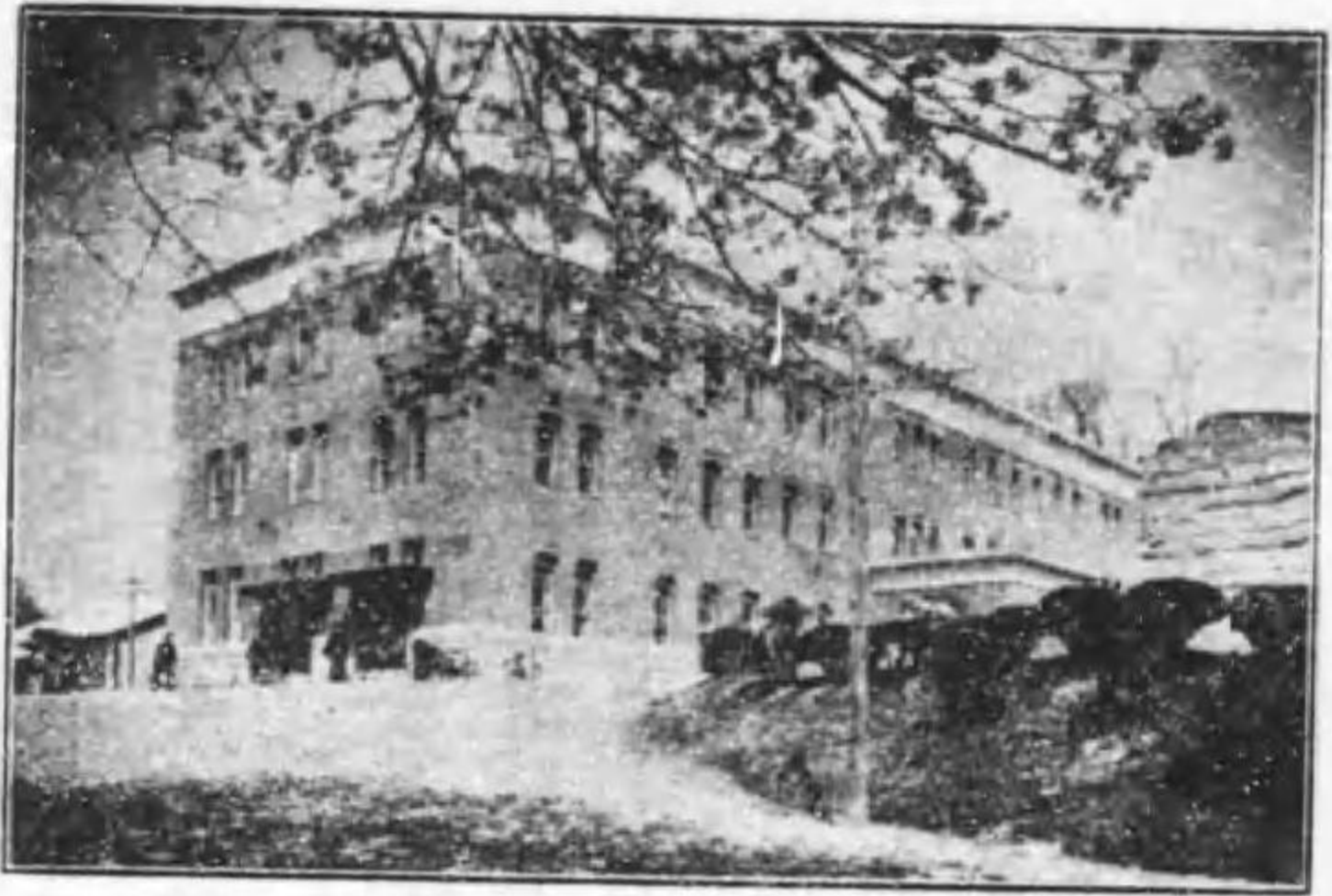
朝鮮滿洲等に在る軍隊服役願

朝鮮・臺灣・關東州又は滿洲に在る部隊に於て服役することを希望する者は、聯隊區司令官宛の在外部隊服役願を八月十五日迄に本籍地の市・區・町・村長に差出すのである。

◎本縣の壯丁人員

郡市別	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	郡市別	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
横濱市	三、三三三	二、八九九	三、七三三	四、〇一一	高座郡	一、三四八	一、二七四	一、三六八	一、三六五
横須賀市	四、四四四	四、六六六	四、六六一	四、七九九	中郡	一、三三〇	一、三三九	一、四九〇	一、四九一
川崎市	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	足柄上郡	七三三	五三三	五三三	六〇九
久良岐郡	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	足柄下郡	九七三	八六七	九九九	一、〇三三
橋樹郡	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	愛甲郡	四九四	四三三	四七八	五〇四
都筑郡	四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四	津久井郡	三三三	三三三	四〇五	三六八
三浦郡	九、九九九	九、九九九	一、〇四七	九、九九九	合計	二、四八一	二、一〇五	二、二〇二	三、三三九
鎌倉郡	六、六六六	六、六六六	七、七六七	六、六六六					

海軍志願兵 志願兵は採用の年の十二月一日に於て年齢十五年以上二十一年未満の者、但し掌電信兵志願者は十五年以上十九年未満、航空兵志願者は十五年以上十七年未満、軍樂兵志願者は十六年以上二十年未満の者が志願出来る。



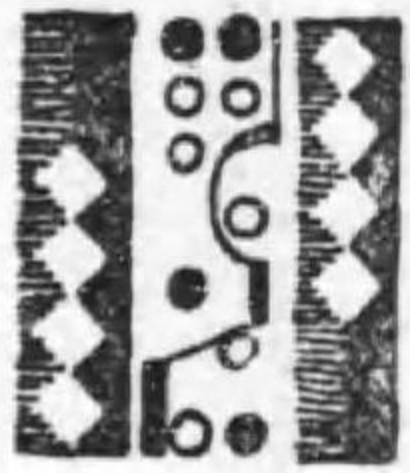
横須賀鎮守府

軍衙及び要塞地帯 本縣に於ける軍衙の主なるものを舉ぐれば、横須賀市に横須賀鎮守府・横須賀海軍人事部・横須賀海軍港務部・横須賀海軍工廠・横須賀海軍病院・海軍砲術學校・横須賀海兵團・東京灣要塞司令部・横須賀重砲兵聯隊・横須賀衛戍病院・横須賀憲兵分隊等があり、同市に隣接の田浦町には海軍水雷學校・海軍工廠造兵部・横須賀海軍防備隊・横須賀海軍航空隊・海軍水雷學校・同浦賀町には横須賀海軍刑務所・陸軍重砲兵學校等があり、横濱市には横濱憲兵分隊がある。三浦・久良岐兩郡及び鎌倉郡・横濱市の一部は東京灣要塞地帯に屬し、其の筋の許可を受けなければ水陸の形狀の測量・撮影・描寫等の作業は出来ないのである。

陸海管區

本縣の陸軍徵兵管區は第一師管であつて、甲府聯隊區に屬し、又海軍志願兵徵募區域は横須賀鎮守府所轄に屬する。

一四 財 政



明治十二年府縣會規則の實施に伴なひ横濱區が久良岐郡から獨立したのに端を發して、更に明治十四年二月區・郡部會規則の發布を見、區・郡の經濟を分別し、それに連帶經濟を併せて、三部經濟制によることゝなつた。

抑三部經濟制によることゝなつた當初の事情は、區部と郡部とは、住民の生業狀態・地方景況等が全く異なつてゐるから、地方税を以て經濟を爲すに當つては、區・郡部各其の事情に適應せしむることは、至當の事であつたと考へられる。即ち横濱の地は夙に、我が國第一の開港場として榮え、區域は狭小であつても、塵舗は楯比して街衢は相連なり、住

民は主として商工業に従事し、加之域内町々の氣脈相通じて、其の利害を共にする所であるから、一團として獨立經濟を行ふに適し、郡部は土地が廣濶であつても、人家は稀疎で、住民の多くは、農業によつて、生計を營んでゐるから、強ひて共通の經濟を立てるときは、郡部は營業にも物件にも收益の大なる區部と同率の課税を受くるに至り、到底其の負擔に堪へ得ないこととなる。故に區の地方税に係る經費は、府縣會の決議を経、郡の經費と分別することとなつたのであつた。

かくの如く、經濟を分別し、議決する部會を區別したが、他に區・郡共通に處辨するを適當とするものもあつて、かゝるものは、區郡連帶會の決議に俟つこととし、年々經費の性質を按じて、通常縣會で其の分擔割合を定めたのである。

而して此の制度の運用は、勢、區と郡の負擔の割合を、現實に立脚して定める結果となるから、各部の利益を代表する議會の論議が常に痛

烈であつて、往々區・郡議員の意見の疎隔を來し、遂に未議了の爲、知事の編成した原案を執行したことも少くなかつた。

然るに、突如として、大正十二年秋九月の大震火災に遭遇し、横濱市が之を機として、大規模に隣接町村併合の議を起すに及び、三部經濟制度は之を廢止すべしとの輿論に傾いたのである。よつて、大正十五年三月財政調査會を招集して、横濱市が隣接町村の併合を行ふ場合に於て、縣經濟上に及す善後策に關する意見を諮問するに至つた。然る處、三部制は之を廢止するを適當とする旨決議になり、直に臨時縣會を招集して同様の諮問をした所、これ亦討議の末全會一致財政調査會の意見と同様の決議を見たのである。かくして昭和二年三月内務省令の改正によつて單一の經濟を施行する事になつた。三部制を廢して單一の經濟と改めたのは事務の單純化の上に於て、裨益する所が多いのは勿論であるが、負擔の權衡論は依然として存在し、一面には横濱市が神奈川縣

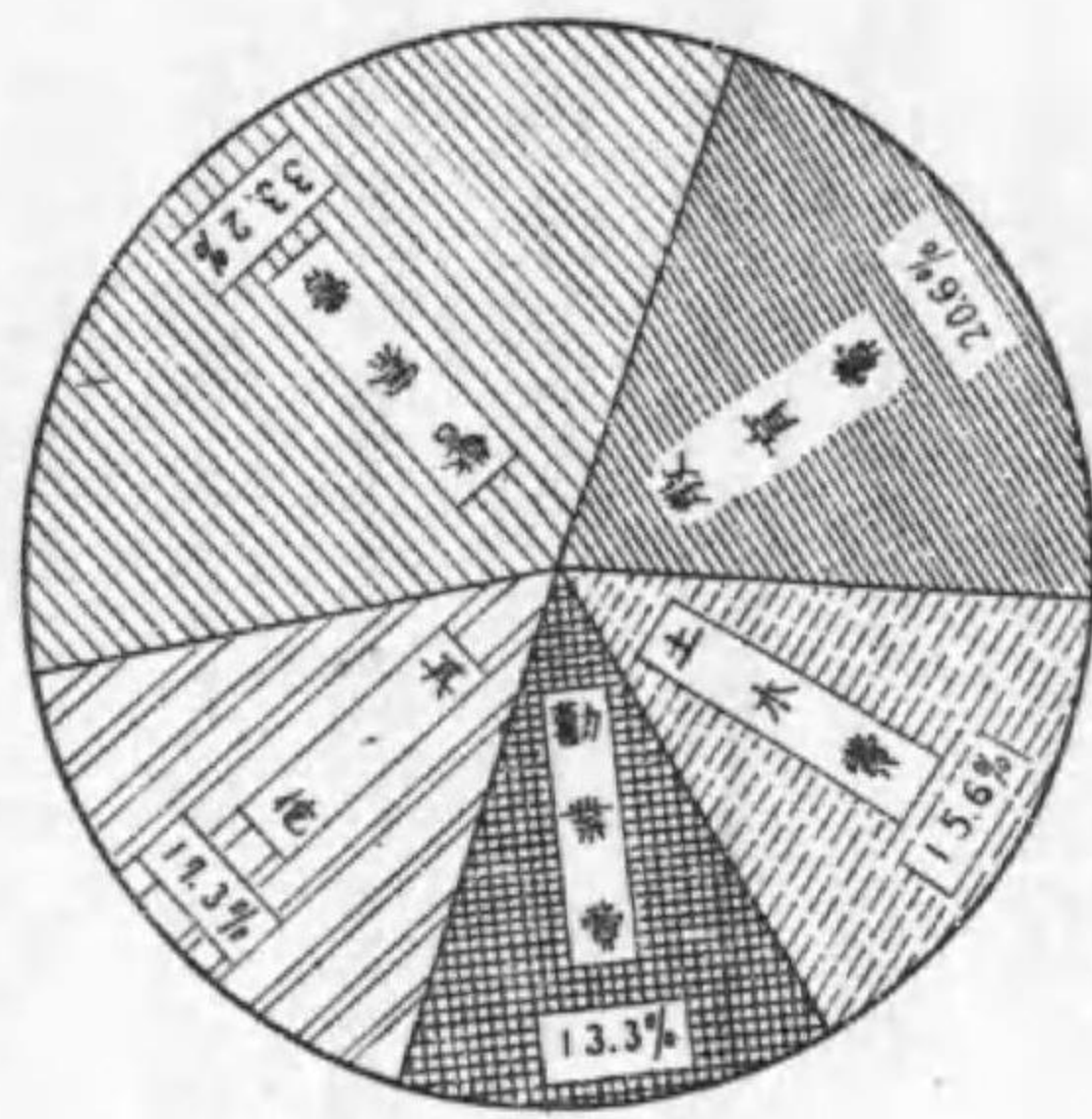
より分離せんとする議論に多少理由を與ふる事となつたのは、一の注目すべき點で、其の利害得失は將來の研究に屬することである。

縣歳出豫算約一千萬圓

本縣の昭和五年度歳出豫算總額は九百七十一萬四千八百五十七圓

神奈川縣歳出豫算額圖表

昭和五年度



なつてゐる。以て本縣が如何に長足の發達をなしたか、窺はれる。而して、縣の會計は如何なる事業に關するものでも、以上の豫算の中

昭和五年度の縣豫算は明治十二年度の二十九倍

に盛込み經理して行くのであるが、然し事業の性質上、其の事業の收入によつて支出を按排し、他の會計と區別して經理するを適當とするものがある。かう云ふ事業に就いては、其の事業限りの豫算を作つて經理して行く。之を特別會計と稱し、其の他のものを一般會計と稱してゐる。

今、一般會計歳出の累年比較、及び昭和五年度特別會計歳出を示せば左の如くである。

一般會計

◎ 一般會計歳出

年度	歳出額	年度	歳出額
大正十年度	八、二一一、五七二	昭和元年度	二三、二二四、九五六
大正十一年度	九、〇七三、七〇一	昭和二年度	一八、九六一、二三二
大正十二年度	一一、五七四、六三四	昭和三年度	一四、三一七、七一七
大正十三年度	一七、八一二、九九一	昭和四年度	一一、四三九、九二九
大正十四年度	二三、二九四、五四三	昭和五年度	九、七一四、八五七

一四財

政

二八七

特別會計

一四財

◎特別會計歳出(昭和五年度)

一、御大禮記念旌表資金	一、六二五	一、教育資金	二五、四五八
一、恩賜恩惠救済基金	四、〇五〇	一、農事試験場基金	一〇、九二〇
一、御即位恩賜恩惠基金	二九、六〇〇	一、商工奨励基金	五、八〇〇
一、恩賜児童就學奨励資金	一三、〇七三	一、史蹟名勝保存基金	三、八〇二
一、社會事業其他	一、三九〇、一七八	一、恩賜男女青年團體事業奨励資金	三、〇五二
一、小學校及實業補習學校教員恩給基金	五八〇、五六一	一、土木基金	二、八二一
一、自作農創設維持事業貸付資金	四六八、三八一	一、教育基金	二、八二一
一、震災記念社會事業資金	一二〇、〇〇九	一、建築資金	二、八二一
一、市町村立小學校教員加俸資金	一〇一、〇三三	一、軍人援護資金	一、八一九
一、商工實習學校資金	一〇〇、二一〇	一、青年團指導基金	一、六七八
一、砂利採取事業資金	六四七、七二一	一、横濱第一中學校水料及圖書器械購入基金	九五七
一、縣吏員職員恩給基金	四五、一〇三	一、師範學校圖書器械購入基金	三五三
一、公立學校職員年功加俸資金	四三、二一〇	一、蕨育院基本基金	九一
一、罹災救助基金	四〇、八七八	一、衛生資金	九一
一、小學校及實業補習學校教員恩給基金	三四、七六二	一、農業學校獎學資金	六五
一、工業學校作業資金	二七、七八七	一、高等女學校圖書器械購入基金	一七

二八八

縣の收入

以上特別經濟を除き、一般會計の歳出に對する歳入は、諸法令の規定による國庫補助金・同下渡金・同補給金、縣有財産から生ずる收入・縣立

學校授業料・生産物賣拂代・使用料・雜收入等の諸收入を以て充てるが、常に歳入の大宗を爲すのは縣稅である。今其の總額累年比較並びに六大都市所在府縣の一戸當及び一人當負擔額を示せば左の如くである。

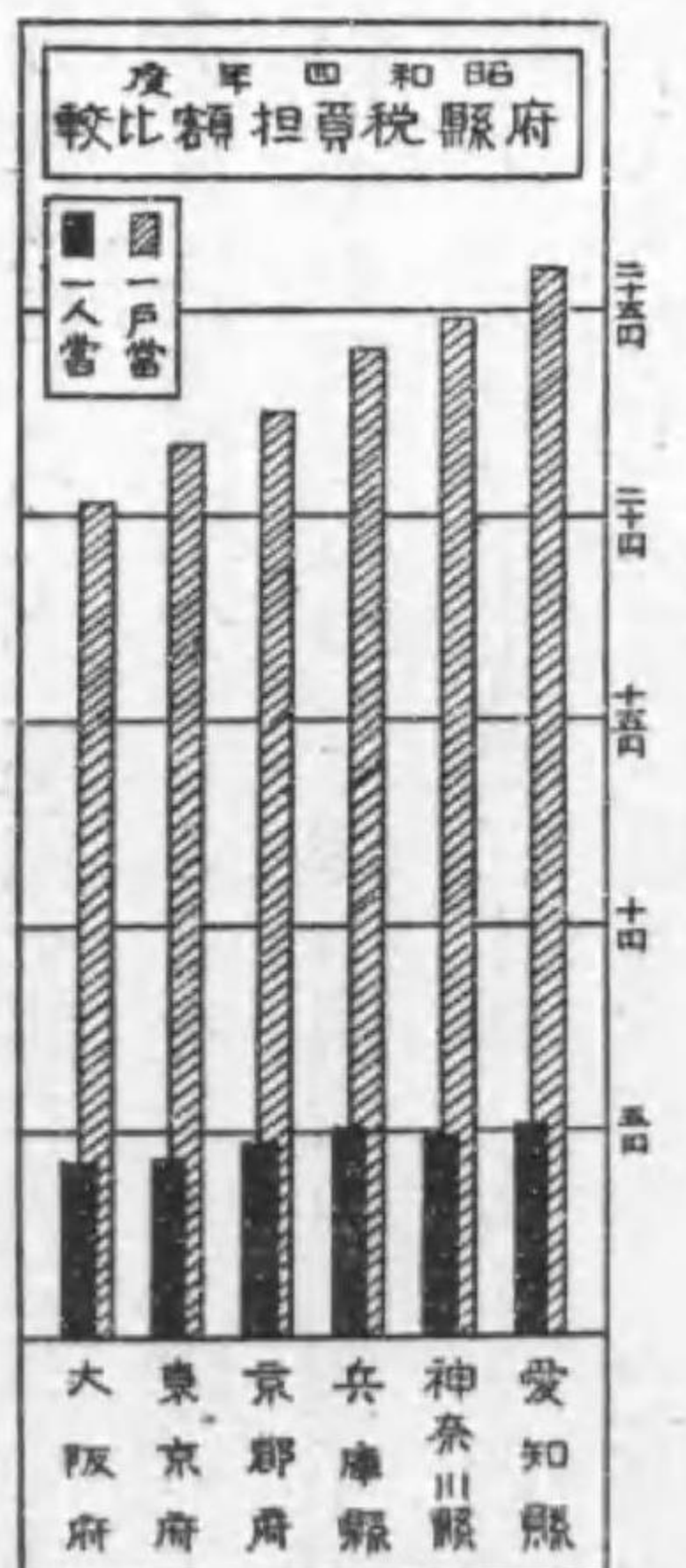
◎縣稅總額累年比較

年 度	總 額	年 度	總 額
大正十年度	三、六九八、三一二	昭和元年度	四、四六〇、三九二
大正十一年度	四、〇九五、三四一	昭和二年度	六、一四三、二七二
大正十二年度	三、一七八、七〇七	昭和三年度	六、九〇一、二六五
大正十三年度	三、九四八、一四〇	昭和四年度	七、一四四、八五八
大正十四年度	四、三六五、七二四	昭和五年度	七、〇八二、六一二

(昭和元年度迄は三部經濟にて、横濱市に對し直接縣稅を賦課せず分賦したるにより郡縣稅につき掲記す。)

◎府縣稅一戸當及び一人當負擔額比較(昭和四年度)

府縣名	一戸當負擔額	一人當負擔額
愛知縣	二六、〇〇五	五、二四三
神奈川縣	二四、八二七	四、九〇七
兵庫縣	二四、一〇一	五、〇四六
京都府	二二、四五九	四、六八九
東京府	二一、六九五	四、三八〇
大阪府	二〇、二二八	四、二四六



二八九

一人當縣稅四圓九十錢

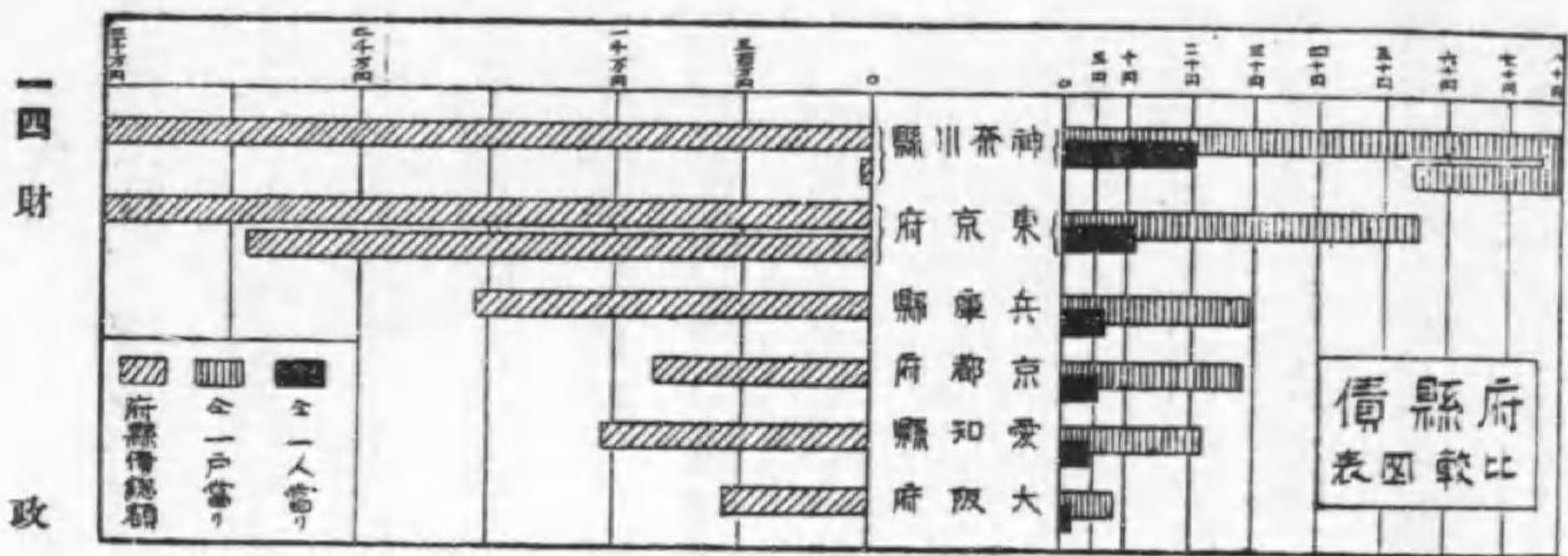
一四財

政

凡そ縣の事業費は其の事業の性質によつて、縣債を起し得るのであるが、從來本縣は負債を以て必要な經費に充てることを努めて避けてゐた結果、其の額は他府縣に比して少額であつた。即ち明治四十四年乃至大正三年の災害復舊土木費に充當の爲二十九萬二千圓、大正十四年災害復舊土木費に充當の爲六十八萬六千二百圓、國道改修費に充當の爲百九十三萬二千五百圓、多摩川改修費分擔金に充當の爲百六十三萬一千百圓、何れも大藏省預金部・日本銀行、其の他確實なる銀行から借入れたものゝみであつた。然るに大正十二年の大震災火災によつて、あらゆるものが根柢から覆された爲、これが復舊復興に要した經費は、起債によらなければ到底支辨し得なかつたので、一躍債務を滿喫する府縣の班に列するに至り、昭和四年十二月現在に於て、總額三千三十一萬七百七十六圓の巨額に達した。此の中、四百七十七萬四千七百七十六圓は震災關係以外の事業費に充當した縣債の未償還額であつて、其の他の二千

縣民一人二十圓の借金

縣債の償還



六百十三萬六千六百圓は、全部震災による復舊復興及び歳入缺陷補填の爲借入れたのである。而して此の縣債總額の一戸當は約百五圓、一人當は約二十圓に達してゐる。之を六大都市所在府縣に比較すれば左の如くである。

府縣名	總額	一戸當	一人當
神奈川縣	三〇、三一〇、七七六	一〇五、五八六	二〇、五八八
東京府	五四、二九五、六三八	五五、七七一	一一、二七七
京都府	八、五七五、三五九	二八、一九九	五、八八八
大阪府	五、五七七、四〇八	八、一五八	一、七一一
兵庫縣	一五、五〇一、三八一	二九、二八八	六、一五四
愛知縣	一〇、四六三、七五九	二一、九〇二	四、三三一

右の震災關係以外の分は、年々豫算に計上して償還してゐる。然し震災關係の大藏省預金部よりの借入金百八十六萬二千圓は最初昭和二年

度迄据置、据置期間中無利子で、昭和三年度に全額を償還すべきであつたが、縣財政はかく多額のを一時に償還するのは不可能の状態にあつたので、其の筋へ陳情の結果、昭和八年度迄据置、同九年度から十五箇年間に償還することの借替を認められたのである。又震災關係の國庫からの借入金二千四百二十七萬四千六百圓は昭和三年度迄据置、据置期間中無利子で、同四年度から三十箇年間に償還する筈であるが、前述の如く、これ亦實情を具して政府に陳情中である。然し一面これが善後策を講じなければならぬので、昭和五年一月財政經濟調査會を設け、震災による借入金の善後策を調査考究することになつてゐる。之を要するに我が縣民は東京府民に比して約二倍、京都・兵庫・愛知の人々に比して約四五倍、大阪府民に比して約十倍の負債を荷うて居る譯である。かく多額の負債を背負うてゐる我が縣民は、こゝに一大決心を以て經濟の節約を計り、一日も早く之を償還するやう努力する所が

なければならぬ。他府縣民の様に安閑としては居られない。

尙此の外市町村(横濱市を除く)其の他に於ける震災による施設、社會事業施設等の資金に貸付の爲借入れたもの、未償還額二千四百三十五萬四千八百二十圓は、實際は關係市町村の負債であるけれども、政府に對しては縣が借主であり、法律上では縣の負債となつて居る。故に本縣の負債は合計五千四百六十餘萬圓となるので全國各府縣に比類匹儔を見ざる巨額の負債で、本縣の財政は全國各府縣中最も經理困難を極め、當局者の大手腕と縣民一致の大奮勵とを要する次第である。此の負債は上述の如く法律上縣の負債であるから、若し市町村が償還せざる場合に於ては、縣自ら之を償還せねばならぬ義務を持つて居る。而して其の期限は縣の負債同様昭和四年度から償還すべき事に定まつて居るけれども、各市町村は何れも其の財政難を理由として之を實行して居らぬ、勿論、目下市町村の財政の困難なるは同情するに餘りあるけれ

ども、借りたものを返すことは法律上道德上當然の事であり、縣は大藏省と市町村との間に立つて誠に困つた立場にある。これ亦本縣下の最大重要問題の一であつて、縣民・市町村民の一大自覺と一大奮發とを要する次第である。

縣有財産

縣有財産中主なる収益財産は、明治二十九年政府から農工銀行補助法によつて本縣に交付された十二萬四千八百四十圓であつて、當時補助の精神に基づいて、神奈川縣農工銀行株六千二百四十二株を引受け、各年度の配當金を一般經費の財源に充當してゐる。更に足柄下郡の箱根縣有林、足柄村・片浦村の縣有林は其の面積約一千五百三十三ヘクタールに達し、又官有地を拂ひ受けた高座郡藤澤町・茅ヶ崎町、中郡平塚町地内の約百八ヘクタールの縣有地には目下植林中であるから、將來は相當の財源となるであらう。

特別會計は、各管理蓄積方法を規定して、當然支出に充てるものゝ外は、國債證書又は確實な銀行株を購入して利殖を計つてゐる。昭和四年七月一日現在の所有高は公債證書額面百六十萬七千二百七十圓（價格一、四二四、七六九圓）、株券額面三十七萬四千四百八十圓（價格四一〇、七八〇圓）である。



一五 土木

道路

道路の意義

道路の意義 我々の生活には交通を必要とし、交通には必ず道路を必要とする。随つて道路は我々の生活する所、隨所に必要な施設である。昔から我々は公衆の交通用に供する土地を普通に道路と稱してゐたが、大正九年に道路法が施行せられ、道路に關する行政が統一せられて以來、一般交通の用に供する道路であつて、且國家の機關たる行政廳に於て其の路線の認定をなしたものを道路と謂ひ、道路法に準據して統制監理することゝなつた。

道路の種類

道路の種類 道路は交通範圍の廣狹、利害關係の大小等により自ら幹

支の別があり、之に随つて国道・府縣道・市道及び町村道の四種類に區別される。道路法制定の當時は、此の外に郡道があつたが、大正十二年の郡制廢止と共に廢されて府縣道・市道又は町村道に夫々編入替となつた。

国道

道路の認定

国道は國內道路の大幹線であつて、産業・經濟又は軍事の上から見て、全國最も重要な地區を聯絡するもの、即ち東京市から伊勢神宮・府縣廳・師團司令部・鎮守府等の所在地又は樞要な開港地に達する路線等であつて、内務大臣が之を認定する。府縣道は地方に於ける重要な幹線道路、即ち府縣廳所在地から隣接府縣廳の所在地、又は府縣内の郡市役所・港津・停車場其の他の樞要地に達する路線であつて、府縣知事が之を認定する。市道・町村道は市内又は町村内の道路であつて、市長又は町村長が之を認定する。路線を認定せんとする時は府縣道（六大都市内を除く。）は必ず府縣會に、市道は市會に、町村道は町村會に諮問し、更に監督官廳の認可を必要とする。而して路線の認定をした時は国道は官報に、府縣道以下の道路は各地方の公布式によつて路線名、路線の起點・終點及び重要な經由地を告示し、茲に始めて道路として成立するのである。

府縣道

市町村道

道路の管理者

道路管理者 道路を新設・改築し又は維持・修繕する等、之を管理し、一般交通の用に供し、道路交通の利便を増進するのは道路管理者の權限である。国道は府縣知事が管理者であり、府縣道以下の道路は其の路線を認定した者即ち府縣道は府縣知事、市道は市長、町村道は町村長が夫々管理者となることになつてゐる。但し六大都市區域内の国道・府縣道は其の市の市長が管理者となるのである。

道路の費用

道路の費用

道路の新設・改築又は維持・修理には毎年多額の經費を必要とする。此の道路に關する費用の通常負擔者は道路法の定むる所であつて、主として軍事の目的を有する国道、及び主務大臣の指定し若しくは工事を執行する国道の新設・改築に要する費用は國の負擔に屬してゐるが、其の他の道路に關する費用は總べて管理者の屬する公共團體に於て負擔することになつてゐる。即ち國に於て費用を負擔する国道を除いた以外の国道・府縣道に要するものは府縣、市道に要するものは市、町村道のは町村に於て夫々負擔することになつてゐる。蓋し道路は國の營造物であるといふ見地から見れば、其の新築・改築は勿論、維持・管理に要する費用も全部國の負擔とすべきであるが、道路の費用は

其の道路の利用と密接なる關係を有するものに負擔せしめるのが最も適當であるから、道路の種類に随つて國又は公共團體に其の費用を負擔せしむることを原則としたものである。然し國道は性質上其の改良は國に於て助成すべきであるから、國道の費用中府縣の負擔に屬する改良費は國庫より其の一部を補助することが出来るし、府縣道以下の新設・改築に就いても、國家的見地から又府縣の公益上の見地から、夫々下級公共團體の支辨する道路の費用の一部を國又は府縣から補助することが出来ることになつてゐる。試みに本縣に於ける國道・府縣道の道路・橋梁等の維持・管理に要する費用を挙げれば、新設・改良に關する費用を除き、昭和五年度豫算に於て道路橋梁費として約四十九萬圓を計上してゐる。其の内容は道路・橋梁等の通常修繕の費用、即ち道路の砂利敷、不陸均、又は人除柵の修繕、橋梁の塗替、敷板の張替等に要する費用が主なもので、其の外砂利運搬用の貨物自動車の經費及び國道・府縣道の修繕に従事してゐる道路工夫（本縣では道路監守と稱す）百四十人の給料其の他の給與に要する費用等である。これ等の仕事の監督に要する人件費は此の外に相當かゝつて居る。

道路の愛護

日常最も多く道路の恩惠を受ける者は沿道の居住民であ

道路橋梁費約四十
九萬圓

道路の愛護

我が國古來の美風

る。我が國には古來、沿道住民が自ら進んで道路を愛護する良風があつた。即ち路面の掃除・撒水又は小修繕等は極めて自治的に行はれて來たが、偶々道路法が實施せられて以來、道路に關する一切のことは道路管理者の權限又は責任となつた爲、沿道住民は手を拱いて顧みず、折角古來の良風も日一日と頽廢しつゝあるのは社會共同生活上洵に遺憾なことである。今や道路の維持修理の爲に負擔者たる公共團體が支辨する費用は年々多額に上るが、何れの團體も非常に財政の困難なる今日到底急激な交通の發達に追従し、其の管理に遺憾なき程費用を支出することは中々容易でない。これが若し沿道住民の公共心に訴へて其の愛護による援助を得る事になれば縣經濟上莫大なる利益となる。現に兵庫縣・廣島縣の如きは道路愛護が非常に盛で、これが爲縣經費は一ケ年四五十萬圓節約が出来ること云ふ。我々が日常最も多く利用し、特に多大の利益を受けてゐる所の道路を愛護することは實に我々の義務であ

道路を愛するは吾
人の義務

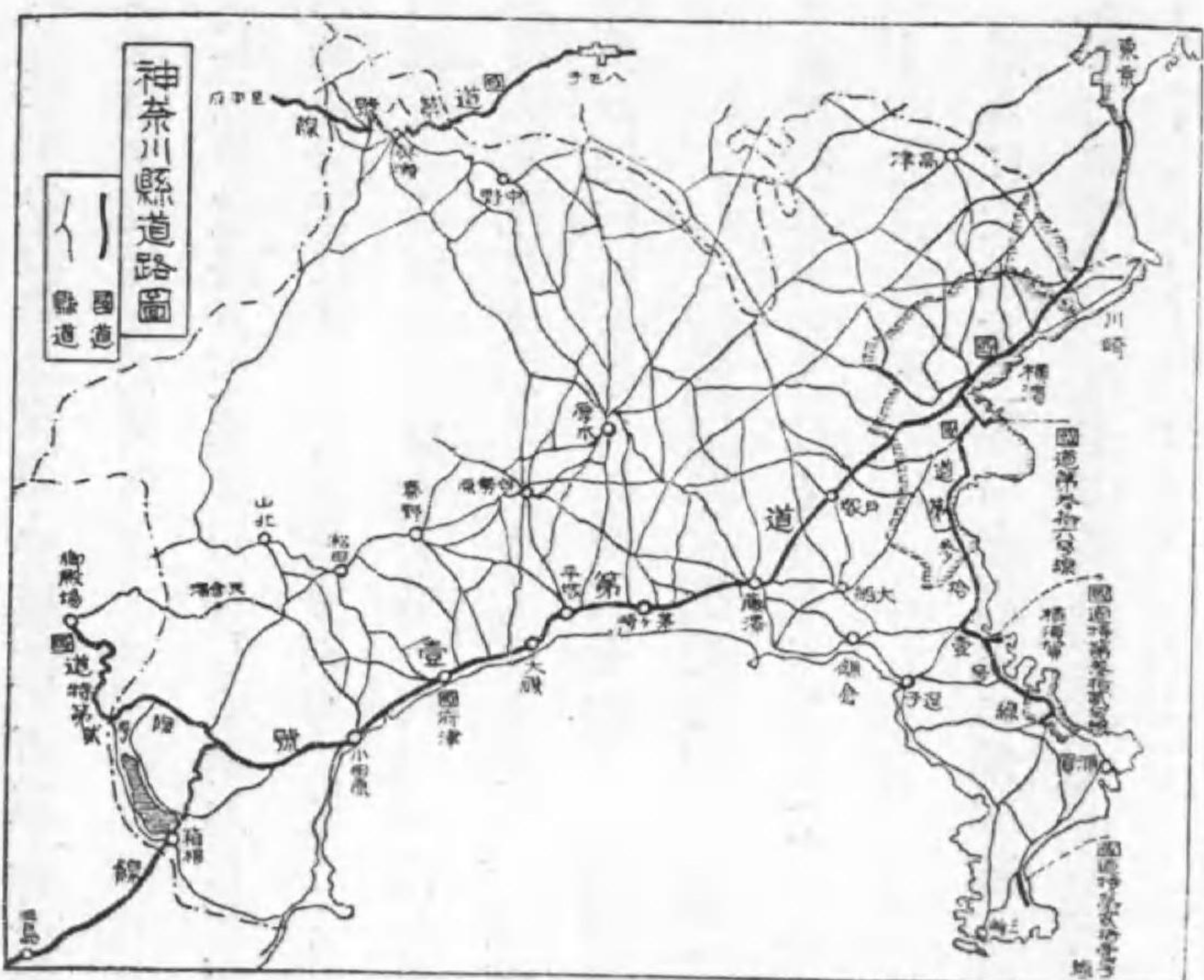
るのみならず、社會奉仕の上に於ても美しい事である。故に道路愛護の作業は獨り經濟上莫大なる利益あるのみならず、精神上に於ては實踐躬行によつて社會奉仕の念を涵養するに最も適切なる方法である。縣が道路愛護獎勵規程を設けた精神も實に茲に存する。

本縣の道路

本縣の道路 本縣は東海道の要衝に當り道路交通は古くから頻繁であつた。東海道は京と東國とを通ずる唯一の交通路であつたが、時代によつて多少の變更もあつた。即ち往昔の官道は矢倉澤街道であつたが、中世以後に於て箱根街道(現在の國道一號線)に變更された。次いで此の街道の兩側に松・杉等の並木が植栽せられ、官道として一般の交通に供せられたのは徳川二代將軍の時代であつて、これが所謂天下の難路箱根八里である。其の後本街道の温泉村地内から分岐し、箱根の嶮路を開鑿して別に一線(現在の特二號線)を設け、長尾峠を経て御殿場に達することになつた。

國道一號線

國道特二號線



明治維新以後に於ける道路改修事業の主なものは、明治廿七年度から同四十三年度に亘つて施行せられた主要道路なる假定縣道十一路線と縣費支辨里道の二十路線の改修である。其の後時運の進展につれて地方産業の開發又は軍事上の理由に基づき改廢せられたものも少くない。次いで大正九年には道路法が施行せら

れ、在來の道路は國道・府縣道・市道・町村道に區別せられ、道路に関する法制が完備した。

其の後道路の交通量が著しく増加し、而も自動車の如き高速度交通機關の發達によつて道路を利用することが益々多くなつた爲、國道や府縣道の改修の必要が高唱されて來た。そこで工費約二百五十萬圓を以て大正七年度から先づ着手したかの京濱國道（六郷橋から舊横濱市界生麥地内に至る）の改修を始め、國道三十一號線及び往昔の裏東海道といはれる府縣道厚木御殿場線（足柄上郡清水村地内）等の改修が續々と施行せらるゝことゝなつて、こゝに道路交通に一新紀元を劃するに至つた。

然るに大正十二年の大震災の爲、縣下の道路は殆ど全般的に破壊せられたので、これが復舊事業は大正十三年度からの繼續事業として施行せられ、工費約五百三十五萬圓の巨額を要したが、今や其の復舊工事を完成することが出來た。

大震災と本縣の道路

震災復舊工事に當り、これと關係して更に復興的の改良工事を企て、工費約七百餘萬圓を以て國道一號線沿道の保土ヶ谷・戸塚・藤澤・茅ヶ崎・國府津・小田原の各町地内改良工事、横須賀市地内國道三十一號線の改良、府縣道横須賀三崎線の横須賀市内、鎌倉三崎線外十九路線の道路擴張工事が施行せられた。此の外横濱市に於ても、其の復興事業として復興局及び横濱市に於て施行した同市内の道路工事に約九百萬圓の巨額を投じたのである。

縣下全般に亘つて大震災の慘禍に苦しみつゝ、以上の復舊復興工事を遂行することが出來たのは一に中央政府の貸付金によつたものであるが、今後は縣民一致の努力によつて、此の貸付金を償還せねばならぬ義務を残して居る。實に大震災は道路の大半を壊滅せしめたけれども、かく短時日の間に復興せしめた縣民の努力の蹟も亦偉大である。震災復舊工事と相俟つて目下改修を企畫施行中のものは、國道一號線小田

原・湯本間の改良事業を始めとして、府縣道箱根眞鶴線外七つの府縣道改良の繼續事業であつて、其の總工費は約三百二十六萬餘圓を要し、何れも昭和八年度迄には全部完成する豫定である。けれども目下縣財政は窮乏の極に達して居るので、其の遂行は困難を極めて居る。若し縣民

が道路愛護を盛に行つてくれれば經常修繕に要する四五十萬圓の金は悉く改良工事の方に振向ける事が出来る譯である。此の點先覺者の注意を要する。

本縣に於て最近施行せられた代表的の道路改修工事は京濱國道及び三十一號國道のそれである。京濱國道は國道一號線の一部で、昔から東海道より江戸に至る樞要の地位を占めてゐたものであるが、交通機關の變遷に伴ひ、本道路の改修を必要とするに至り、縣に於ては大正七年から工事に着手し、これが大改修を行つたのである。其



京濱國道六郷橋附近

京濱國道

一日に自動車千六百五十臺

國道三十一號線

の工事の大要は工費約三百五十萬圓、道路の延長約六千七百メートル、幅員十八メートル乃至二十八メートル、車道・歩道に區分し、中央は瀝青混凝土を以て鋪裝し、兩側にプラタナスの街路樹を植付けたものであつて、交通・保安・衛生上から見て最も近代的な道路である。これが完成により、京濱間の自動車交通に一革命を齎し、其の交通上に多大の便益を與へた。即ち昭和三年十月の交通調査によれば本道路は一日に一千六百五十臺の自動車の交通を見るに至つた

國道三十一號線は、東京から横須賀に至る路線であつて、横濱までは國道一號線を重用し、同市に於て分岐し、金澤町を経て鎮守府所在地に達するものである。軍事上並びに一般交通上重要幹線の一つで、從來の羊腸崎嶇たる小徑を以てしては、今日の交通状態に適せざるを以て、大正七年より工を起し、これが大改修を施行するに至つた。道路延長約十五キロメートル、幅員は十メートル乃至十八メートルとし、其の間墜道延長一千メートルに及ぶ大工事であつて、工事は實に二百七十八萬圓の巨額を要したのである。

本縣に於ける道路は京濱國道を始めとして、國道は七路線、其の延長約百六十キロメートル、府縣道は百二十七路線、其の延長約一千二百四

縣下の道路總延長
一萬六千キロメー
トル

一五土

木

三〇六

十キロメートルに及び、市道・町村道を合計すれば、實に約一萬六千キロメートルに達してゐる。かくして道路は縣下到處に通じ一大交通網を構成して地方の産業文化の發達に貢獻して居るのである。

橋 梁

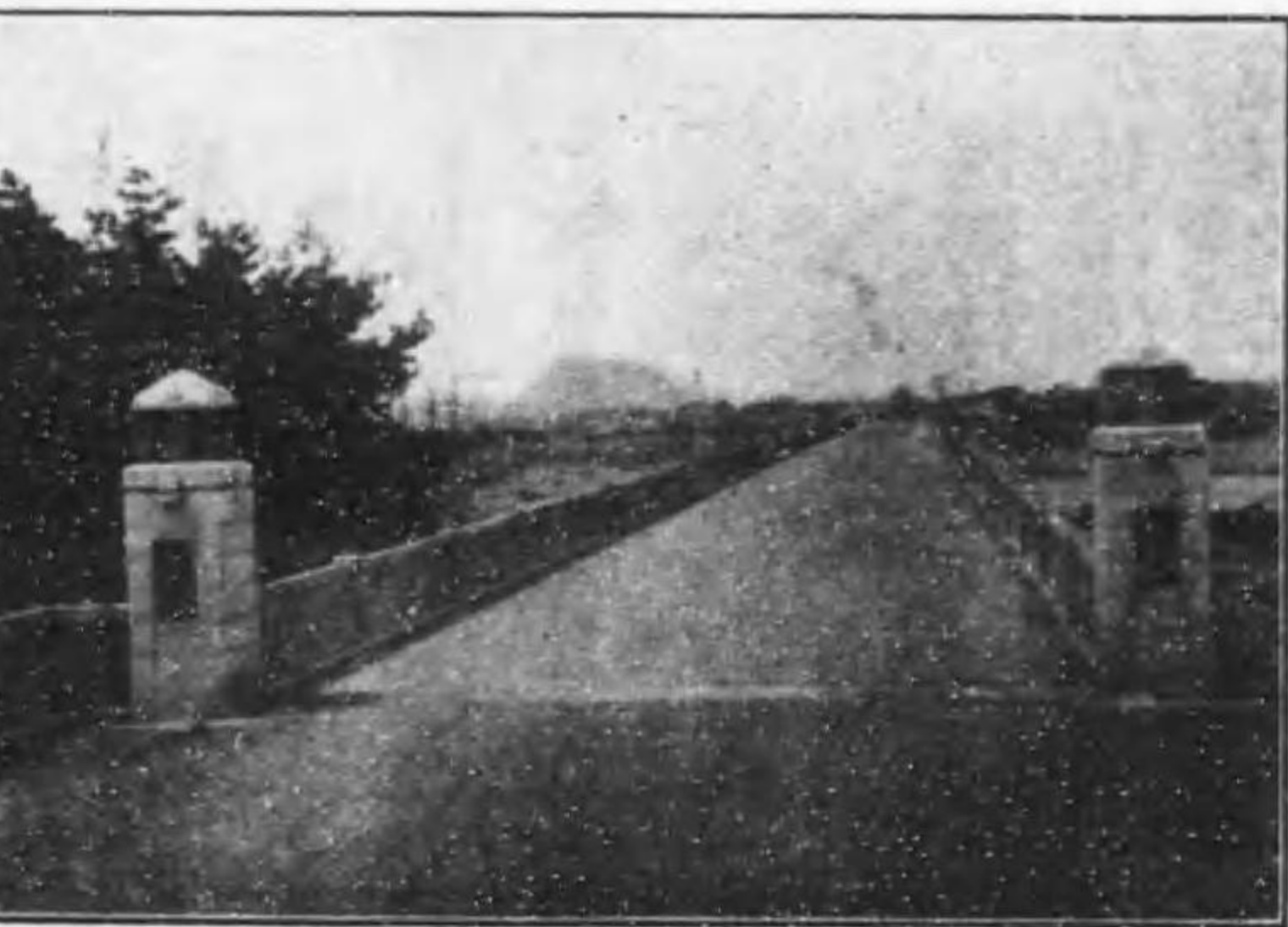
縣下の橋數八千五百

橋梁は道路と道路を接續する設備であつて、道路と一體をなして其の効用を助け、道路法の支配を受けて居る。最近の調査によれば、縣下の橋梁の數は約八千五百餘橋であつて、其の中、國道と府縣道に架設せられてゐるものは、一千二百餘橋である。震災以前に於て架設せられたものは主として木橋であつたが、大震火災によつて殆ど破壊せられ、其の後復興により大部分鐵筋混凝土橋に架替へられ、從來の面目を一新した。震災復舊の架橋工費は國道及び府縣道・市町村道を合はせて約三百萬圓を要した外、横濱の復興事業として横濱市及び復興局に於て施

代表的橋梁

工した橋梁の架設費もこれ亦凡そ三百五十萬圓を要した。縣下の橋梁の中で代表的のものを擧ぐれば、國道では國道一號線に架設されてゐる六郷橋・馬入橋・酒匂橋の所謂縣下の三大橋及び府縣道の二子橋・相

模橋・飯泉橋・富士道橋・十文字橋等であるが、何れも橋長百八十メートル以上に達し、構造は鐵筋混凝土の堅固雄大なものである。



橋 入 馬

六郷橋 は多摩川に架設せられ、從來木橋であつたが、京濱國道の改修事業としてタイドアーチ型二連と十八メートルの鐵桁十七連から成る長さ四百三十六メートル幅十六メートル現代式鐵筋混凝土橋に架替へられたもので、工費は實に百萬圓を要し、其の結構雄大にして京濱間の一大偉觀である。

馬入橋 は大正十年から工事に着手し、工事中途に

三〇七

一五土

木

六郷橋

馬入橋
縣下一の長橋

して大震災に遭つた爲に震災復舊工事として今日の鐵筋混凝土の長さ六百二十二メートル、幅八メートルの堂々たる橋に架替へられ、大正十五年六月に竣成したものであつて、縣下隨一の長大橋である。

酒匂橋

酒匂橋 は長さ三百五十八メートル、幅八メートルの上路式鋼板桁橋で徑間二十二メートル十五連及び十五メートル二連から成つてゐる。此の長大橋は震災復舊事業として施行されたもので大正十五年の五月に竣工した。

港 灣

港灣の効

港灣は通商交通の門戸である。船舶による交通には必ず港灣の設備がなければならぬ。港灣は又沿海・遠洋漁業の根據地であつて、漁船の碇繋地である。海外貿易を振興せしめ、産業の發達を圖るには是非とも其の施設を完備充實せしめねばならぬ。殊に海國である我が國に於ては産業經濟の消長に至大なる關係を有してゐる。

縣下の港灣の主なもの、世界屈指の貿易港である横濱港を始めと

して、横須賀・浦賀・三崎・眞鶴等の諸港である。

過去の横濱港

横濱港 は今より七十年前安政六年に開港せられたものであるが、今左に過去・現在・未來に分ち其の設備の概要を述べよう。

明治二十九年迄

安政六年開港當時に今の英一番の前に東は外國人波止場、西は内國商人の物揚場として、東西二個の突堤が築造せられ、元治元年現在のホテル・ニュー・グランドの前に新に波止場を増設して、新波止場又は佛蘭西波止場と稱した。明治十八年に始めて税關廳舎・倉庫・上屋等が建築せられ、六基の起重機、延長八キロメートルに亘る構内鐵道等の陸上設備が出来た。明治二十二年九月から同二十九年五月の間に、英人ブランド氏設計、英人バーマー氏修正の修築案により、現在の南北兩防波堤と一千八百二十メートルの帷子川馴導堤及び燈臺等が設けられた。

第一期工事

明治三十二年から同三十八年に至る間に工費總額二百三十餘萬圓を以て、面積十六萬平方メートルの埋築、延長九百四十メートルの岸壁の築造、長さ一千二百三十五メートルの物揚場の設備、萬國橋の架設が完成した。

第二期工事

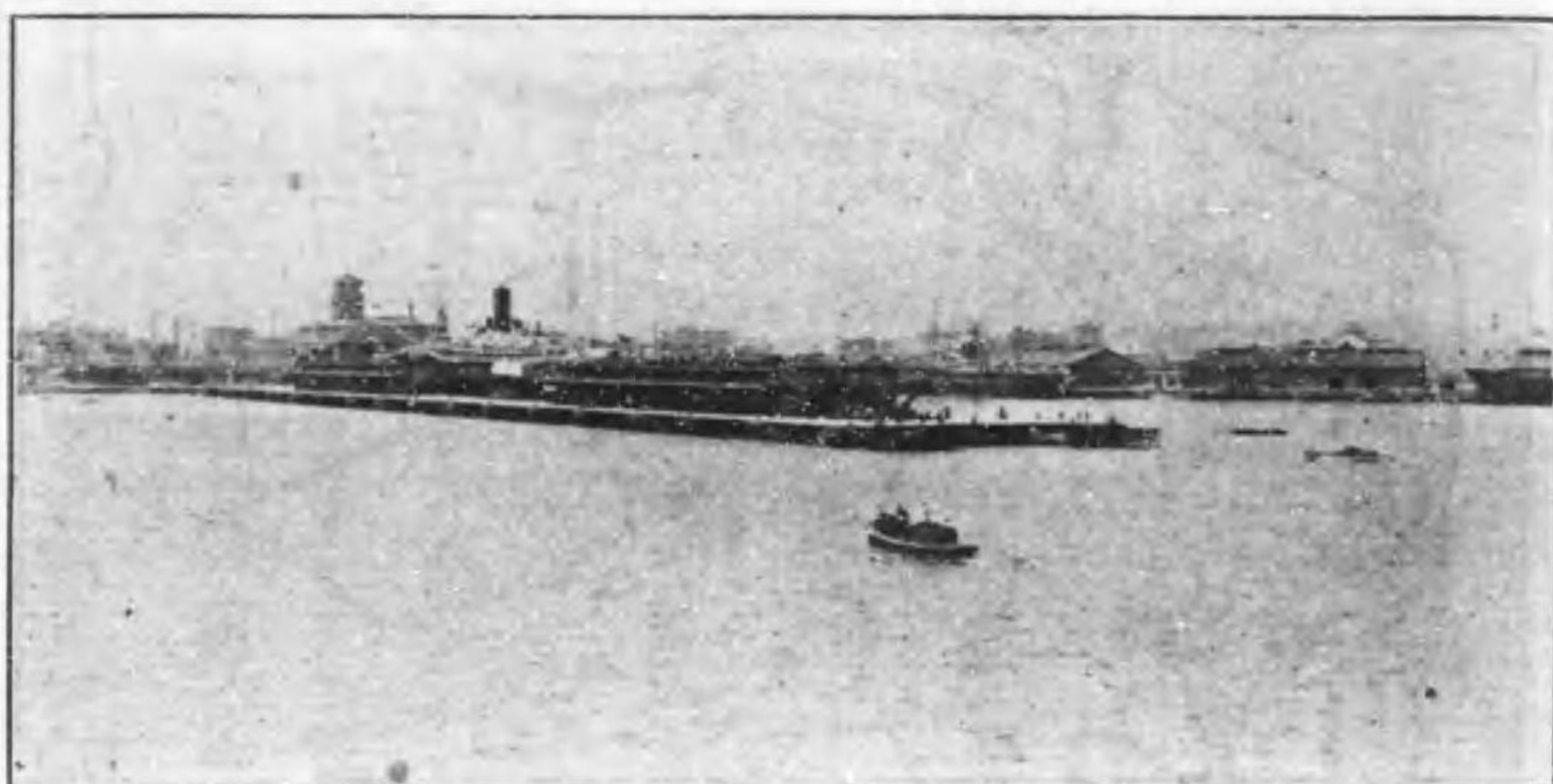
明治三十九年四月から大正六年十一月に至る間に、工費八百十七萬餘圓を以て海面六萬六千平方メートルの埋立、延長一千百十六メートルの岸壁の築造、及び物揚場・上屋・倉

庫・鐵道の設備等が出来た。

大正十年内務省横濱土木出張所が設置せられ、十ヶ年繼續事業として、工費一千三百四十五萬圓の豫算を以て、同年四月修築工事が着手せられたが、工事途中の大震災に遭ひ、既設の設備が大損害を被つたので、之を中止し、災後僅かに五十日を経た大正十二年十月二十一日に震災復舊工事を起し、同十四年三月之を完成した。

現在の横濱港は延長一千六百三十一メートルの南防波堤と延長二千三十一メートルの北防波堤とに包まれ、港内の水面積は三百六十萬平方メートル、水深は最深十一メートルである。港口は幅二百四十二メートルで其の兩側に燈臺がある。尙西防波堤には延長二百二十九メートルの波除堤、大岡川口には延長二百メートルの波除堤が設けられている。其の他二十三萬九千平方メートル餘の埠頭用地、延長一千六百六十七メートルの繫船岸壁、長さ三百六十四メートル幅四十二メートルの大棧橋及び二十五個の繫船浮標が設備されてゐる。又陸上設備とし

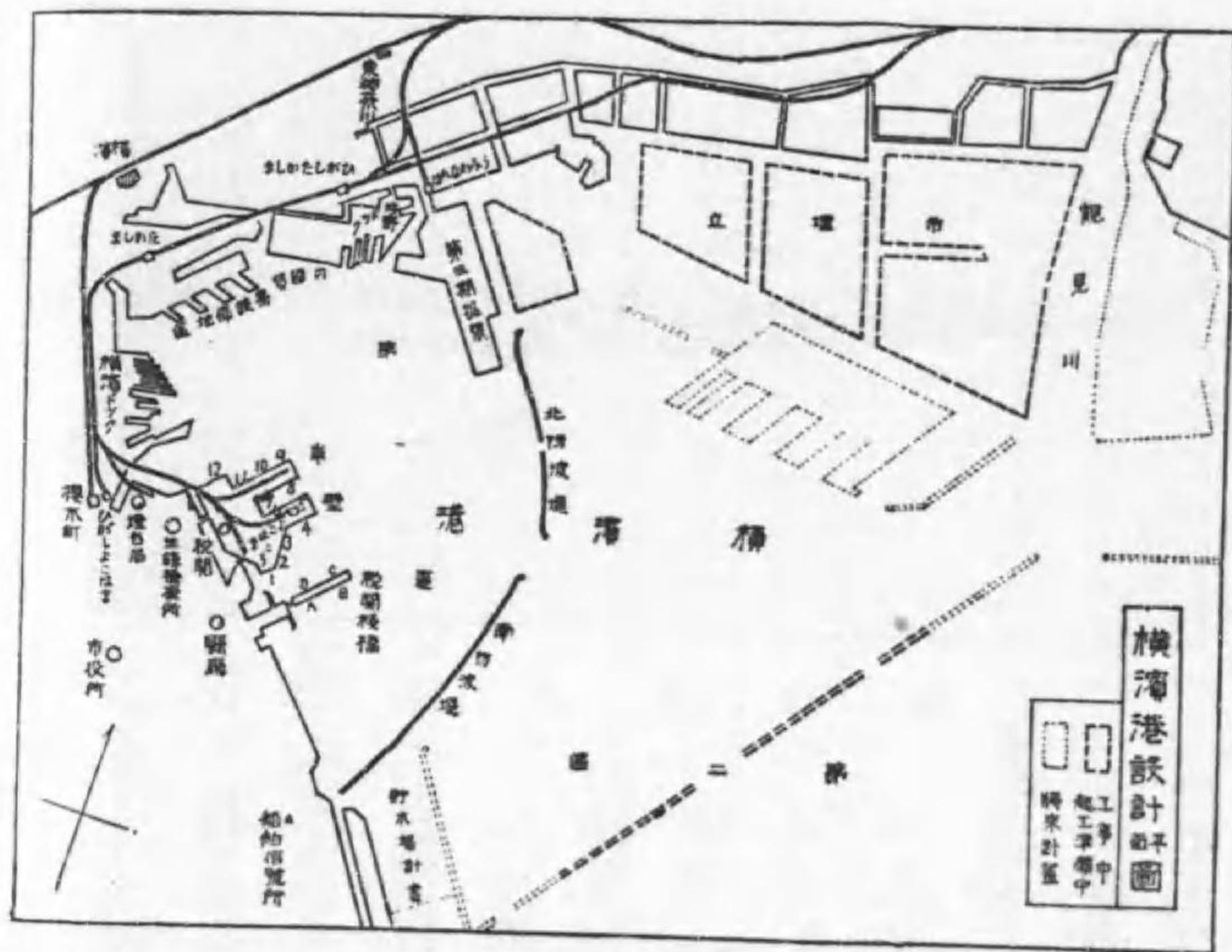
現在の横濱港



ては十萬六千平方メートル餘の上屋と、八百六十平方メートル餘の倉庫、延長二十一キロメートルの臨港鐵道、三十四基の起重機等がある。更に二千八百隻の舢舨、二百隻の曳船等が常備され、通信範圍百五十キロメートルの無線電信及び船舶信號所・水先案内・給炭・給水・給油・通船等の諸設備も完備してゐる。船渠としては横濱船渠株式會社のものと、株式會社淺野造船所のものとの二つがある。

震災復舊工事完成後には既定の第三期工事に着手すべきであつたが、本港々勢は更に大擴張すべ

圖中の123:12は岸壁の番號を示す。



き必要に迫られたので、政府は臨時横濱港調査會を開き、大正十五年二月新に大擴張計畫決定案を樹てた。其の概要は工費豫算五千萬圓の巨額を以て、新に新山下町地先から鶴見川口に亘つて、二千メートルの南防波堤、二千九百メートルの北防波堤を築造して、約六百六十二萬平方メートルの錨地を増加し、港界内の水面積を三千百七十八萬平方メートルに擴張せんとするものである。附屬設備としては、二百七十八萬平方メートルの埋立地を造成して、其の中、六十六萬二千平方メートルを港灣設備用地に、百十二萬平方メートルを工場用地に充當し、四十二萬平方メートルの艀船溜、其の他貯木場、

危險物置場等を設ける豫定である。右の中大防波堤は既に築造中である。
横濱港は實に世界的の貿易港である。數萬噸、數千噸の、内外の客船、貨物船が毎日輻輳出入して乗客・貨物を吞吐し、殷賑を極めてゐるのは洵に東洋一の名に背かぬ盛觀である。

横須賀港 は帝國の國防上極めて重要な軍港であると共に亦商港である。設備としては安浦町地先に既に約二十萬平方メートルの埋立を完成し、一萬三千平方メートルの艀船溜の築造があり、市營の旭町及び小川町地先の一萬七千平方メートルの埋立地が造成せられて、物揚場・船揚場等の施設も完備してゐる。

浦賀港 の水深は七メートル乃至十一メートルあつて恰好の船舶碇泊港であるが、港内狭小の爲、多數の船舶を一時に碇泊することが出来ないのは遺憾である。沿岸に浦賀船渠株式會社があつて船舶の新造や修理に従事してゐるだけで、港灣設備として別に見るべきものはない。(尙三崎・真鶴の兩港については「水産業」参照)

横須賀港

浦賀港

河川は其の流るゝ土地を潤し、草木を培養し、飲料水や灌漑水を供給し、又舟運の利便を與へるなど我々の生活に寄與する所が少くない。

本縣は河川頗る多く、多摩川・相模川・酒匂川の三大河川を始め、鶴見川・金目川・中津川・道志川・早川・柏尾川・境川・鈴川・帷子川・玉川・狩川・千歳川等の大小の河川が或は東流し或は南流してゐるので、舟筏灌漑の利便がよく、又上水道及び水力電氣等の諸事業に利用されることが多い。然し亦一面年々歳々被る各河川氾濫の慘禍即ち、堤防の決壊、耕地の浸水、道路橋梁の流失破損等實に甚だしいものがある。縣は夙にこれ等の災害に備ふる爲河川の改修、護岸の築堤其の他の施設に努めつゝあつたが、大震災により縣下各河海の施設は殆ど破壊せられ、これが復舊費として縣市町村を通じ約六百五十萬圓を支辨し、更に縣は大正十四年及び昭和三年四年と引續き、各百萬圓以上の水害復舊費を支辨するの餘儀なきに至つた。實に水の力も偉大ではないか。されば河川

の恩恵を享受し、益々河川を利用すると共に其の慘害を豫防するには、これが管理を充分にせなければならぬ。随つて現在に於ては河川法を施行若しくは準用し、其の行政監督を嚴重にすることになつてゐる。本縣に於て河川法の施行されてゐるものは多摩・相模・酒匂及び鶴見の四川、河川法の準用されてゐるものは早川外五十二川の多きに達し、すべて知事の統制管理に屬してゐる。而して河川法施行の河川に要する費用は、原則として府縣の經費を以て支辨することとなり、河川法を準用する河川に就いても大體府縣の費用を以て支辨してゐる。

多摩川 は本縣の東北端、東京府との境界を貫流して川崎市大師町に至つて東京灣

に入る。本縣内の流程約二十八キロメートルであつて能く舟筏を通じ水運の便がある。

本川は橋樹郡高津町より下流二十キロメートルの區間を國の直轄工事として、工費約七百八十萬圓を以て河幅の整調、兩岸堤防の新設又は改築、河道の開鑿、流水の疎通等の改修事業が施行され、昭和五年度を以て完成の豫定である。

相模川

一五土

木

三一六

相模川 は源を山梨縣に發して本縣の中央部を南北に津久井・愛甲・高座・中の四郡を貫流して相模灣に注いでゐる。本縣内の流程七十六キロメートル、舟筏の航行程は六十八キロメートルに達し、其の下流は馬入川ともいひ、其の流域は極めて廣汎に亘つてゐる。上流は横濱市水道の水源であり、又目下計畫中の縣營水道の水源として豫定せられてゐる。本川の改修に就いては國に於て既に調査を完了し、遠からず國直轄事業として施行されるに至るであらう。

鶴見川

鶴見川

鶴見川 は源を東京府に發して横濱市鶴見に至つて東京灣に注ぐ。其の流路は二十四キロメートル餘、流域の地勢は勾配が緩で、加ふるに流路に迂餘曲折多き爲、一朝豪雨に際會せんか、忽ち濁流氾濫して其の慘害名狀すべからざるものがあり、而も下流一帯は横濱市に編入せられ、工業地帯として矚目せられてゐる地區だから、本川の改修は最も急を要し、縣に於ては昭和四年から其の河口改修整理に着手し、河川改修の目的を達すると同時に、將來横濱港に接続する河港とする計畫である。尙本川の根本的改修は國に於て近く直轄施行の豫定である。

酒匂川

酒匂川

酒匂川 は源を静岡縣に發して本縣足柄上郡清水村で河内川と合流して始めて酒匂川となり、足柄下郡酒匂村に至つて相模灣に注ぐ。本縣管内の流程は二十六キロメートル

蘆の湖

蘆の湖 は箱根山上にあつて其の周圍約二十キロメートル、面積七百四十六ヘクタール餘、風光明媚の湖水である。深良用水及び早川の水源地であつて河川法を準用してゐる。よく舟筏を通ずる。

砂防

砂防の目的

本縣の砂防工事

砂防は河川の上流部である野溪又は山地に於ける土砂の缺壞流出を防止して河床の上昇を防ぎ、洪水の慘害を豫防するを以て目的とする。故に本縣に於ても治水の根本策である河川改修と相俟つて夙に砂防工事を企畫してゐたが、かの大震災に遭つて縣下各河川の上流部山地は到る處大崩壊を來したので、降雨毎に多量の土砂・岩石等を流下し、河床を埋塞して甚大なる被害を及したのである。よつて内務省施行の砂防工事と相俟つて縣に於ても急速に之を施行する必要を認め、被害の最も激甚にして、而も最も急施を要する早川の支流須雲川の砂防工事を、昭和二年度に工費十七萬餘圓を以て着工し、既に竣工した。次いで同三年度には酒匂川流域の四十八瀬川及び中津川の砂防工事を工費二十二萬四千圓を以て施行し、同四年度には相模川流域の中津川支流宮澤川、同小鮎川支流谷太郎川の砂防工事を工費二十四萬四千圓を以て着工した。尙昭和五年度豫算には花水川支流

一五土

木

三一七

葛葉川・日向川及び酒匂川流域の川音川支流中津川等の砂防工事費十五萬三千餘圓が計上せられてゐる。

治水の根本

治水の根本は先づ山を治めなければならない。砂防工事は實に此の山を治める最も必要な事業である。

軌道及び鐵道

本縣下には省線東海道線・横須賀線・横濱線及び熱海線を始めとして京濱電車・東京横濱電鐵・小田原急行・湘南電鐵等の私設の軌道及び鐵道十數線が縦横に敷設せられてゐるから、本縣は交通運輸に於て洵に恵まれたものと謂はねばならぬ。尙此の外に工事中のもの、計畫中ものが十數線に及び、これ等が全部完成した暁には縣下に軌道・鐵道が四通八達して道路網の完成と相俟つて、縣下の交通運輸は一段の進展を見るであらう。

東海道本線

鐵道の嚆矢

東海道本線

は本縣に於ては川崎・横濱・大船・藤澤・平塚・大磯等の各驛を経て箱根を越え静岡縣御殿場に至るものである。其中京濱間二十九キロメートルは我が國鐵道事業の嚆矢であつて、明治五年九月に横濱(現在の櫻木町驛)新橋の兩停車場に於て開業式を舉行し、畏くも明治天皇の臨幸を辱うしたのである。

其の後明治二十年七月には横濱・國府津間が開通し、更に同二十二年には箱根の難工事も完成して、縣下に於ける東海道本線の開通を見たのである。而して國府津迄は昭和二年四月から電化されて、旅客列車は電力で運轉されてゐる。

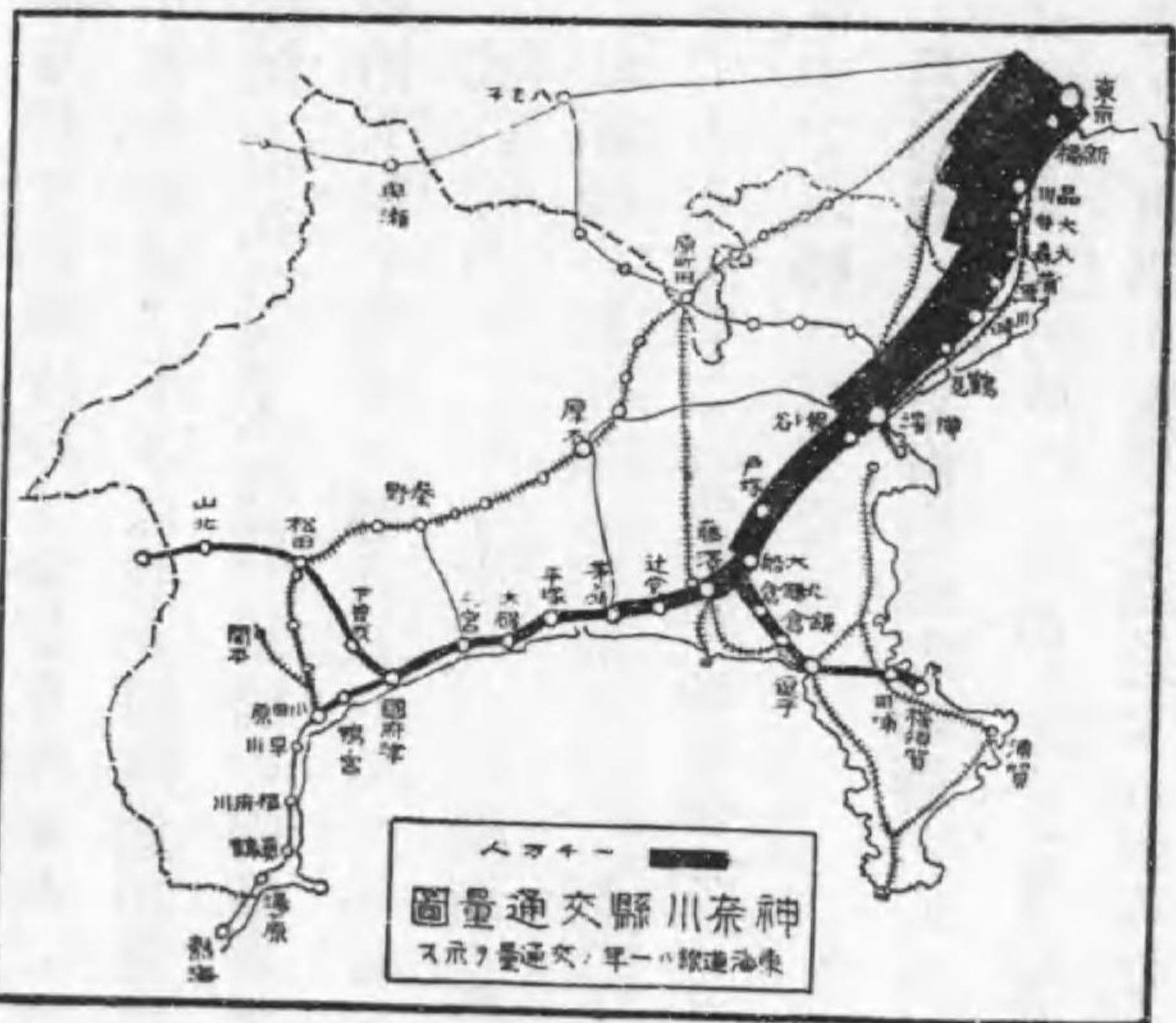
横須賀線

横須賀線

は東海道線大船驛から分岐して鎌倉・逗子・田浦を経て横須賀に達するもので、明治二十三年六月に開通した。本線は横須賀軍港に達する軍事上重要な鐵道なるのみならず、沿道は鎌倉・逗子・葉山等の勝地・舊蹟に富んでゐる。昭和五年三月からは電車運轉に改めて運轉時

間を短縮し、其の回数を増加したので非常に便利になつた。

横濱線
熱海線



横濱線 は東海道線東神奈川驛から中央線八王子驛に達するもので明治三十四年一月に開通し、元横濱鐵道株式會社の經營であつたが、其の後鐵道省で買收して今日に及んでゐる。

熱海線 は東海道線國府津・沼津間の勾配が急峻であつて其の輸送力が著しく減殺されるので、國府津から分岐して小田原・熱海・三島を経て沼津に至る迂回線として建設せられたもので、國府津・熱海間は昭和三年二月から開通して、旅客列車は電力によつて運轉されてゐる。

鶴見臨港鐵道

鶴見臨港鐵道

は大正十五年三月の開始で、現在濱川崎・辨天橋間は貨物専用線として

て運轉してゐるが、更に辨天橋・矢向間は目下施工中である。將來は動力を電氣として、貨物と併せて旅客運輸の計畫を進めてゐる。

相模鐵道

相模鐵道

は大正十年九月から茅ヶ崎・寒川間の運轉を開始し、順次延長して同十五年七月に厚木迄開通した。本線は相模川の採取砂利運搬線として重要な地位を占めてゐる。而して厚木・橋本間は目下工事中であり、別に橋本から八王子及び淺川の多摩御陵並びに東北線大宮驛に連絡する計畫を樹て、目下出願中である。

神中鐵道

神中鐵道

は大正十五年五月に厚木・二俣川間の營業を開始し、現在は西横濱驛迄開通してゐる。尙免許を受けて工事未着手のものに西横濱驛から横濱驛迄と厚木から大山・伊勢原を経て平塚に達する相陽線がある。

都市計畫

都市計畫の必要

近時人口の都市集中と、都市に於ける各種事業の勃興とに伴ひ、都市の形成を自然のままに放任すれば、都市の混亂を來し、遂には市民の生活をも脅すに至るであらう。故に都市生活の基礎ともいふべき都市

の構築を整理改善し、或は將來則とるべき基準を與ふることが必要となる。これ都市計畫の生るゝ所以である。

都市計畫とは都市構築の計畫である。即ち都市の道路・河川・運河・港灣・軌道・鐵道・水道・下水・公園等の計畫を始めとし、都市の内外に亘り交通・衛生・保安・經濟等に關し、永久に公共の安寧を維持し、其の福利を増進する爲の重要施設の計畫を樹立することである。かゝる重要な計畫は充分に調査研究する必要があるから、本縣に都市計畫神奈川地方委員會なるものが組織せられてゐる。

本縣に於ける都市計畫は横濱市・横須賀市・川崎市及びこれらの隣接町村に行はれてゐる。

横濱市 明治四十四年十月市區改正に伴なふ諸般の設備の改善を促進する目的で委員會が組織せられたのに端を發し、爾來幾多の變遷を経て今日に及んでゐる。地域に就いては本市は工業都市として最近著し

く發展し來つた其の狀況に鑑み、先づ工場地域・商業地域及び住宅地域を定める必要があるので、震災後更に復興局と特別都市計畫委員會で審議を重ね、大正十四年九月一日から施行せられた。防火地域の設定に就いては、大正十一年八月防火地區指定の告示を見、同年十月一日から施行されたのであるが、震災後其の體驗に鑑み、其の一部が變更されて今日に及んでゐる。道路の調査に就いては道路網の基本調査として大正九年之を始め畧々道路計畫の成案を得、更に震災後復興計畫が樹立されて、此の計畫の大部分が實現されたのである。

之を要するに本市の都市計畫事業は震災によつて急速に進展し、極めて短時日の間に道路・橋梁・河川・運河・公園等都市構築の基礎計畫が畧々完成したのは誠に慶ぶべきことである。

横須賀市 は最近著しく發展して震災當時は人口約七萬五千人であつたが、大正十四年には九萬六千餘人の多きに達し、市街も近郊浦賀・田浦・衣笠方面に延びんとする狀

勢にあるので、此の二町一村を加へて都市計畫を樹立するの必要に迫られた爲、昭和二年十二月都市計畫を施行する市に指定せられ、同四年三月に田浦・浦賀・久里濱・衣笠を包含する都市計畫區域の決定を見た。

川崎市 は京濱間に介在し、近時工業都市として著しい發達をなし、夙に横濱都市計畫區域に編入せられた關係から、其の都市計畫は帝都及び横濱の特別都市計畫の一部として施行せられたのである。然し本市發展の状態から見ても本市單獨に都市計畫を施行し、都市構築の大計を樹てる必要があるので、昭和二年十二月横須賀市と共に都市計畫法施行の市に指定せられ、同四年六月中原・日吉の一町一村を包含する都市計畫區域の決定を見たのである。



一六 警察

警察 一般

一 警察官の階級及び定員 本縣に於て警察上最高の指揮監督の權を握つてゐるものは知事で、縣知事の下には警察部長・警視・警部・警部補・巡查部長・巡查と云ふ六階級があつて恰も軍隊の様な組織を成してゐる。今其の階級・定員・配置・事務擔任の概要を表を以て示さう。

階級	定員	備考
警察部長	一	警察事務に就いて知事を補佐し知事の命令によつて直接全縣下の警察官を指揮監督す。
地方警視	一五	(一) 警察部の警務課長・外事課長・特別高等課長・保安課長・刑事課長、 (二) 横濱市内の加賀町・山手・壽・伊勢佐木・戸部・神奈川・横濱水上の七警察署長及び川崎・横須賀・小田原の各署長、
警部	五七	警察部及び警察署に配置せられ一般警察事務に従事す。中二十名は警察署長となる。
警部補	一一三	警察部及び警察署に配置せられ、上官の命令により事務を司とる。
巡查部長	二三二	(本縣に於ては警部補にして警察署長になる、ことなし。他縣には其の例あり。)
巡查	一、八三〇	警察部及び警察署に配置せられ、上官の命令により事務を司とる。
合計	二、二四八	其の大部分は派出所・駐在所に配置せられ、警察の第一線に立つて諸種の執行務に當る。

次に警察官一人當の受持に就いて述べると、本縣の面積は約二千三百四十八平方キロメートル（佐賀縣と略々同面積で三府四十三縣の中、最後より第五位）、人口は約百五十五萬、世帯數は三十一萬八千三百五十（昭和四年十二月警察調査）であるから、一人の警察官は世帯百四十六、人口七百十人を擔任して、其の警戒に當ることになり、其の困難さは想像にも及ばない。

二 警察部 警察部には警察部長が控へ、知事の命を承けて警察一切の事務を擔當する。其の下が九課に分れ、各課には課長があつて夫々の事務を分掌する。各課は全縣下の警察事務を専門的に分けて綜括整理する處で、決して人民に對して直接權力を及すものではない。これが警察署と異なる主な點である。各課の分ち方及び事務の分掌は知事が定むるもので、各縣共通ではないが本縣は大體左の通りである。

七百十人を一人で擔任

警察部

(一) 警務課

(1) 警察並びに消防區劃及び職員配置に關すること。(2) 職員の勤務及び監督に關すること。

(3) 警察官・消防官の風紀・進退・賞罰・訓練及び教育に關すること。(4) 警衛及び警備に關すること。(5) 會計經理に關すること等。

(二) 外事課

(1) 外國に關係ある警察事務に關すること。(2) 海外旅券及び移民に關すること。(3) 海外渡航者講習に關すること等。

(三) 特別高等課

(1) 思想問題及び勞働問題に關すること。(2) 其の他の社會問題に關すること。(3) 新聞・雜誌及び出版物に關すること。

(四) 高等課

(1) 政治問題に關すること。(2) 宗教に關すること。(3) 精神病者の取扱に關すること等。

(五) 保安課

(1) 風俗・營業・廣告物に關すること。(2) 交通・消防・水防に關すること。(3) 電氣・瓦斯・汽罐・汽機等に關すること。(4) 銃砲・火藥・爆發物取締に關すること。(5) 少年の保護監督に關すること等。

(六) 刑事課

(1) 犯罪捜査に關すること。(2) 前科者及び罪を犯す傾向ある人物の視察に關すること。(3) 指紋・寫眞其の他犯罪證據蒐集に關すること。(4) 所在不明者の捜索に關すること等。

(七) 衛生課

(1) 醫師・齒科醫師・藥劑師・理髮業・産婆・看護婦に關すること。(2) 藥種商・

製薬業に關すること。(3)傳染病・種痘に關すること。(4)獸肉・飲料水・上下水道に關すること等。

(八) 建築工場監督課 (1)市街地の建築に關すること。(2)工場及び職工に關すること。

(3)勞働爭議調停に關すること。

(九) 健康保險課 此の課は新しく設けられたもので、工場や鑛山に働く職工や勞働者及び年収入一千二百圓以下の職員が平生の給金から少額の保險金を掛け、之に彼等を使ふ資本家の出金と政府の補助金とを積立て、彼等が病氣・負傷・分娩等の時保險金を交付して救済する事務の一切を取扱うてゐる。

三 警察署

本縣の警察署は三十で其の署名・定員は左の通りである。

署名	定員	署名	定員	署名	定員
加賀町警察署	一四三	磯子	五九	平塚	三四
山手	一三四	保土ヶ谷	四九	大磯	二五
壽	一六六	大岡	三八	伊勢原	二三
伊勢佐木	一七九	川崎	一〇六	秦野	二七
戸部	一八一	横須賀	一〇八	松田	三七
神奈川	一五〇	高津	二四	小田原	九
横濱水上	九四	都賀	二七		
鶴見	八五	浦賀	二四		
		厚木	三〇		
		中野	二七		
		溝口	二六		
		藤澤	五四		
		鎌倉	二四		
		鎌倉	四九		
		倉山	二八		
		三崎	一九		

四 警察署の事務

警察署は行政區劃によつて其の管轄が定まる。警察

署長は地方官々制の定むる所により、知事の命を承けて署員を監督指揮して管轄内警察事務の執行に當る權限を持つてゐる。事務の概要は前述警察部各課の項に列擧した通りで、其の範圍は頗る廣汎に亘つてゐる。署僚警部・警部補は署長の命を承けて署務を分掌し、警部は警部補以下を、警部補は巡查部長以下を夫々指揮監督する。巡查部長は上官の命令を承けて署務を分掌し、且巡查の監督を補助する。勤務を内勤・外勤・特務・刑事の四つに大別し、各上官監督の下に、主として巡查が其の執行に當る。

(一) 内勤 巡查は書記・會計其の他の事務に従事する。

(二) 外勤 巡查は受持區を擔當し警邏・査察・戸口調査其の他諸般の執行事務に従事する。

(三) 特務 巡查は高等・風俗・電話・法定取締囚人被告人の押送・留置人看守其の他特命の事務に従事する。(高等課參照)

派出所勤務

(四) 刑事 巡査は専ら犯罪の捜査に従事し、尙拘引狀・逮捕狀等の令狀の執行に従事する。右の中、外勤々務は直接民衆に當つてゐる關係上、其の職務執行の適否が直に民衆の批判の的となり、警察勤務中最も大切なものであるから、其の勤務の概略を説明しよう。

(1) 派出所勤務 派出所は三人勤務で一晝夜で交代する制度になつてゐる。勤務方法は一時間立番(一晝夜に八時間)一時間巡回(一晝夜に八時間)一時間休憩(一晝夜に八時間)を正しく繰返すのである。立番員は派出所前を通行する者を注意し、非常に應ずる爲姿勢を整へて立ち、派出所から三十歩以上を離れることが出来ない規定である。巡回員は派出所受持區内を巡つて警戒に當らなければならぬ。一晝夜に於ける巡査の巡回路程は平均二十六キロメートル強に當る。休憩員は必ず派出所内に控へ、何時でも勤務に就き得る用意をして休憩するのである。勤務は單にこればかりではない。當直明けの日でも、午前中は必ず色々の調査をしたり、武道の練習をしたりしなければならず、其の上一ヶ月平均五日の非番勤務を當てられる。

又各責任管區を持ち、戸口調査簿・刑事要視察人名簿・諸營業監査簿・度量衡取締簿・拾得物假受納臺帳等の諸帳簿があつて、管區内に於ける人口の異動・營業の狀況・不正行爲の有無・拾得物届出の取扱等細大漏らさずこれ等の諸帳簿に記載し、監督者に提出して上

不眠不休の勤務

司の檢閲を受ける等、警察官の勤務は全く不眠不休の劇務である。

署僚警部・警部補・巡査部長等が一時間乃至二時間位に巡視監督をして事務執行に違算なきやう注意してゐる。縣内の派出所數は二百七十八である。

巡査駐在所

(2) 巡査駐在所 駐在所は主として郡部に多く、重要な町村には概ね設けられてゐる。其の勤務時間は一晝夜に八時間で、其中四時間以上は受持管内の巡回をせなければならぬ規定になつてゐる。そして派出所と同様な諸帳簿が備付けられ、管内の視察に當つてゐる。派出所勤務と異なつて、家族と同棲してゐて立番勤務はなく、十日毎に一日の自宅休憩が與へられ、本署との連絡には直通電話がある。駐在所は全縣下に二百七十八ある。(3) 其の外縣下特に樞要な地點には警部補派出所(現在七ヶ所)巡査部長派出所(現在七ヶ所)の設がある。此處に配置される警部補及び巡査部長は署長より指定せられた數ヶ所の駐在所勤務巡査の指揮監督に任ずる。

五 警察の費用 警察の費用は一口に言へば、社會の秩序を維持し、安寧を保持する爲に必要なもので、警部補・巡査等の俸給・旅費・手當、及び備品費・消耗品費、及び警察廳舎の建築・維持・修繕等に要する費用を含んでゐる。警察費は他の土木費・教育費・勸業費と同様其の大部分は縣

費支出即ち縣民の負擔である。昭和五年度に於ける本縣警察費の總額は三百二十二萬五千三百八十二圓で、縣費總額の約三割三分一厘に當る。一戸當の負擔は約十一圓一人當の負擔は約二圓になる。

六 結び 警察の概要は右の通りであるが、特に縣民として警察上注意しなければならぬのは、

(一) 本縣には葉山御用邸があり、夏冬を通じ長期間に亘つて、兩陛下御駐輦の光榮を忝うすること。

(二) 帝國の關門にして、東洋一の貿易港たる横濱を控へてゐること。

の二點である。これは本縣の警察が他縣の警察に比して極めて重要な意義を有する所以であつて、縣民たるものは此の點に就き徹底した自覺を持ち、警察の事は單に警察官にのみ委せず、眞に官民一致協力して其の實績を擧げなければならぬと思ふ。更に文明の進歩に隨つて從來あまり無かつた問題、即ち思想問題・交通問題等が警察の對象とし

て新に現れて來た。それ故警察は今後益々充實しなければならぬ必要に迫られて居る。然しこれが完成には長年月の研究と莫大な費用を要する。而も大震災の損害は未だ癒えず、縣民の負擔は非常に重いのであるが、此の際一大決心を以て勤儉・力行此の難局を打開し、將來世界に冠たる警察を先づ本縣に作り上げる覺悟を持たなければならぬ。

刑事警察

刑事警察とは世間の非違を匡正し、社會の福祉を蠹毒する不逞の徒を檢擧して、人命財産の安全を擁護し、共同生活の安寧を確保するものである。本縣の刑事課は從來保安課に從屬して居つたが、時代の進歩發達につれ大正九年八月現在の如く獨立したもので、最近各種の犯罪の傾向につれ警察部中最も重要な位置を占めてゐる。

現在刑事課は庶務・鑑識・強力犯・智能犯・移動の五つの係に分れてゐる。然し、一旦事件が発生した場合には各係は鼎の足の如く、車の兩輪

の如く皆協力一致して當るのである。

(一) 庶務係 は文書の收發及び一般犯罪の手配並びに解除・諸犯罪統計事項・行政手配並びに解除其の他。

(二) 鑑識係 は刑事要視察人に關する事項、法醫學及び分析化學に關する事項其の他。

(三) 強力犯係 は強盜・殺人・傷害・窃盜其の他強力犯的犯罪の一般捜査、並びに豫防・

檢舉、贓品及び遺留品に關する事項。

(四) 智能犯係 は放火・詐欺・横領、通貨の偽造・變造、其の他智能的犯罪の一般捜査並

びに豫防・檢舉。

(五) 移動係 は鐵道關係犯罪の豫防・捜査並びに檢舉等。

最近、思想の變遷、世相の推移等に伴ふ各種犯罪の趨勢を見ると、犯罪は愈々増加の傾向を呈して居るばかりでなく、新奇の手段を用ひて巧みに智能的犯罪をなし、或は犯情が極めて慘虐で、世人を戰慄せしめるものがある。

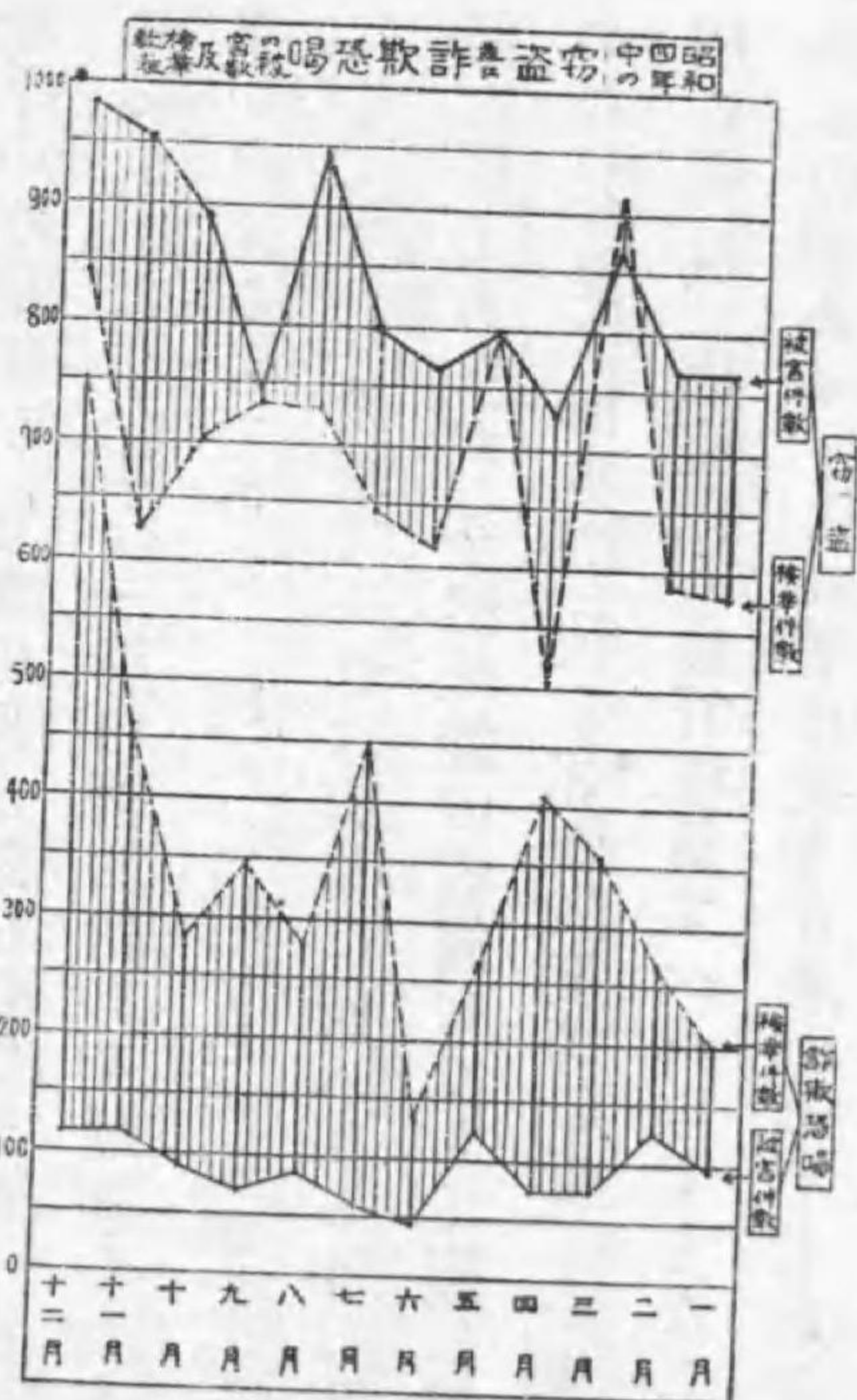
昭和四年中發生した犯罪は數多あるが、窃盜・詐欺等が最も多く、横

領が之に次ぐ。これ等犯罪の手段も多種多様であるが、窃盜に於ては多く忍び込・空巢狙ひ等が行はれ、時節により大いに相違がある。即ち春季の空巢狙ひ、夏季の忍び込窃盜等が最も多く、冬季は比較的僅少である。若し世人が今一層自警的精神を發揮したら、或程度迄は豫防する事が出来る筈である。例へば忍び込の犯罪に於ても形式のみの施錠でなく、完全な施錠であれば容易に侵入する事は出来ないのである。又極端な例であるが、全然施錠の設備なくして寢に就くと云ふ家もある。春の花見・夏の海水浴・秋の郊外散策等の折、一家總出で歡樂に陶醉して居る間に、窃盜犯人は好機逸すべからずとなし易々と犯罪を敢行してゐるのである。これ等は犯人が悪いのでもあるが、世人も悪いのだと謂つてもよい。

尙見知らぬ者から詐欺にかゝるとか、これ等の者から物品を買求めた爲に思はぬ損失を招くのも、統計に一目瞭然たる如く、此の時期が一

番多い。世人も此の點に一層自覺して舉家不在にせぬ様、詐欺にかゝらぬ様、見知らぬ者より物を買はぬ様、自警的精神を涵養してこれ等犯罪の豫防に努むべきである。

犯行の動機



機も幾多あるが、食ふに食なく、着るに衣なきが爲の犯罪は極めて稀で、多くは虚榮の爲や、分に過ぎた欲望を満足させんが爲罪惡を敢へてす

虚榮・非望

一攫千金

智能犯の激増

るので、誠に警めなければならぬ事である。詐欺・横領等の如き智能的犯罪、又は一攫千金を夢みて賭事博戲をなす者が最近著しく増加し、少しの勞力で多くの報酬を得んとする者が益々増加する傾向がある。學術技藝の進歩、外來思想の輸入等の反面には強力的犯罪が年と共に減少し、新奇の手段を以てする巧みな智能的犯罪の激増した事は最も注目しなければならぬことである。此の點に鑑みて刑事課に於ては全力を注いで豫防・檢舉に従事して居るが、縣民も亦これ等の實狀を自覺して、華を去り實に就き自己の天職に精進して犯罪の撲滅に努力し、以て清き明るき神奈川縣としたいものである。かくすればお互が負擔して居る警察や刑務所や裁判所等の費用をも減少し得るのである。

電氣事業

近代科學文明の中樞たる電氣の本縣内に於ける利用は、明治二年東

京横濱間に電信の施設を見たのを始めとして漸く各方面に應用せられる様になつた。

電燈は明治二十三年十月一日横濱共同電燈株式會社が横濱市の一部に供給を開始したのと相前後して、横濱市内に二二三自家用電燈使用者が現れ、照明としての電氣の利用に就いて識者の注目する所となつた。明治二十四年五月富士屋ホテルが足柄下郡宮城野村蛇骨川の水を利用して自家用電氣の發電所を設けたのが我が國水力發電施設の嚆矢である。横濱市以外の地方では、明治三十三年五月十六日小田原電氣鐵道株式會社が小田原町及び其の附近に電燈の供給を開始したのを始めとし、川崎市・足柄下郡宮城野村・温泉村・土肥村・高座郡藤澤町・鎌倉郡鎌倉町等順次縣下各所に事業の開始を見、遂に大正五年に至り電氣事業者數實に二十四、其の供給區域は殆ど全縣下に亘り、電力二萬キロワットに及び、茲に本縣電氣事業の基礎は定まつたのである。

我が國水力發電の嚆矢

電力の需要

電力の需要は電燈より遙に後れ、明治四十年に至つて僅かに四十キロワットを算したに過ぎない状態であつたが、逐次需要者が増加し、現在では電燈用電力の約三倍の電力を必要とする様になつた。更に電熱の利用状態を見るに、最近數年來異常なる發達をなし、暖房・炊事等に利用せられる電力一萬キロワットを越ゆるに至つた。

當初小資本を以て各地に事業を開始した電氣事業者は需要の増加に隨ひ合併・讓渡等をなし、現在に於ては電氣事業者數十一、電燈個數百三十萬、電力(電熱其の他の分を含む)十六萬キロワットに達し、尙年々約一割餘の需要増加を見つゝある。

本縣内には水力十八ヶ所火力五ヶ所の發電所があり、其の發電能力は十萬四百餘キロワットに達するのみならず、本縣は京濱地方で消費せられる電力の集散地たる觀がある。即ち長野・静岡・山梨・富山各縣の水力電氣は多く先づ本縣の鶴見・川崎方面に設けられた各事業者の第

發電所

本縣は電力の集散地

一次變電所に送電せられ、此處から各需要地に送られる。又これ等は鶴見・川崎の海岸近くにある大規模の豫備火力發電所と連絡して、水・火力相通ぜしめようとしてゐる。これが爲本縣下特に鶴見・川崎方面は正に電線路林立の形を爲して居る。

電氣鐵道

電氣鐵道事業は明治三十二年一月二十日京濱電氣鐵道株式會社の前身大師電氣鐵道株式會社が川崎・大師間に營業を開始してから間も無く、箱根・横濱・江の島鎌倉等に各別に其の事業の開始を見た。其の後暫く新規營業はなかつたが、最近に至り小田原急行電氣鐵道株式會社が東京府下新宿・縣下小田原間、及び東京府下原町田・縣下藤澤町片瀬間の二線、南武鐵道株式會社が東京府下立川・縣下川崎市間に電氣鐵道事業を開始した。更に本年四月一日湘南電氣鐵道株式會社の横濱・浦賀・逗子間の事業開始を見、目下工事中のものに鶴見臨港鐵道株式會社線がある。尙横濱市内に於て敷設せられた軌道は延長四十キロメートル餘に達して居る。

瓦斯事業

瓦斯供給事業の發達

瓦斯供給事業の發達 本縣下に於ける瓦斯事業は明治四年高島嘉右衛門が横濱市内に瓦斯の供給を開始したのを以て嚆矢とする。(明治二十五年四月横濱市に於て右の事業を承継ぎ今日に至る)其の後明治三十八年横須賀瓦斯株式會社の設立を見、更に引續き川崎・鶴見・小田原・浦賀等に順次瓦斯の供給が開始せられたが、大正十二年の震災により一頓挫した。然し今や復興成り、災前に比して更に躍進し、左表の如く重要都市は殆ど何れかの事業者の供給區域たらざるは無きに至つた。

壓縮瓦斯
液化瓦斯

壓縮瓦斯及び液化瓦斯

最近科學の發達に伴ひ各種の壓縮瓦斯又は液化瓦斯の製造せら

事業者	供給區域
横濱市瓦斯局	横濱市
關東瓦斯株式會社	横須賀市・田浦町・鎌倉町・逗子町・小坂村
浦賀瓦斯製造株式會社	浦賀町
小田原瓦斯株式會社	小田原町
鶴見瓦斯株式會社	横濱市の中、舊鶴見町・潮田町及び川崎市の中、田島町
東京瓦斯株式會社	川崎市及び横濱市の中、旭町・潮田町

である。縣下に於て製造せらるゝものを示すと次の如くである。

化瓦斯の製造せられるものが漸く多く、産業及び衛生上に貢獻する所大

及を見るの状態なので、明治三十五年七月自轉車取締規則を制定し之が取締を爲しつゝあるも、近來商店用自轉車に於ては、リヤカー又は車體に相當重量貨物を積載するので、往々交通事故を惹起する事がある。一般に注意を要する。

最近に於ける車輛數を示せば左の如くである。

二		輪		車		リヤカー		附		オートバイ	
市	部	郡	部	市	部	郡	部	市	部	郡	部
五九、八五九	共、八〇三	計	五六	八七	計	一四三	三〇四	二五五	計	五五九	

(昭和四年四月末)

自動車

は明治の末期から漸次發達の機運に赴いたので、明治四十五年五月始めて縣令を以て自動車取締規則を設けたが、大正八年一月内務省令で現行自動車取締令が制定せられ、全國取締の規準を統一せられたから、本縣に於ても同年二月縣令で之が施行細則を定めて、速力の制限、車體の構造、運轉手の資格等各般に亘り規定し、以て文化的交

乗合自動車

通機關をして充分其の機能發揮せしむると共に、自他の危害を豫防し交通の安全保護につとめた。

乗合自動車營業は大正四年六月箱根富士屋自動車會社で横濱・宮の下間を開始したのが本縣に於ける嚆矢である。爾來自動車營業は人力車馬車等を壓倒して乗客を吸集し、營業者相次いで簇出するに至つた。現在に於ては乗合自動車の路線延長一千五百八十キロメートル、營業者數八十二、車輛數四百一を算する。尙賃貸車・貨物車及び自家用等を合はせると約三千六百輛に上る。

◎各年末自動車々輛數調

年次	自家用車輛數	營業用車輛數	計
大正十三年度	三四一	九二〇	一、二六一
大正十四年度	四三三	一、〇三五	一、四六八
大正十五年度	五二六	一、二一八	一、七四四
昭和元年度	七〇〇	一、五八三	二、二八三
昭和二年度	九〇八	一、九七九	二、八八七
昭和三年度	一、一五〇	二、四五〇	三、六〇〇

運轉手

運轉手の素質、技術の巧拙は交通事故に最も大なる關係を有するので、之が免許に當つては嚴密精細なる試験を執行して居る。昭和四年

◎ 運轉手 數 調

年 次	甲	乙	計
大正十二年	九八六	三七五	一、三六一
大正十三年三月	一、〇四〇	三七九	一、四二九
大正十四年六月	一、六三八	四八二	二、一二五
昭和元年十二月	一、八〇四	八一六	二、六二〇
昭和四年十二月	二、五一〇	二、一一三	四、六二三

(備) 甲種運轉手は各種の自動車を選轉し得るもの。
 (考) 乙種運轉手は特定又は特種の自動車のみを選轉し得るもの。

中の受験者は約六千名に達するの盛況である。而して本縣に於ける運轉手免許受有者數を年次比較すると表の如くである。

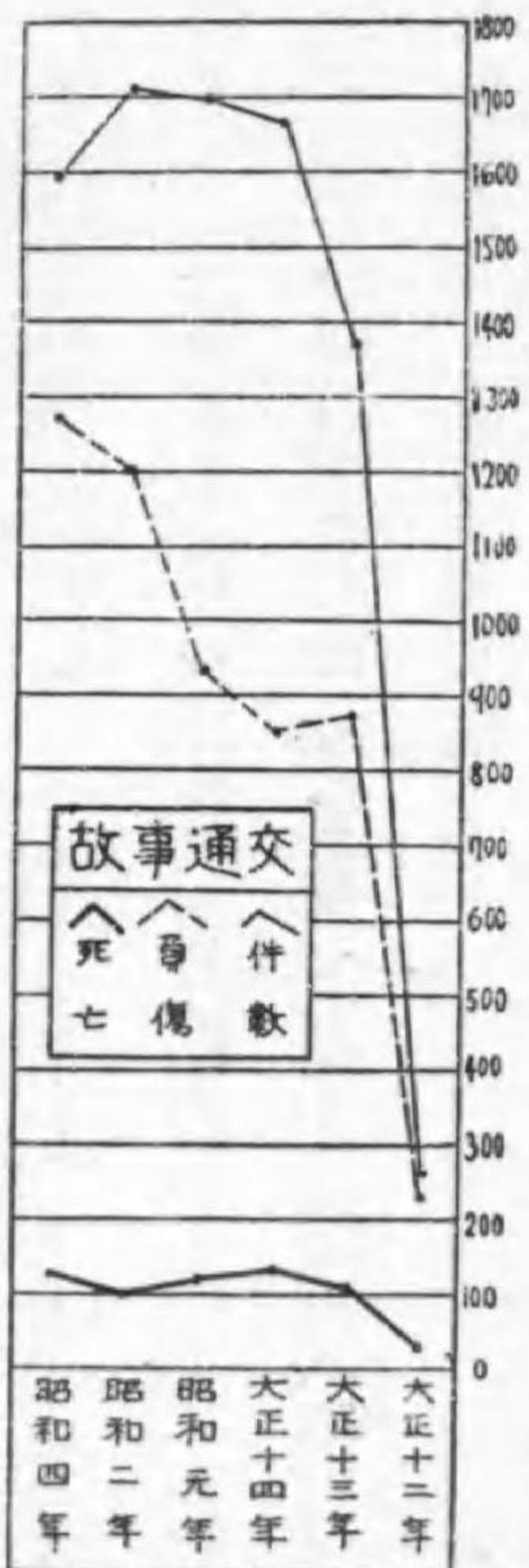
汽船

汽船營業 は人力車・乗合馬車と均しく舊時より既に開始せられ、本縣に於ては明治二十七年十月汽船營業取締規則を制定し航行の安全を圖つた。而して之が營業の許可は明治二十八年二月三崎町三浦共立運輸株式會社に對する三崎・東京間の連絡運輸を始めとする。爾來人力車・乗合馬車等の衰微した今日と雖も、獨り汽船營業のみは益々殷盛を極めて縣下沿岸各港は勿論、東京・千葉・静岡の各府縣に通ずるに至つた。營業者數六十九、汽船數百二十一に達してゐる。

交通取締

交通取締の警察官

交通取締は保安警察上、重要な事務に屬し、警察當局も常に交通取締には腐心して居る。されば交通の頻繁な横濱・川崎・横須賀三市を始め、小田原・鎌倉・藤澤の各署には特に交通事務の警察官として巡查部長十一名、巡查八十二名を配屬し、以て事故防止に専従せしめてゐる。然し限りある警察官のみでは到底交通事故を絶滅し能はざるは勿論で、左に示すが如く昭和四年には百二十六名の死者と千二百七十五名の負傷者を出し、而もこれ等の數字が年々増加しつつ、あるのは文明國として



あるのは文明國として

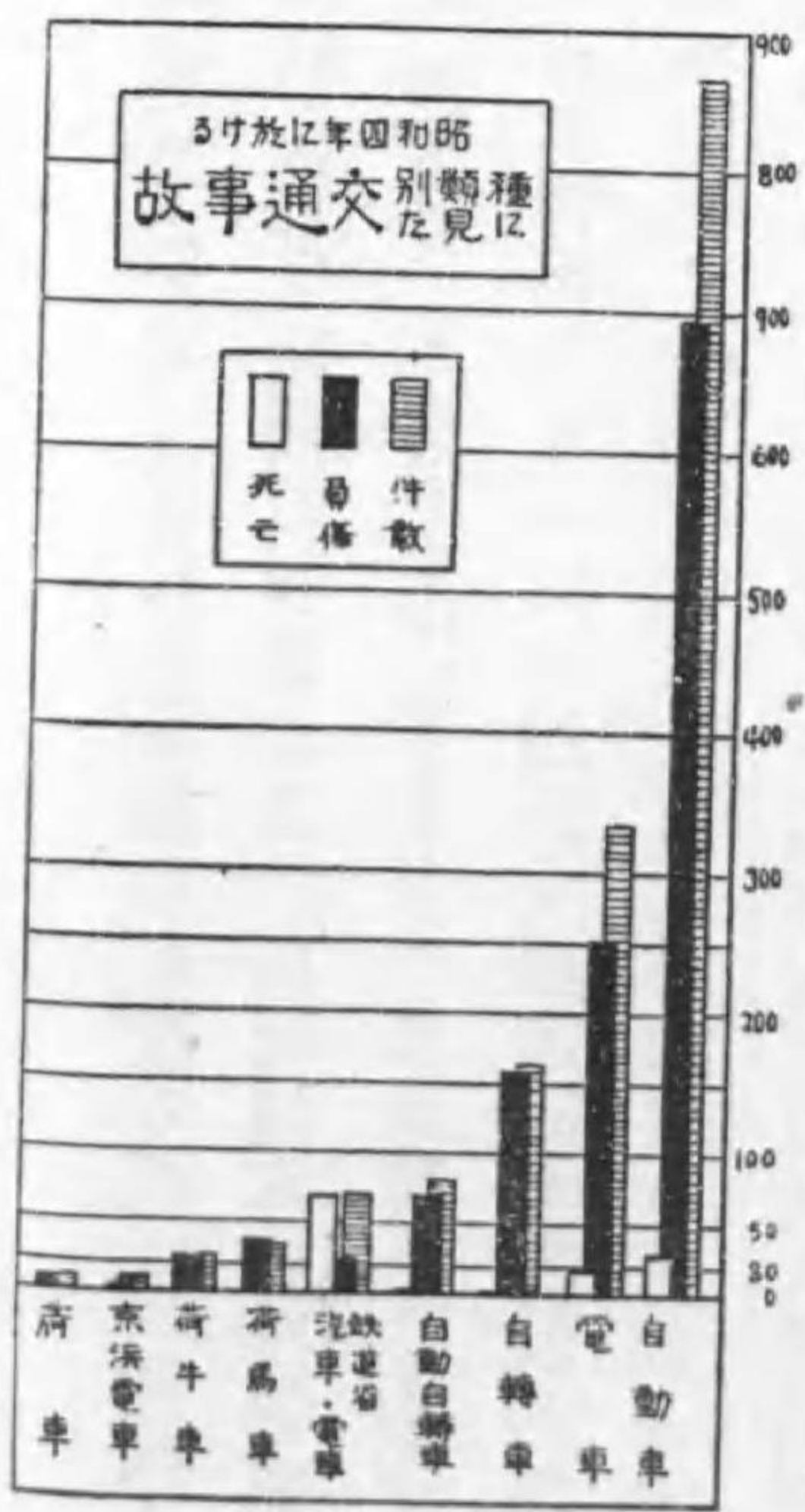
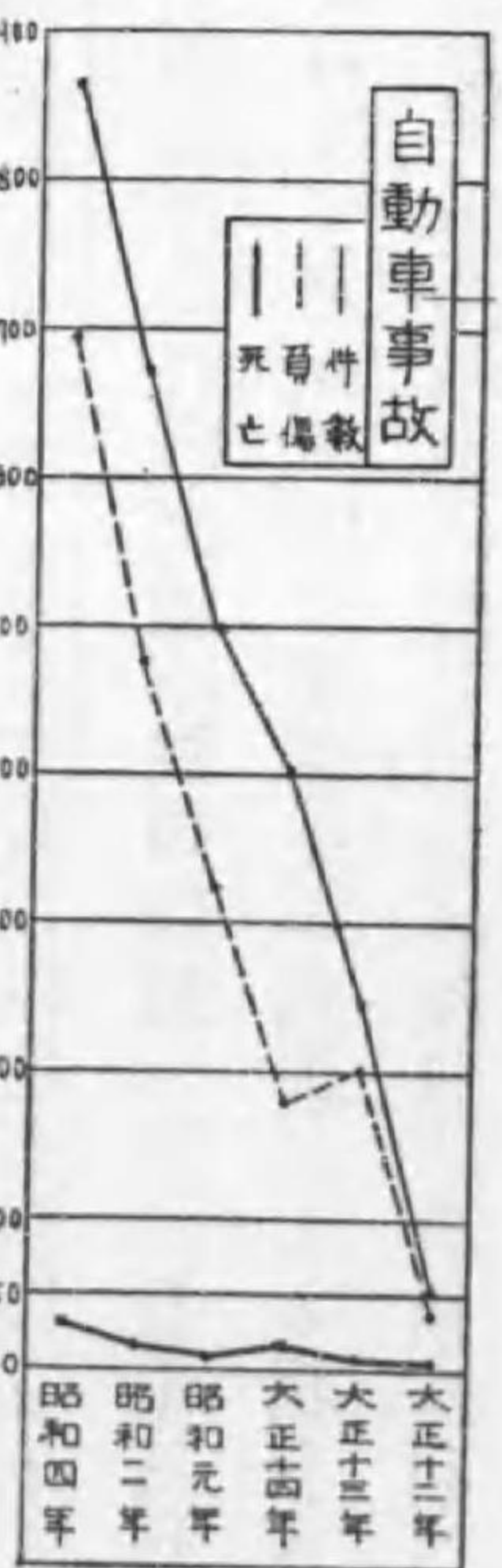
交通事故の死者
一ヶ年百二十餘名

自動車事故が最も
多い。

甚だ遺憾な次第である。而してこれ等交通事故の中最も多く且最も危険なのは自動車によるもので、之が原因は運轉手の過失による場合も多いが、他面子供の路上遊戯、道路横斷に際しての不注意、車道歩行又

は道路に於ける物件の
放置等によつて生ずる
ものも少くない。

これ等の事故防止に
對しては縣民不斷の注意と公德心の向上とに待つべきものが多いと思
ふ。又一面道路の使命を考へると道路は恰も人の身體に於ける動脈に
も比すべき重要な役
目を持つて居るもので
あつて、文化の普及、産
業の發達に最も密接な
關係を有するものであ
る。此の道路をして完
全に其の効用を發揮せ



しむるには、道路を完備せしむると共に交通の完全を期せねばならぬ
のである。故に交通事故防止に努むる事は縣民各自の義務であると同
時に又重大なる責任である。我々は常に官民一致して交通道德と道路
愛護とを尊重し、訓練と注意と相俟つて將來事故の絶滅を期し、眞に一
等國とし、優秀縣としての榮譽を期したい。

火災と消防

本縣に於ける消防制度は極めて多種に亘つて居たが、明治二十七年
勅令第十五號消防組規則の發布により、始めて其の基礎が確立し、原則
として市町村を一編成區域とした公設消防組の設置を見るに至つた。
消防組規則による消防組とは所謂義勇消防組で、其の設置は地方長
官の権限に屬し、府縣知事の指定した警察署長指揮のもとに火災警防
に従事する犠牲奉仕の團體で、住民たる十八歳以上の男子を志願制に
より採用し、之が維持に要する経費は原則として當該市町村の負擔に

屬せしめる制度である。此の制度は我が國古來の武士道の精神に胚胎したもので、組員の犠牲的活動による各種の美談は海外に誇るに足るべきものがある。試みに本縣に於ける一、二の例を挙げると、

消防美談

大正十年三月二十日朝まだき、神奈川町の高島嘉右衛門氏邸の出火に際し、當時伊勢佐木消防組員たりし菱山吉太郎氏は同家が横濱開港以來最古の、畏くも明治天皇行幸の際臨御遊ばされた光榮の建物であり、且易學大家の邸宅なれば、秘藏せらるゝ易學の珍書も少くないので、同僚の制止にも耳を藉さず、奮然意を決し、筒先を手にして阿修羅の如く渦巻く猛火の中に突入し、極力防火に努めて居るうち、燒盡くされた階上は異様な物音と共に崩れ落ち、あはれ君は出口を塞がれ其の儘猛火の中に下敷となり、同僚の必死の作業により漸く救助された。然し無慘や、氏は背・腰・足に殆ど全身的大火傷を負ひ數週間は生死の境を彷徨して居たが、天は君の不撓の氣魄に感じてか、奇蹟的に一命は救はれた。

又明治二十八年七月二十五日、三崎町濱諸磯に於て消防演習中、偶々同町沿海に難破船あるを發見するや、三崎町三崎消防組員たる青木・草間の兩消防手は急遽勇躍して逆巻く怒濤の中に飛込み漸く目的地に過ぎ着き、將に溺死者を救助せんとしたが、風浪高き爲、多年海に練達せる流石の兩消防手も遂に身體の自由を失ひ奮闘の効空しく殉職した。

官設消防

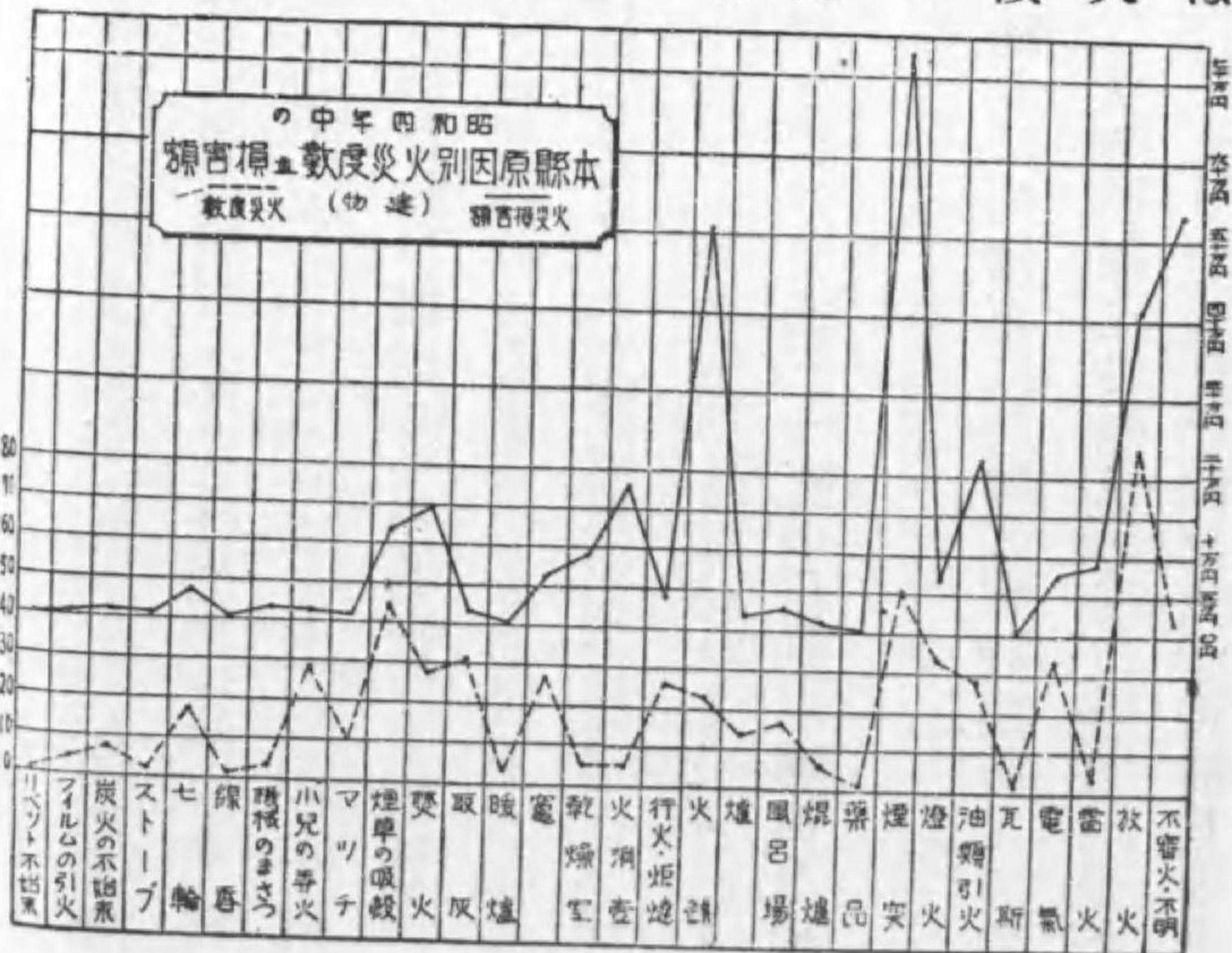
かくの如き事例は縣下各地に亘り、枚舉に遑のない程存在する。

大正八年七月勅令特設消防署規程の發布さるゝに至つて、我が横濱市は他の四大都市(大阪・京都・神戸・名古屋)と共に該規程に基づき、官設消防の設置を爲し、市内を二消防署に分ち、之に消防官吏(消防士・消防機關士・消防曹長・消防手)並びに自動車唧筒・蒸氣唧筒等を配屬し、常時火災警防に當らしめるに至つた。其の後大正十二年の大震災火災に遭遇し、更に隣接二町七ヶ村が合併せられて大横濱市の現出するや、從來の集中主義を廢して分散主義を採り、市内を分ちて六大區とし之に各消防署を置き、更に十一出張所を設けて約三十臺の自動車唧筒を配屬し有事に備ふる事となつた。

以上の如く本縣に於ける消防制度は横濱市に於ける官設消防と、他の市町村に於ける義勇消防とに二大別することを得べく、現在特設消防署職員二百七十餘名、義勇消防組二百八十餘組、四萬六千の組員を有

一年間の火災度数
五百八十回
一年間の火災損害
三百五十万円

し其の數より見て決して少くはないが、昭和四年中に於て火災度数五百八十回、其の損害見積額三百四十六萬九千三百餘圓の多きに達し、之を昭和三年に比するに度数に於て五十八回を増損害見積額に於て四十二萬八千餘圓を増加して居る。此の傾向は社會生活の複雑化に伴なひ漸次増加する勢を示して居る。かくの如きは現下經濟國難に逢着して居る我が國としては實になげかはいしい事と謂はなければならぬ。



發火原因

らぬ。而して其の發火原因を探究するに竈・炬燵・煙突・煙草の吹殻・火鉢の殘火・小兒の弄火・取灰等(別表参照)の如く概ね注意力の弛緩に基づく失火で、縣民の注意力の如何が發火度数並びに損害金額の多寡に影響すること極めて至大なるものがある。即ち子供の一寸した火の戲から一夜の中に數百萬圓の財寶が烏有に歸し、或は一本のマツチから祖先代々築き上げた努力の結晶が一瞬にして灰燼になつてしまふ。つまり一寸した不注意の價が數百萬圓ともなり、又數百年間の努力に當ることを牢記しなければならぬ。之と同時に經濟の許す限り、鐵筋コンクリート構造等の耐火耐震的建築を爲す事は火災を根本的に絶滅するの最良策で、歐米各國は皆此の方策を取つて居る。

海外移民狀勢

現在我が國に於ける最も重要な社會問題は人口問題及び食糧問題である。生活難の根本は人口増加に存するのであるから、人口問題を解決

人口問題と食糧問題

するに非ざれば生活難より脱却し、更に食糧問題をも解決する事は出来ない。我が國の人口は近年逐次遞増し、其の増加率の如きも世界有數であつて、昭和三年には内地人口は約九十萬人の増加を示し、其の密度（山地・不毛地を除く）も世界中我が國に比肩し得るものはない。加之國土狹隘、山岳多くして耕地少く、日本人の常食たる米も年々數百萬石輸入を必要としてゐる現状である。國內には尙多少開拓し得る餘地はあるが、數十年の將來を保證する食料を生産し得ない事は火を見るよりも、炳かである。随つて人口・食糧の二大問題の解決こそは所謂國家百年の大策に屬するものである。近時政府當局並びに民間有力者が移民の保護獎勵に着眼し、これが施設を着々實行して人口・食糧兩問題の解決に資するに至つたのは當然の勢と謂はなければならぬ。

我が國民は久しく日東島國內に平和なる生活を享受し、家族制度の美はしき習性に慣れてはゐるが、海外雄飛の熱も無かつたわけではな

い。けれども、徳川幕府二百五十年の鎖國政策は國民をして島國に蟄居せしめ、郷土に強き執着の念を抱かしめ、自然小成に甘んぜしめて、海外移植を大に阻害して來たのである。

移植民の獎勵助成事務は現在拓務省の主管する所であつて、民間に於ては兵庫縣に日伯協會あり、長野縣・鳥取縣・富山縣・熊本縣・廣島縣・和歌山縣・山口縣・香川縣・岡山縣・三重縣・鹿兒島縣・長崎縣・石川縣・福岡縣に夫々海外協會があつて縣民の海外發展を助成し、東京には其の中央機關があつて、各地方の團體と連絡協同して活動を續けてゐる。無資力労働者の移住を保護獎勵し、其の必要とする資金を融通する爲昭和二年三月海外移住組合法が發布せられ、昭和二年度には其の助成費として百八十萬圓が國の豫算に計上せられ、昭和四年度に於ては三百萬圓に達し、移民渡航費を補助してゐる。

昭和二年十月神戸に國立の移民收容所が設置せられ、神戸港より南米ブラジルに渡航する政府の補助移民を收容し、移住地たるブラジルの言語・宗教・地理・風俗習慣・農業等移民に必要な教養を施してゐる。疾病を豫防する爲、移民乗船出發港たる横濱・神戸・長崎には海外渡航者検査所があつて、移民の身體検査を行ひ、疾病による送還を防止してゐる。

る。移民地の企業投資を爲し、移民の保護獎勵を爲してゐるものに、海外興業株式會社・南米拓殖會社・日伯拓殖株式會社並びに各縣に於ける海外移住組合等がある。

我が神奈川縣に於ては、前述移民助成獎勵機關及び移住組合等は全く存しない。これ從來本縣に於ては移民が盛でなかつた證據である。

今海外移民の狀勢を見るに、我國に於ては移民が始めて行はれたのは明治十八年で、九百名の官約移民が布哇に送られた。其の後續々全國より布哇・北米合衆國・加奈陀等に送り、現在海外在留邦人は約六十七萬人に達してゐる。其の主なる在留地別は支那滿洲二十四萬、南洋方面三萬五千、布哇十三萬、北米合衆國十三萬、加奈陀二萬、ブラジル六萬等である。而して我が神奈川縣からの在留者は僅かに九百二十九名である。昭和四年中本邦より海外に移民した數は一萬六千九百六十四名（支那を除く。）であつて、其の主なる出身縣を擧ぐれば、熊本縣三千三百七十一、福岡縣一千七百四十三、沖繩縣一千六百六十三、廣島縣一千五百三、福島縣六百九十五、山口縣六百五十等であつて、我が神奈川縣は僅かに百九名に過ぎない。

海外移民よりの送金額は（支那歐洲を除く。）昭和二年中に於ては二千四百四十四萬八百九十五圓に達し、和歌山縣・廣島縣は各三百五十萬圓、福岡縣二百二十萬圓、山口縣二百

移民の狀勢

海外在留邦人六十七萬

移民からの送金

萬圓で、我が神奈川縣は僅かに十九萬圓弱に過ぎない。

我が國民の主なる移民地を見るに、北米合衆國は大正十三年七月移民法を改正し我が國民の移住を禁止するに至り、英領加奈陀は昭和三年九月の協約により、移民として入國し得るもの年百五十名に制限せられ、濠洲には全然禁止せられたが、南米各國は質朴熱心なる我が國民の移住を歓迎してゐる。殊にブラジル國に向つては年々一萬數千の邦人が新天地の開拓を志して渡航してゐる。新聞の傳ふる所によれば日本郵船・大阪商船兩會社に於て昭和五年度中の南米輸送計畫は一萬四千五百人だと謂はれてゐる。

我が國に於て移民の最も多い地方は關西以西で、和歌山・廣島・山口・熊本・沖繩等が其の尤なるものである。近畿以東殊に東北地方に在つては海外雄飛の熱が餘り熾でない。我が神奈川縣に於ても其の例に洩れず現在に於ける移民總數僅かに九百二十九、昭和四年中の移民も百九で、主として足柄上下兩郡出身者であつて、之を各縣の實狀に比して大いに遜色がある。これは縣内若しくは隣接に、東京・横濱・横須賀・川崎等の大都市を有して就職が比較的容易である關係もあらうが、主なる

移民先

本縣の移民

原因は海外に關する知識の缺乏と鎖國的惰性とにあると思はれる。將來農村等の人口増加、都市に於ける就職の困難等によつて生活も從來のやうに安易ではあり得ない事は想像に難くない。歐洲諸國英・獨・伊・西等に在りては、前途ある青年は故國に在りて小成に甘んずるよりは、寧ろ海外に移つて廣き天地を開拓して青山に骨を埋めむとするものが頗る多い。即ち年々英國に於ては十五萬、伊太利に在りては十萬、獨逸六萬、西班牙五萬五千餘の移民が南米其の他の植民地に青雲の志を伸してゐる。勿論南米も黃金國ではない。一攫千金の如きは夢想であるが、堅忍不拔の活動によるときは輝く光明に接し得るは多くの事實の證明する所である。人口増加による生活難に脅されてゐる我が國に在りては、須らく鵬圖を異郷の地に畫して、大和民族の發展を期さなければならぬ。

本縣に於ける外國人

青年に望む。

開港當時の在留外人

一 横濱開港當時の在留外人 安政五年六月十九日神奈川に於て米國と假條約の調印をなし、次いで蘭・露・英・佛等各國との通商條約も締結せられた結果、翌安政六年六月二日神奈川を開港することに決した。其の開港に先だち徳川幕府は、神奈川は東海道の宿場で當時の情勢から見て其の開港は事端を繁からしむる恐があるので、英國公使パークス等の強硬な抗議もあつたが、横濱村を神奈川の一部だと稱して、之に開港地としての諸施設をなし、一方には萬延元年二月神奈川居住外國商人三十五名に對し、願により横濱村の海岸近き地區(元居留地)を貸渡し、尙神奈川から横濱村に移轉した内地人二百一戸に對しては地税を免する等の便宜を圖つた。其の結果萬延元年十二月には和蘭が先づ領事館を横濱に移すことを約するに至つて自然に横濱村は開港場となり、始めは人家僅かに百一戸と稱せられた一寒村は一兩年にして内外の商人俄に蝟集し、本町一丁目及び辨天通一丁目は内地人の商家が櫛比し、慶應元年には既に人口八千に達するに至つた。

萬延元年五月の調査によれば横濱在留外國人は英國人十八、米國人十二、和蘭人五で、各國の公使・領事は何れも神奈川方面の寺院に居を構へて居た。

佛 國 公 使 神奈川町甚行寺 米 國 領 事 青木町本覺寺
英 國 領 事 青木町淨瀧寺 佛 國 領 事 神奈川町慶雲寺

外人渡來の激増

和蘭領事 神奈川町長延寺

二 外國人の渡來激増と外事課の特設

開港直後の萬延元年には在留外國人の數は僅か四十内外であつたのに、文久・元治・慶應年間を経て明治元年には其の數一躍一千七十を算ふるに至つた。明治維新以後漸次外國人の渡來居住が激増するに對し、政府は我が横濱に二ヶ所の居留地を設定した。日清・日露兩戰役の結果國威が大に宣揚せられ、我が國に渡來する外國人の數も大いに増加するに至つた。

此の間國權回復の運動が熾烈を極め、其の結果遂に明治以前諸外國と締結せられた不平等條約を改訂し、愈々明治三十二年七月十七日から外國人關係犯罪に對する外國領事の裁判權を回收した爲、外國人關係警察事故件數は逐年増加した。更に世界大戰の勃發によりて、我が國外事警察の重大性は確認せられ、從來外國人の保護取締は内國人と共に警察部高等課に於て掌理して居つたのを、大正六年九月同課を二

外事課の特設

分し、外事警察は高等警察第一課に於て掌理することとなり、同課は大正八年外事課と改稱した。

三 震災前後に於ける在留外國人の狀況及び現下の情勢 震災直前(大正十二年八月現在)縣下に於ける在留外國人は三十六ヶ國八千八百四十二人(滞在

震災前在留外人八千八百四十二人

一千百九十三人)で、全國在留外國人の三分の一を擁し、全國第一位を占めて居たが、大正十二年九月一日の關東大震火災の爲、死亡・歸國又は他に避難するもの相繼ぎ、同年末には僅か六百七人に減少した。然し各種施設の復興等に伴ひ在留外國人の數も遞増し、昭和三年度末現在に於ては五千五十人(滞在三百八十五人)、昭和五年一月末に於ては五千五百三十六人(滞在二百四十九人)を算するに至つた。今後外人招致策宜しきを得たならば震災直前の數に復活するも近き將來のことであらう。

今、昭和三年末全國在留外國人數及び昭和三年度末並びに同五年一

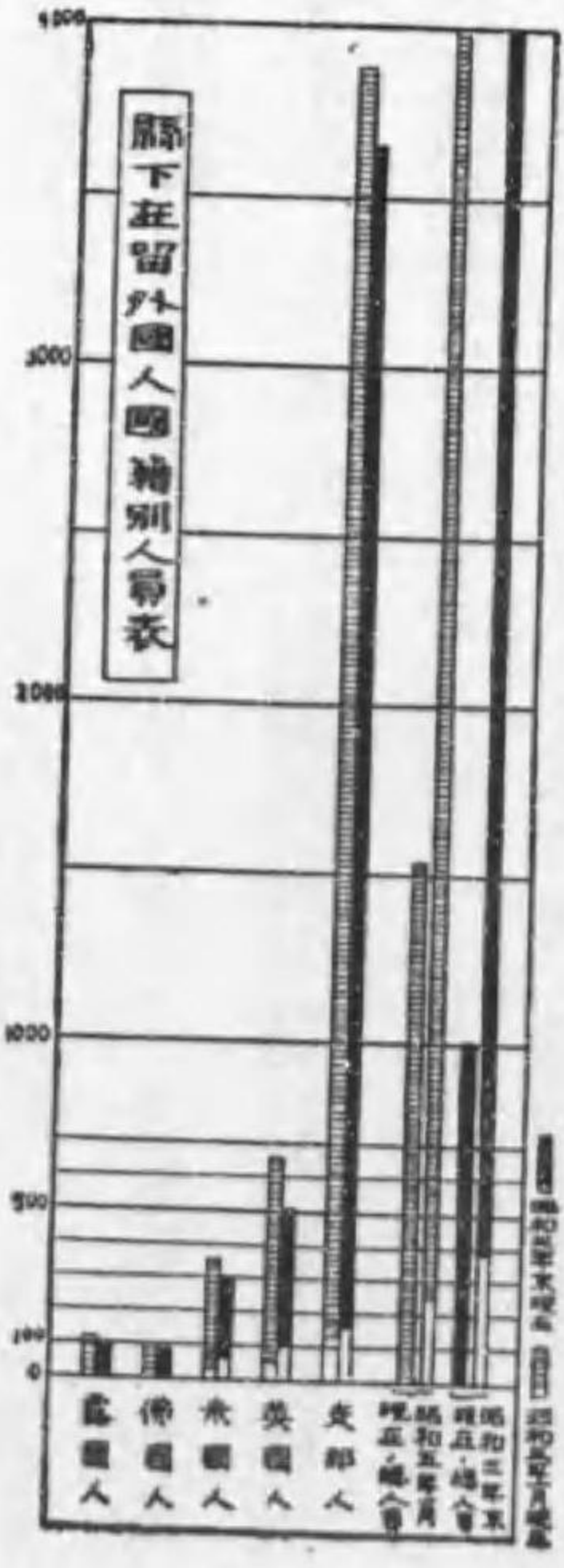
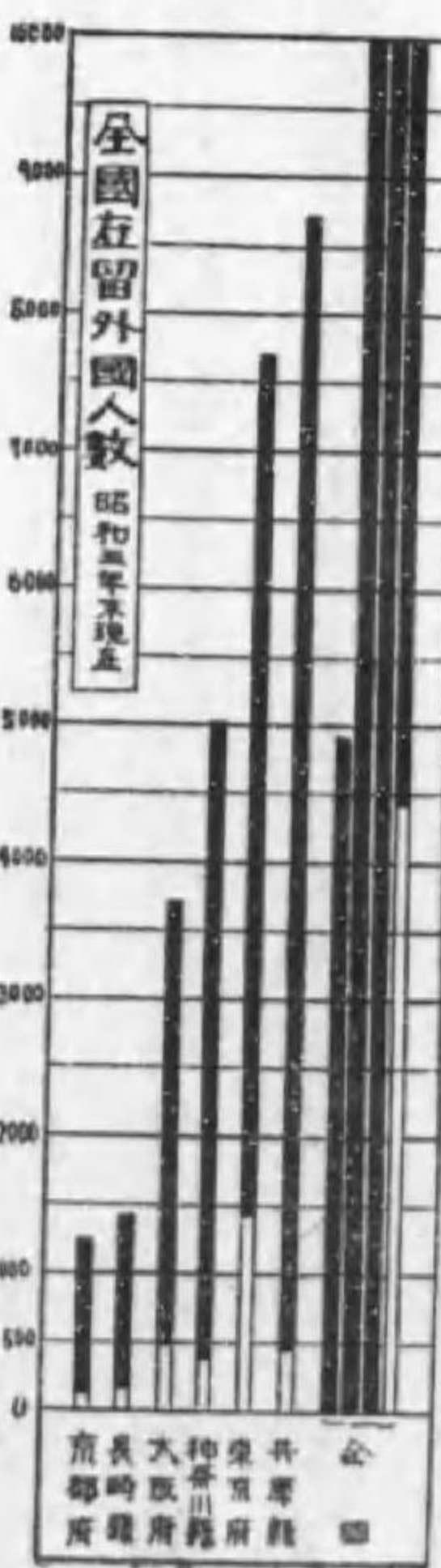
月末縣下在留外國人國籍別人員表を示せば左の通りである。

◎全國在留外國人數

府縣	昭和三年度末	昭和四年度末	昭和五年度末
兵庫	三、四、九、七	三、五、〇、〇	三、五、五、〇
東京	八、七、三	八、八、〇	八、八、六
神奈川	七、六、九	七、七、〇	七、七、〇
大阪	五、〇、五、〇	五、〇、五、〇	五、〇、五、〇
京都	三、六、九	三、七、〇	三、七、〇
長崎	一、四、二	一、四、三	一、四、三
京都府	一、三、三	一、三、四	一、三、四

◎縣下在留外國人國籍別人員表

國籍	昭和三年度末	昭和五年度末
支那人	三、六、八	三、八、六
英國人	五、七	六、六
米國人	三、〇、三	三、二、二
獨逸人	二、九	三、〇
佛國人	九、三	九、八
露國人	八、九	九、〇
外二十一ヶ國	〇	〇



一七 社會事業



餓ゑて居る者、病に冒されて居ても醫者に診察て貰へない者、寄る邊の無い孤兒等の悲惨な姿を見出した場合、私達は、何とかして此の氣の毒な状態を、少しでも軽くしてやりたい氣持に驅り立てられ、之に働きかけずにはゐられない衝動を感じ、思はずこれ等の人々に對して、救の手を差伸べるのである。然し此の場合の私達は、此の哀な状態其の物に先づ強く心を奪はれ、只管此の境遇に同情し、唯々此の陰慘な状態を取除きたい本能的な愛で一杯で、それ以上に思慮も分別も働かず餘裕がない。そして、餓ゑた者には食を恵み、病人には醫藥を施し、孤兒は之を養ひ、彼等の満足氣な感謝の涙に自分自身も充分な喜悅に浸つて了ふ

のである。だが此の結果は、往々それ等の人々に依頼心を増長させ、手に負へない怠者を養成する様になり勝である。これは感傷的な愛を中心に、恵み施し以外に一步も出ない慈善事業の避け難い缺陷である。

かうした失敗は、貧乏の問題に就いて深い省察や色々な調査や研究に私達を導いた。そして、貧乏が社會に發生するのは、結局社會其の物にも缺陷がある爲である事や、慈善事業が餘りにも其の場限りの對症療法であること等を發見せしめたのである。

近世の社會生活は、自由競争を原則とする。随つて、生きる爲に或はよりよく生きる爲に、社會の各方面に日々激烈な競争を捲き起して居る。競争が激しければ激しい程、其處には無数の落伍者が次から／＼へと生じて来る。此の貧乏に落込む者の中には勿論彼等自身の心懸けが悪かつた者もあるが、同胞相愛の人類愛に燃える人々には、之を、只因果應報として捨去る事が出来ない。のみならず、此の多數の人々の窮乏

化の現象が、總べての社會不安の呪はしい温床で、あらゆる社會的弊害は、此處から發生するのであるから、此の傾向の趨く儘に放任して置けば、社會生活其の物が、不斷の危険に曝されねばならないことになる。そこで、社會は、自己を防衛し圓滿なる進化發達を遂げる爲に、社會自身之に對して適當な施設を講ずる必要に迫られるのである。

即ち私達の經驗は先づ、私達に慈善事業の缺陷を充分に認識せしめると共に、貧乏の發生する原因が社會其の物にも一部分横たはつてゐる事を發見せしめ、更に又、社會は自己防衛・自己保存の爲に、自ら適當な施設を講ずる必要に迫られて居ることを知るに至つた。

斯様な諸事情は、勢、慈善事業を過去のものとして、社會事業を新に誕生せしめたのである。即ち貧の問題を一面社會其の物の弊害として認め、社會を平和的漸進的に改善しようとすると共に、落伍者に對しては、夫々根本的に科學的に救濟する事業の完全を期し、彼等を貧乏の深

淵から永久に救ひ出す爲に、國家及び地方の公共團體より私人に至る迄夫々共力して、共存共榮、社會連帶の旗の下に各種の努力、様々の施設を盛に進めつゝある。其の上に、今日の此の社會事業は、救貧事業より更に進んで落伍者を生ぜしめない様に豫防する防貧事業に特に力を入れて、之を手廣く且徹底的に行つて居るのである。

本縣は、縣内に六大都市の一にして本邦有数の開港場である横濱市があり、京濱間には大製造工場が密集し、其の他にも多數の都邑が散在し、全國に於ても近代的商工業の最も盛な府縣の一である。随つて、近代的産業生活の必然的産物である社會問題も、勢、多く發生し易く、更に、本縣と東京との間には、幾條もの鐵道・軌道が通じ、立派な國道もあつて、高度に發達したこれ等の交通機關が兩地を連結して居る爲、大東京市に發生した多數の失業者・浮浪者・乞食等をして、容易に縣内に移入せしめるのである。

本縣社會事業の地位及び特色

斯様な産業的並びに地理的諸事情は、必然的に本縣の社會事業をして、救貧に、防貧に何れも其の整備を徹底せしめ、之を全國的に見ても東京・大阪兩府に亞ぐに至らしめた。

本縣の社會事業振興の根本的諸原因は、何れも前記の事情の中に横たはつて居るのであるが、之を急速に今日の盛況に導いた原因としては、かの關東地方の大震災を挙げねばならない。當時發達の途上に在つた縣下の社會事業は、震災の爲一時非常な打撃を蒙り、殆ど潰滅に歸したかの觀があつた。從來あらゆる文化的諸施設を利用し極めて便利な生活を營んで來た人々が、一瞬にして焦土と化した荒野に立たせられ、而も、殆ど凡べての人々が或は職業を失ひ、或は骨肉と離れ、財産を灰燼に歸し終つたのである。随つて其處には、救護的社會施設の必要が、極度にまで高まらざるを得なかつた。加ふるに皇室の有難き思召があり、一方に全國同胞より寄せられた美しい同情に刺戟せられ、社會事業

震災の打撃

以下これ等の諸施設を救護・福利・兒童保護・教化に分つて、順次簡単に展望して見よう。

社會委員

社會委員 此の制度は相互扶助の精神に基づき貧困者を救済し、貧窮に陥らんとする者を扶け、貧困を未然に防止する爲、細民の相談指導に任じ、又地方生活情態の改善を講ずることを目的とするのである。

方面委員

縣下には現在横濱市を除いた二市十一ヶ町村に此の制度が設けてあつて、其の委員數は二百六十四名である。横濱市は之を方面委員と呼んで居るが、全く同じ制度で、現在同市の委員數は二百十八名である。これ等の各委員は何れも、貧乏・犯罪・無知・疾病等あらゆる社會惡を排除し、明るい幸福な社會生活を建設する爲に、日夜孜々として精進して居るのである。

救護事業

一 救護事業 貧窮者の救済並びに醫療・救護は社會事業の源であつて、既に太古から行はれ、今日でも社會事業の重要な一部門である。身體・精神の缺陷及び失業其の他の社會的原因等の爲、貧困に陥り自活若しくは扶養を受くる途のない者及び醫藥の途なき者に對して行はれる

公私のあらゆる救済・救療事業並びに災害救助・軍事救護等は此の部門に屬するのである。

救療事業

(一) 救療事業 病氣に罹つても藥も服めず、醫者にも診察て貰へない悲惨な人々を無

濟生會

料で診療する施設である。恩賜財團濟生會は明治天皇の聖旨を奉體して、明治四十四年二月十一日創立せられた全國的な施設であつて、本縣も同會の委託を受け、醫藥の途なき病傷者が無料で何時でも縣下の開業醫から治療を受ける事が出来る様に定めてある。尙同會は横濱市に病院一ヶ所、診療所を二ヶ所及び川崎市に一ヶ所を置き夫々治療に當つて居る。又大震災の際米國より贈られた義捐金を以て出來た同愛記念財團でも横濱市に同愛記念病院を建設して施診を行つてゐる。

救濟事業

(二) 救濟事業 寄る邊のない七十歳以上の老人・病人・不具廢疾の者、十三歳未満の子供及び棄兒等で、日々の生活の出來ない者、又は旅行中病氣に罹つても引取人のない者等に對しては、國や縣の費用を以て夫々生活費等を給與することになつて居る。

横濱市・横須賀市の各救護所・横濱孤兒院・浴風會横濱分園等ではかゝる不幸な人々を收容して其の面倒を見て居る。

軍事救護

(三) 軍事救護 戦死者の遺族・傷病兵・出征兵並びに年々新に入營する多數の人々の家

罹災救助

族で生活に困つて居る者に對しては、國の費用を以て生計費を補助して居る。

(四) 罹災救助

火災・水害其他天災地變の爲一時衣食住の途を失つた者は、縣の罹災救助基金を以て夫々救助してゐる。神奈川縣社會事業協會でも震災記念事業として、毎年九月一日に、縣民一般より募集した奉仕金の一部をこれ等罹災者の救助に充てゝ居る。

福利事業

二 福利事業

は社會的な福利と生活上の便宜とを提供し、貧困への

没落に備へるものである。縣下に於けるこれ等の施設を舉ぐれば、先づ住宅施設・公益質屋・簡易宿泊所・簡易食堂・公設浴場・失業救濟事業・職業輔導所・授産場・職業紹介所・地方改善事業・移植民の保護等を數へることが出来る。此の外他の府縣に見ない特有な施設として舉げ得るものに沖仲仕休憩所が二つある。これは横濱港繁榮の爲孜孜として働く、開港都市特有の勞務者たる沖仲仕約五千五百名の爲に居心地よい溜り場として設けられたもので、朝夕及び仕事の合間々々の休憩所となり、又それ等の慰安場・娛樂場ともなつてゐる。

沖仲仕休憩所

住宅施設

(一) 住宅施設

は庶民階級の爲に住宅難を緩和し、住宅の改善を圖り、之によつて家族生活を保護向上せしめるを目的とし、政府は公共團體及び住宅組合に對し其の資金を融通して居る。

而して縣下公共團體及び住宅組合に於て本資金として融通を受けた額は七百九十餘萬圓で、それにより建設した住宅數は八千戸に及んでゐる。其の他に公共團體たる同潤會も横濱市に各種の住宅を建設供給して居る。

公益質屋

(二) 公益質屋

小額所得者階級は所謂「手から口へ」の生活を營みつゝあるのである。

公益質屋は此の庶民生活の實情に基づき、從來の營利質屋制度を改善して庶民の經濟的困難を助け、其の向上を圖る金融機關として設けられたのであつて、其の經濟主體は市町村又は公益法人である。縣下には横濱市營のものが十二、鶴見總持寺社會事業部經營のものが一、横須賀市營が二、小田原町營が一ある。營利質屋の缺陷は利率の高いことである。公益質屋は利率の低いことに於て社會的意義があり、其の公益的機能を發揮することが出来るから、公益質屋に於ては一圓につき一ヶ月金一錢二厘五毛の低率にしてゐる。而して公益質屋の創設費に對しては國庫から二分の一以内の補助がある。地方公共團體は財政の許す限り之を設置するのは最も必要なことである。此の外庶民の福利増進を計る爲

簡易宿泊所

生業資金融通の途も開けて居る。

(三) 簡易宿泊所 家庭を持たない獨身労働者其他収入の不足等に悩む人々は、多くは設備の極めて不完全な木賃宿若しくは之に類する安宿に宿泊するを常とするが、其の宿泊料も割合に高く経済上の不利益も大なるのみならず、衛生上風紀上の弊害も少くない。これ等の人々の爲に低廉に、而も設備の完備した宿泊所を供給し、併せて簡易な娯樂修養等の設備を講ずれば、經濟・衛生・風紀の改善と共に産業能率の増進に資することも出来る。

かくの如き目的の下に横濱市には市營が二、其の他の團體の經營に係るものが、神奈川縣匡濟會施設の横濱社會館とも八ある。此の中特殊のものとしては内鮮融和を目的とする神奈川縣内鮮協會の根岸會館、無料の曹交會宿泊所等がある。又横須賀市・川崎市及び浦賀町に各一づゝある。

簡易食堂

(四) 簡易食堂 近時一般街頭に於ける給食設備は常に不廉であるばかりでなく、非衛生的なものも少くない。一般民衆に、營養に富み保健的な食事を安價に且愉快に供給する爲に設けられたのが簡易食堂であつて、單獨に設置せるものと前記の宿泊所に附設したものがある。

公設浴場

横濱市に市營二、其の他の施設に係るもの二、横須賀市に市營一、其の他に一、浦賀町・鎌倉町・平塚町に各一ヶ所ある。

(五) 公設浴場 日本人は一般に入浴を愛好する習慣がある。彼等の多くは銭湯によるのであるが、大都市以外は概ね設備不完全で非衛生的なものが少くない。殊に入浴料は高く經濟上遺憾とするので、無料又は低廉な料金を以て入浴設備を利用せしめる公設浴場は庶民生活上極めて緊要なものであるが、未だ僅かに横濱市に二、川崎市に一あるのみである。此の公設浴場は兼ねて修養娯樂の施設を加味して、民衆慰樂の場所たらしめることは最も望ましいことで、横濱社會館に附設するものゝ如きは規模も相當大きく一時に二百人も入浴することを得、娯樂室・理髮室等の設もある。

地方改善事業

(六) 地方改善事業 融和問題の根本的解決は因襲的差別觀念を除いて、國民親和の明るい社會を實現するにある。縣は融和運動の外に地方改善委員を任命し、環境の改善、生活の向上を圖ると共に、人物養成の爲に育英奨勵の方法をも講じて居る。

職業紹介所

(七) 職業紹介所 職業の有無や、其の適不適は其の人の生活に非常な關係をもつから、職業を求むる人の爲により相談相手となり、適當な人間を適當な場所に置くと言ふ社會的要求から生れたものが職業紹介所で

あつて、産業上社會問題上重要な使命を有するのである。

縣下の職業紹介所は横濱市に中央職業紹介所が一、他に市内に五、横須賀市・川崎市・浦賀町に各一、合計九ヶ所ある。

又少年職業紹介事業は從來職業の選擇指導其の宜しきを得ない結果多數の少年が轉々として業務を變更する爲、失業の機會を多くして一生を誤るのみならず、延いては産業能率上に悪影響を及すことも少ないのに鑑み大いに必要である。よつて現在は縣下の百十五の小學校を聯絡校とし、職業紹介所と相提携して、就職斡旋並びに就職後の保護指導に當ることゝなつて居る。

失業救済事業

(ハ) 失業救済事業 失業救済事業に就いては職業紹介制度の整備に務めてゐるが、日傭労働者の失業の機會は一層多くなつた。殊に毎年冬期に於ては屋外労働の減少、雪國よりの出稼者の増加等に伴ひ一層失業者數を加へるのである。最近の調査によると日傭労働者は九千七百七

十八人、要救済人員七千二百五十九人、其の他の労働者六千七百六十二人、要救済人員二千六百六十五人の多きに達してゐる。而して日傭労働者の失業救済は最も困難な問題ではあるが、結局事業を興して職を與へるより外に途が無いのである。よつて冬季を中心とする季節的失業を救済する爲、六大都市並びに其の府縣及び隣接市町村は、失業救済の意味で特に或種の公私事業を施行する。尙縣は失業の對策として事業調節委員會を設置し、縣及び縣下横濱・横須賀・川崎各市當局者並びに企業家其他學識經驗ある者を委員に囑託し、失業に關する各般の調査講究に當り、其の緩和救済に努めてゐる。

職業輔導

失業者に對し短期間で技術的職業の輔導をなし就職を容易ならしめる施設として、横濱市に大工・家具・活版印刷・製本・銅板・石版等の手職を授ける横濱市職業輔導所・印刷所等がある。此の外家計を助け、或は自活の途を求むる婦人の爲に婦人授産場がある。これは横濱市櫻木町驛前にある中央授産場の外に神奈川町と本牧町との二、横濱婦人自助會・愛國婦人會神奈川縣支部經營のもの各一、横須賀市に三ヶ所、小田原町・浦賀町に各一ある。

(九) 移殖民の保護奨励 我が國人口は毎年九十萬人内外の増加を示し、耕地面積に對する人口の密度は、一平方キロメートルにつき百六十一人といふ世界中の最高率を示し、失業者も漸次増加の傾向にあつて、最近の調査によれば縣下の失業者は總數一萬九千四百四十三人となつてゐる。然し實際に於てはこれ以上であることは想像するに難くない。何

れにしても我が國人口の上から考へて、移殖民の保護奨励といふことは極めて重要な問題である。

他の二十有餘の府縣に於ては既にこれが統制・調査・研究等の機關や移住組合等の設置を見、夙に海外の新天地に運命の開拓者として奮闘努力した數多の成功者も出してゐるのであるが、本縣には未だその施設を見ないのは洵に遺憾である。(「警察」参照)

主なる各國本土に於ける一平方キロメートルの人口密度	日 本	一六一
	英 吉 利	一八四
	獨 逸	一三六
	伊 太 利	一三一
	佛 蘭 西	七四
	北米合衆國	一五
	露 西 亞	六

(北米合衆國及び日本は西曆一九二七年其の他は西曆一九二六年調査による。英國は本土以外に屬領地三一、五〇〇、〇〇〇平方キロメートルを有す。)

三 兒童保護事業

兒童保護施設は兒童に關する保健教育及び職業の諸問題に亘り其の範圍は極めて廣汎である。現在縣下に行はれて居る施設を挙げれば次の如くである。

(一) 母性並びに妊産婦保護

健全なる次代國民は健全なる母親によつて作られる。故に兒童保護事業には母性の保護教育が先決である。そこで本縣でも縣下各地に婦人講習會を開設して、婦人の育児並びに一般的知識の向上に努めてゐる。此の外産婆の手當を受けることの出来ない妊産婦及び初生兒の家庭を巡回訪問して、彼等の保健保護を行ふ爲、本縣愛國婦人會支部が經營してゐる巡回産婆の設もある。又横濱・横須賀兩市の産婆會の經營に係る産院もある。これ等は看護人もなく寄る邊もない貧しい産婦を收容して産前産後の手當を加へる施設である。

(二) 乳兒保護

母親に離れ、或は貧困にして、而も母乳なき乳兒の世話をする乳兒保護施設は横濱及び小田原に一つづゝある。尙母に對して育児の指導を與へる兒童健康相談の施設もある。

(三) 幼兒保育

母が生活の必要上餘儀なく工場其他家庭外に出て労働するものゝ乳兒、若しくは幼兒を晝間預かり、母親に代つて保育する施設で、多くは都市勞務者居住地域に設置せられる。縣内に於ける此の施設は市町村並びに私設團體或は個人經營のもの